

第3期 吉野川市地域福祉計画

令和5（2023）年3月



ごあいさつ

本市では、平成30（2018）年3月に「第2期 吉野川市地域福祉計画」を策定し、全ての住民が安心して暮らせるまちづくりを目指して、様々な福祉の取組を推進してまいりました。この度、第2期計画の計画期間満了に伴い、令和5（2023）年度を初年度とする「第3期 吉野川市地域福祉計画」を新たに策定しました。

本計画は「みんなの絆と地域の力で育む 心豊かな吉野川市」を基本理念として掲げ、誰もが幸せを実感できる「地域共生社会」の構築を目指して、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するとともに、これまでの地域福祉の取組における課題の整理を踏まえ、市民の皆様と共に取り組む福祉分野における総合的な計画となっています。

現在、我が国においては総人口の減少や少子高齢化に歯止めがかからない中、住民同士のつながり意識の希薄化をはじめ、地域活動の担い手の減少やそれに伴う地域の活力の低下が危惧されています。また、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響は、住民同士の交流の機会を奪い、生活困窮者の増加やひきこもり、孤独死など、更なる福祉的課題を引き起こす要因ともなっています。

今後、新型コロナウイルス感染症への対応が、新たなステージへと移行していく中、本市においても、複雑化、複合化した地域福祉を取り巻く課題に的確に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、互いに支え合い、助け合いながら、福祉に関わる関係機関及び行政と協働して、共に地域福祉を推進していく必要があります。

このような現状を鑑み、本計画では「住民同士が共に支え合い、助け合う社会」に視点を置いて策定するとともに、特に、重層的支援体制整備事業の構築をはじめ、避難行動要支援者などの防災関連、孤独・孤立対策や自殺対策、成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画の組み込みなど、多方面にわたる福祉施策を推進してまいります。そして、市民の皆様と共に、福祉が充実したまちづくりに取り組むことにより「住民満足度」と「まちの魅力度」の向上を目指します。

結びに、本計画の策定にあたって、貴重なご意見、ご提言をいただきました「吉野川市地域福祉計画策定委員会」の委員の皆様や関係団体の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた市民の皆様並びに関係各位に対し、心よりお礼を申し上げてご挨拶とさせていただきます。

令和5（2023）年3月

吉野川市長 原井 敬

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要 -----	1
[1] 社会的背景 -----	1
[2] 計画策定の趣旨 -----	1
[3] 地域福祉について-----	2
[4] 計画の位置付け -----	3
第2章 福祉を取り巻く現状 -----	7
1 人口等の現状 -----	7
2 高齢者の現状 -----	12
3 障がいのある人の状況 -----	15
4 子育て支援の状況 -----	17
5 地域の状況-----	20
6 福祉的課題を抱えている人の状況 -----	22
7 自殺者数の状況 -----	22
第3章 第2期計画における取組内容と課題 -----	23
【基本目標1】各分野横断的な共通課題への対応-----	23
【基本目標2】包括的な支援体制の整備推進 -----	36
【基本目標3】地域福祉の意識づくりと人づくり（自助・互助）-----	38
【基本目標4】地域福祉を担う団体の支援（共助） -----	42
【基本目標5】地域福祉の情報提供と各種サービスの充実（公助） -----	44
第4章 調査結果等から読み取れる本市の課題 -----	47
[1] 地域福祉の意識づくり -----	47
[2] 福祉の担い手の確保 -----	49
[3] 支え合いのつながりづくりと拠点づくり -----	51
[4] 多様な生活支援の充実 -----	53
[5] 多様な主体による福祉のネットワークづくり -----	56
[6] 安心できる福祉サービスの提供 -----	58
[7] より身近で包括的な相談支援体制づくり -----	59
[8] 一人一人の権利を守る取組の推進-----	61
[9] 災害に備える取組の推進 -----	63
[10] 安全で安心な生活環境づくり -----	64

第5章 計画の基本的な考え方	-----65
[1] 計画の基本的な考え方	----- 65
1 基本理念	----- 65
2 基本目標	----- 65
[2] 施策体系	----- 66
第6章 地域福祉の推進	-----67
【基本目標1】地域の絆を深めるまちづくり	----- 67
施策の方向1 地域で支え合う意識の醸成	----- 68
施策の方向2 福祉の担い手づくり	----- 69
施策の方向3 交流の拠点づくりとボランティア活動の促進	----- 70
【基本目標2】多様な支援が充実したまちづくり	----- 72
施策の方向4 暮らしを支える助け合いの仕組みづくり	----- 73
施策の方向5 地域活動を活性化する福祉のネットワークづくり	----- 74
施策の方向6 良質で多様な福祉サービスの利用促進	----- 75
【基本目標3】きめ細かな相談で安心できるまちづくり	----- 77
施策の方向7 包括的な相談支援体制の整備（重層的支援体制整備事業）	---- 78
施策の方向8 権利擁護の推進	----- 80
【基本目標4】誰もが安全に暮らせるまちづくり	----- 82
施策の方向9 人にやさしいまちづくり	----- 83
施策の方向10 防災対策の推進	----- 84
施策の方向11 防犯対策の推進	----- 85
第7章 吉野川市成年後見制度利用促進基本計画	-----86
[1] 計画策定の趣旨と位置付け	----- 86
[2] 本市の現状と課題	----- 86
[3] 計画の期間	----- 88
[4] 施策の体系	----- 88
第8章 吉野川市再犯防止推進計画	-----91
[1] 計画策定の趣旨と位置付け	----- 91
[2] 計画の期間及び対象者	----- 93
[3] 再犯防止施策を取り巻く現状	----- 93
[4] 施策の展開	----- 95

第9章 計画の推進のために	-----98
[1] 計画の推進にあたって	----- 98
1 計画の周知と住民との協働による推進	----- 98
2 庁内の推進体制の強化	----- 98
3 重層的支援体制整備事業の構築に向けた取組の推進	----- 98
4 吉野川市社会福祉協議会等関係機関との連携の強化	----- 98
[2] 計画の進行管理	----- 99
資料編	-----100
1 吉野川市地域福祉計画策定委員会設置要綱	----- 100
2 吉野川市地域福祉計画策定委員会委員名簿	----- 101
3 策定経過	----- 102

第1章 計画の概要

[1] 社会的背景

● 様々な社会問題の顕在化

近年、総人口の減少や少子高齢化の進行、高齢者世帯の増加などを背景として、地域における住民同士で支え合う力の低下が危惧されています。また、高齢者や子どもへの虐待、ひきこもり、孤独死、生活困窮者の増加など、様々な社会問題が顕在化しています。

● 多様化する福祉的課題

このような状況の中、高齢者が高齢者を介護する「老老介護問題」や子育てと介護を同時に担う「ダブルケア問題」、高齢の親がひきこもっている子どもの生活を支える「8050問題」、子どもが家族の世話や家事を長時間担う「ヤングケアラー」といった、制度の狭間にあるため適切な公的支援を受けられない世帯など、生活が多様化、複雑化する中で新たな福祉的課題も生じています。

● 感染症拡大の影響

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、テレワークやオンライン会議等の浸透など、ライフスタイルに大きな変化をもたらした一方で、人々の生活には様々な影響が生じました。最近では、行動制限が少しずつ緩和されてきていますが、引き続き基本的な感染症防止対策が必要となっています。

● 制度や分野の枠組みを超えた取組の必要性

これからの地域社会においては、制度や分野の枠組みを超えて、地域住民をはじめとする多様な主体がつながる力を発揮することで、多様化する福祉的課題の解決を図っていくことが求められています。

[2] 計画策定の趣旨

本市では、平成30（2018）年3月に「第2期 吉野川市地域福祉計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し「みんなの絆と地域の力で育む 心豊かな吉野川市」を基本理念として、地域における絆と支え合いの活動を充実することで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、様々な取組を推進してきました。

本市では、地域福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応し、地域住民が抱える新たな課題の解決を図るため「第3期 吉野川市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

[3] 地域福祉について

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを目指して、地域を中心として「住民同士が共に支え合い、助け合う社会」を基盤とした福祉のことです。「地域福祉活動」は、地域で支援を必要としている人の様々な困りごとや不安を、住民が主体となって解決していく取組のことです。

地域福祉の推進にあたっては、ふだんの生活で起こる問題は、まず一人一人の個人による努力（自助）で解決し、個人や家庭で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPO団体などの協力を得ながら解決（互助）する。また、介護保険制度や医療保険制度など相互の負担により成り立つ社会保障制度を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉、保健、医療等の公的サービスなど、行政でなければできないことは行政が中心となって取り組む（公助）といった、重層的な取組（四助）が必要です。

【 四助の取組内容 】

自 助	自助努力（自分でできる範囲のことは自分で行う。） 家族や親族による支え合い 民間の福祉サービス等の利用
互 助	隣近所や身近な地域における友人・知人との互いに助け合う活動 自治会や社会福祉協議会等の社会福祉法人、ボランティア、NPO等による 市民協働の活動
共 助	介護保険制度や医療保険制度など、必要に応じて活用する相互負担によって 成り立つ様々な社会保障制度
公 助	福祉、保健、医療その他関連する施策に基づく公的サービスの提供や支援 生活保護や人権の擁護、虐待防止対策など行政施策として行うべきもの

2 地域共生社会の実現

国においては、これまで高齢者支援として推進してきた「地域包括ケアシステム」を深化させ、制度や分野を超えた支え合いの仕組みとして、地域に暮らす全ての人が支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。

「地域共生社会」とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民をはじめ地域の多様な主体が協働し、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会として位置付けられています。

「地域福祉計画」とは「地域共生社会」を実現するために、地域福祉を推進するための具体的な行動指針を定めた計画です。

[4] 計画の位置付け

1 法的根拠

本計画は「社会福祉法」第 107 条（市町村地域福祉計画）の規定に基づき、地域福祉を推進するための総合的な計画です。

平成 29（2017）年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）」により「社会福祉法」の一部改正が行われ、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が関係機関との連携等により課題の解決を図ること、市町村においては、包括的な支援体制の整備のほか市町村地域福祉計画の策定に努めるものとされ、これまで「任意計画」とされていたものから「努力義務計画」となりました。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抜粋）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

また、本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」第 14 条第 1 項に規定する「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村成年後見制度利用促進基本計画）」及び「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」としても位置付けます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

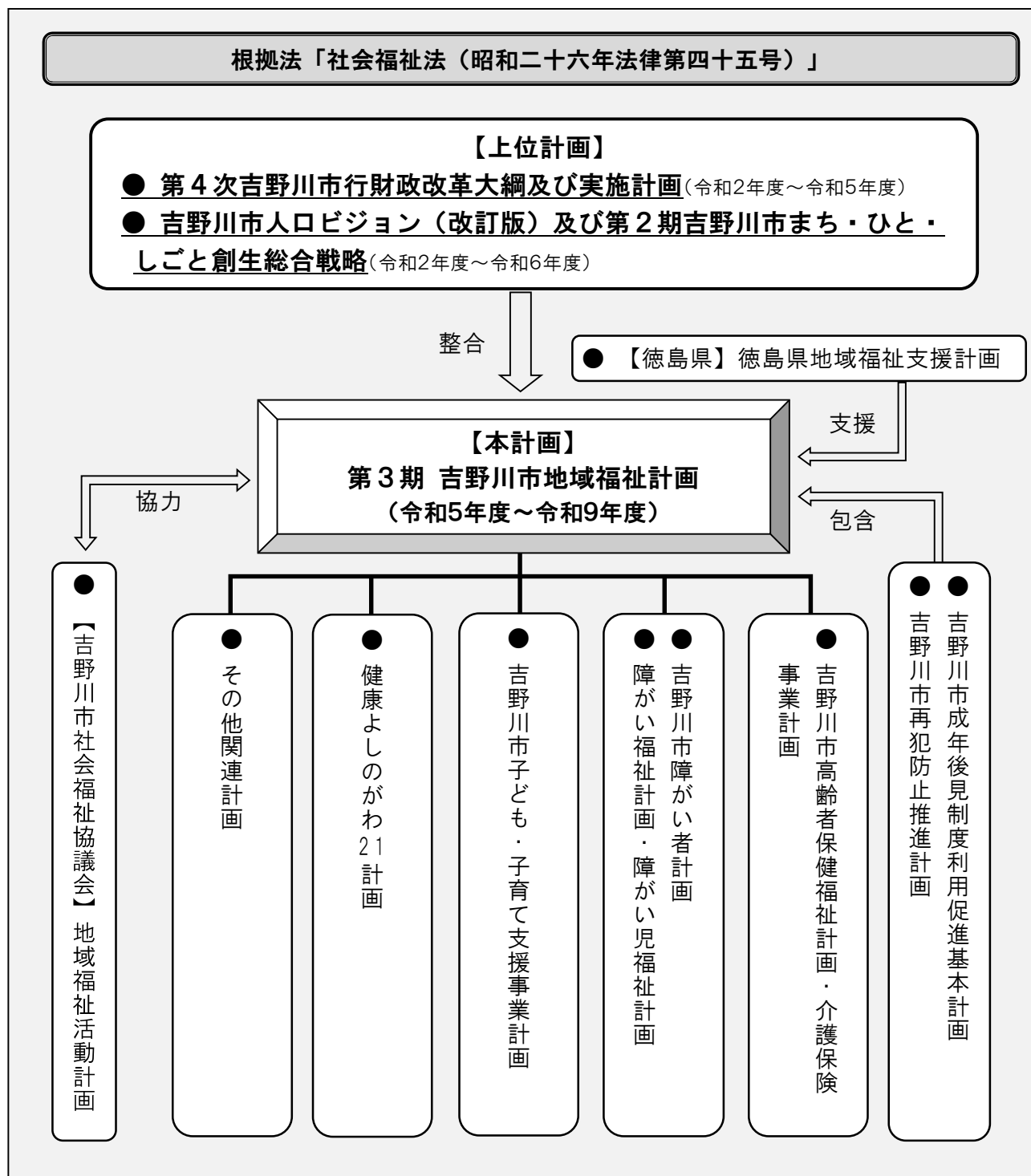
第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2 計画の位置付け

本計画は、上位の行政計画である「第4次吉野川市行財政改革大綱及び実施計画」及び「吉野川市人口ビジョン（改訂版）及び第2期吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方針に沿って策定するとともに、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ、地域福祉を推進するための総合的な計画として位置付けます。

また、本計画は、徳島県の「徳島県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに、吉野川市社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」の施策について、協力体制を図ることとしています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。なお、社会経済情勢や大きな制度の改正等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、アンケート調査及び関係団体調査等を通じて、市民や関係団体等の実態や意見等を把握するとともに、各種団体の関係者などから構成される「吉野川市地域福祉計画策定委員会」において、本計画の内容についての協議、評価、検討を行いました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。

（1）福祉のまちづくりアンケート調査

市民を対象としてアンケート調査を実施し、福祉サービス等に対するニーズや福祉意識、地域福祉活動への参加意向等を調査しました。

調査対象	18歳以上の市民
調査方法	郵送配布～郵送回収
抽出方法	無作為抽出
回収状況	779人／2,000人（有効回収率39.0%）
実施時期	令和4（2022）年9～10月

（2）地域福祉の推進に関する関係団体調査

地域で活動している市内の福祉関係団体における、福祉に関する具体的な問題点や課題、今後の取組に関する意見や行政との連携の在り方などについて調査しました。

調査対象	市内の福祉関係団体
調査方法	郵送配布・郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）
回収状況	7団体（配布は8団体）
実施時期	令和4（2022）年10～11月

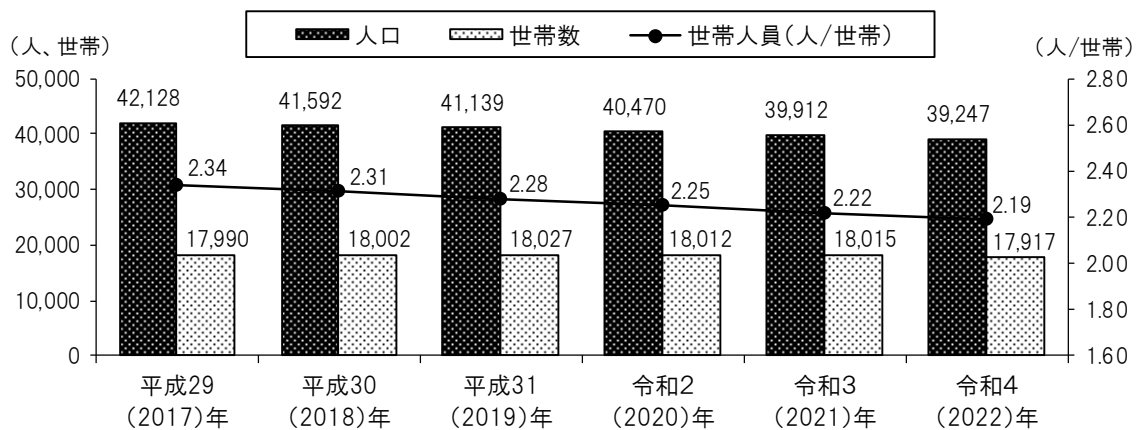
第2章 福祉を取り巻く現状

1 人口等の現状

(1) 人口・世帯数

本市の人口は、令和4（2022）年3月末日現在 39,247 人であり、平成 29（2017）年から約 2,900 人の減少となっています。世帯数は、おおむね横ばいで推移しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 29（2017）年の 2.34 人から令和4（2022）年で 2.19 人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
人口増減率(%)	100.0	98.7	97.7	96.1	94.7	93.2
世帯数増減率(%)	100.0	100.1	100.2	100.1	100.1	99.6

注：増減率は、平成 29(2017)年を 100 とした場合の各年の割合を示している。

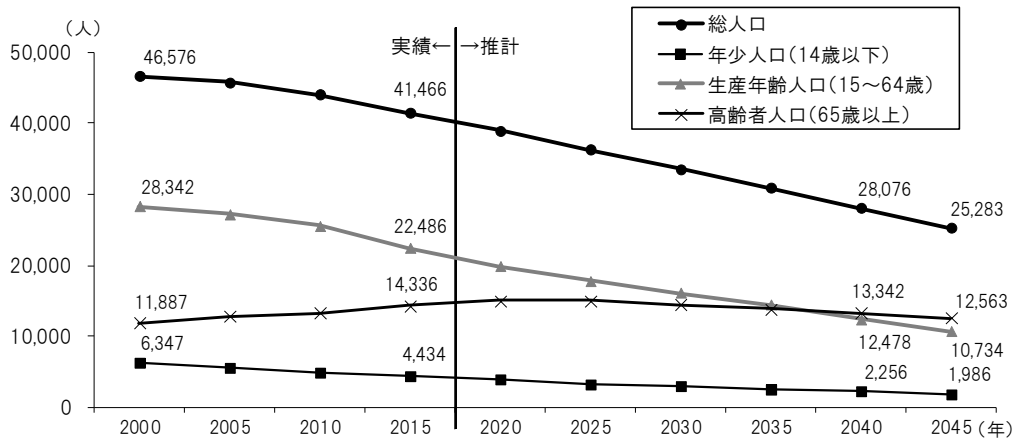
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 将来推計人口

本市の将来推計人口をみると、減少で推移すると予測されています。

年齢3区分別では、生産年齢人口の減少が目立っています。

【 将来推計人口 】



資料：平成 12(2000)年～平成 27(2015)年は国勢調査

令和2(2020)年以降は国立社会保障人口問題研究所(平成 30(2018)年推計)

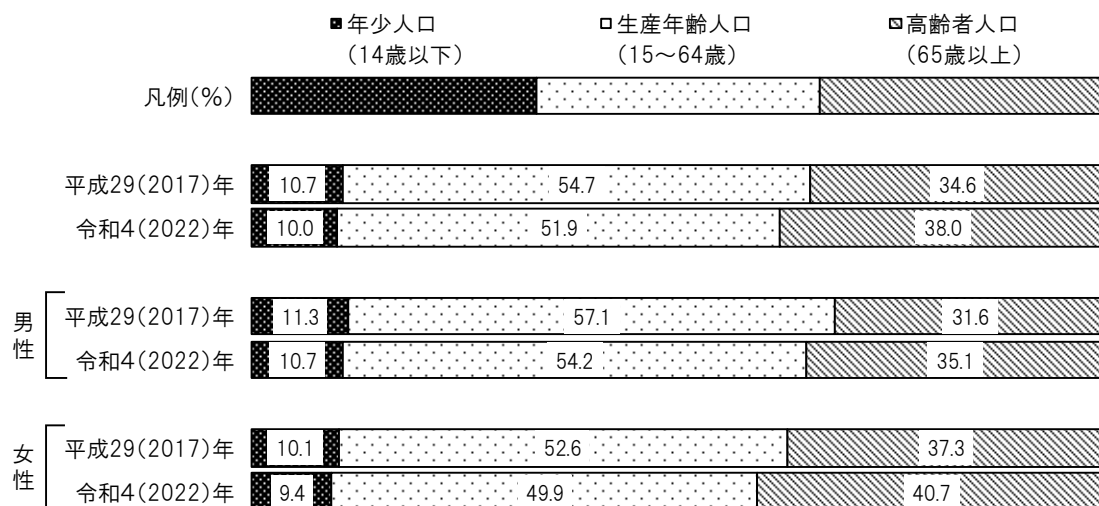
注：平成 12(2000)年は合併前の人口を合算

(3) 年齢別人口

本市の年齢別人口をみると、令和4（2022）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が10.0%、「生産年齢人口（15～64歳）」が51.9%、「高齢者人口（65歳以上）」が38.0%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成29（2017）年の34.6%から令和4（2022）年で38.0%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

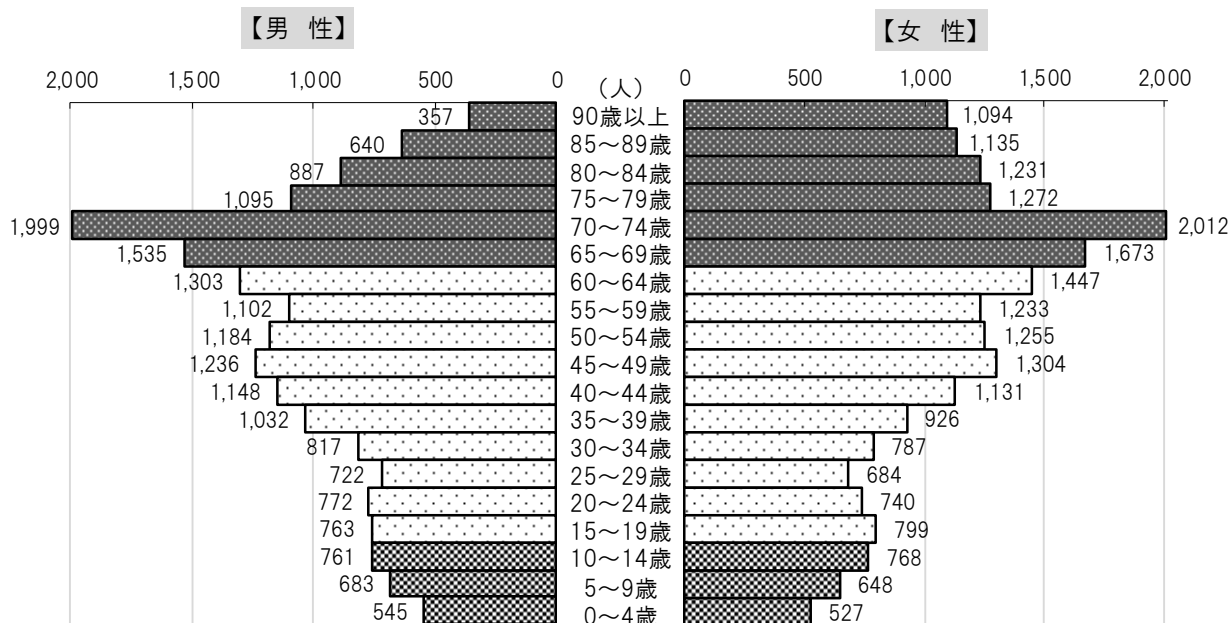
【 年齢3区分人口構成比 】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢を5歳階級別でみると、男女共に70代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっており、75歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

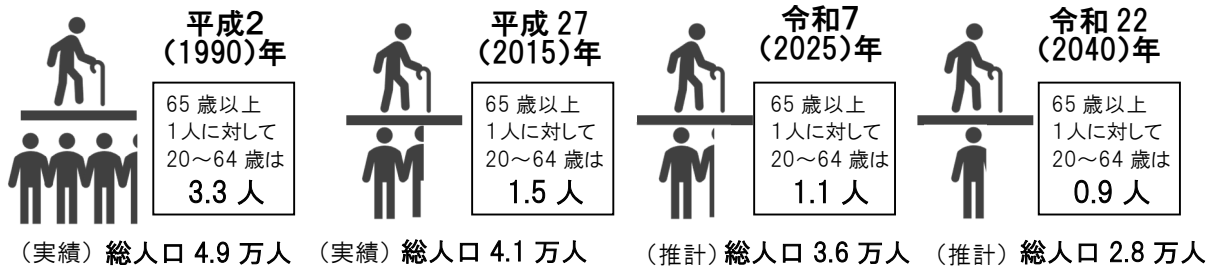
【 年齢5歳階級別人口 】



資料：住民基本台帳（令和4（2022）年3月末日現在）

本市の人口構造の変化をみると、平成2（1990）年は1人の高齢者を3.3人で支える構造が、少子高齢化の進行により、団塊の世代が後期高齢者に移行する令和7（2025）年には、1人の高齢者を1.1人で支える構造になると想定されています。

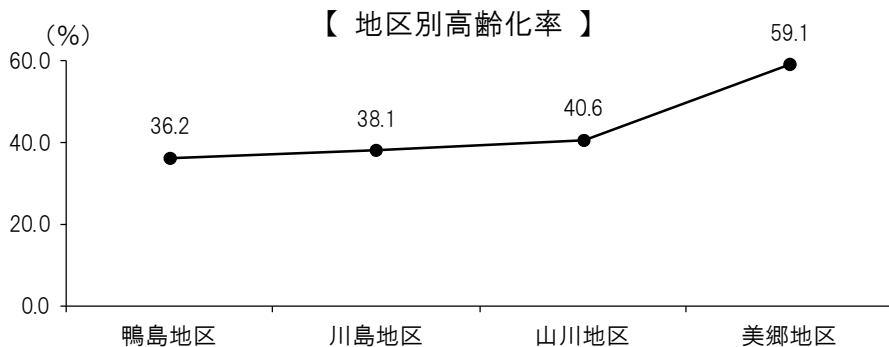
【吉野川市の人口構造の変化（1990～2040年）】



資料：国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所資料より作成
注：平成2(1990)年は合併前の人口を合算

(4) 地区別人口・世帯数

地区別の人口及び世帯数をみると、鴨島地区が22,284人、10,131世帯と最も多く、美郷地区が831人、455世帯と最も少なくなっています。また、平成29（2017）年からの推移では、全ての地区において人口が減少しており、美郷地区では高齢化率が59.1%と最も高くなっています。



資料：住民基本台帳(令和4(2022)年3月末日現在)

【地区別人口・世帯数の推移】

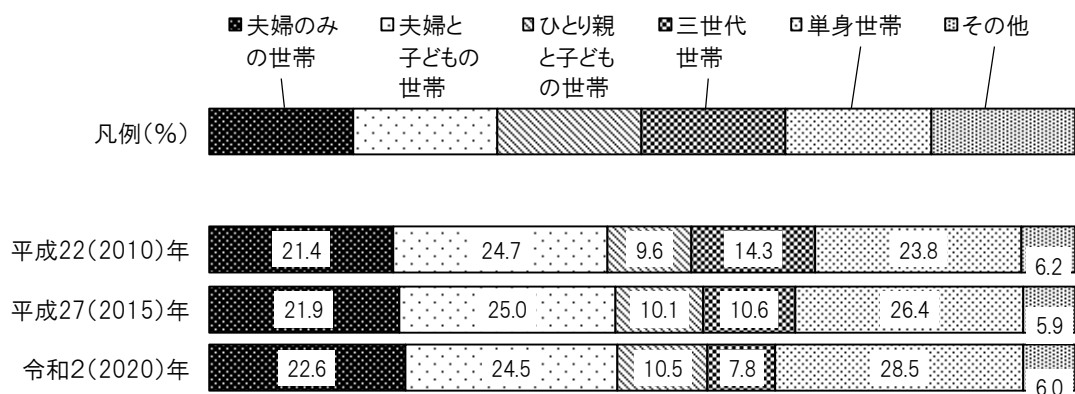
	平成29(2017)年			令和4(2022)年			人口増減率 (%)	世帯数増減率 (%)
	人口	世帯数	世帯人員 (人/世帯)	人口	世帯数	世帯人員 (人/世帯)		
吉野川市全体	42,128	17,990	2.34	39,247	17,917	2.19	-6.8	-0.4
鴨島地区	23,432	9,948	2.36	22,284	10,131	2.20	-4.9	1.8
川島地区	7,539	3,261	2.31	6,898	3,164	2.18	-8.5	-3.0
山川地区	10,164	4,298	2.36	9,234	4,167	2.22	-9.1	-3.0
美郷地区	993	483	2.06	831	455	1.83	-16.3	-5.8

注：増減率は、平成29(2017)年から令和4(2022)年にかけての増減割合
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

(5) 世帯の状況

世帯構成について、平成22(2010)年から令和2(2020)年までの推移で見ると、「夫婦のみ世帯」「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加で推移していますが、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

【 世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

(6) ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和2(2020)年では215世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【 ひとり親家庭の状況 】

	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	271	263	215
母子世帯数	245(90.4%)	241(91.6%)	199(92.6%)
父子世帯数	26(9.6%)	22(8.4%)	16(7.4%)

資料：国勢調査

(7) 高齢者世帯の状況

本市の65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯は増加していますが、高齢者同居世帯は減少しています。

【 高齢者世帯数の推移 】

	平成 27(2015)年		令和2(2020)年		増減率(%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	15,670	100.0	15,444	100.0	-1.4
65歳以上の高齢者のいる世帯	8,861	56.5	8,955	58.0	1.1
高齢者単身世帯	2,217	14.1	2,449	15.9	10.5
高齢者夫婦世帯	1,977	12.6	2,192	14.2	10.9
高齢者同居世帯	4,667	29.8	4,314	27.9	-7.6

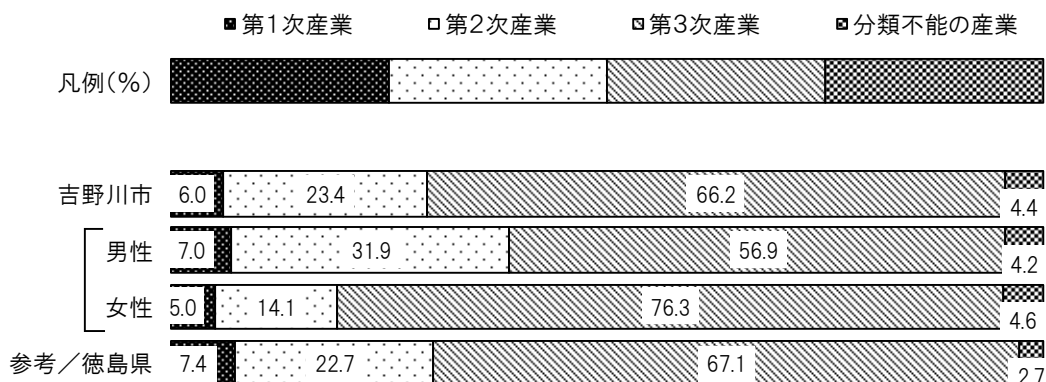
資料：国勢調査

(8) 産業別就業者構成比

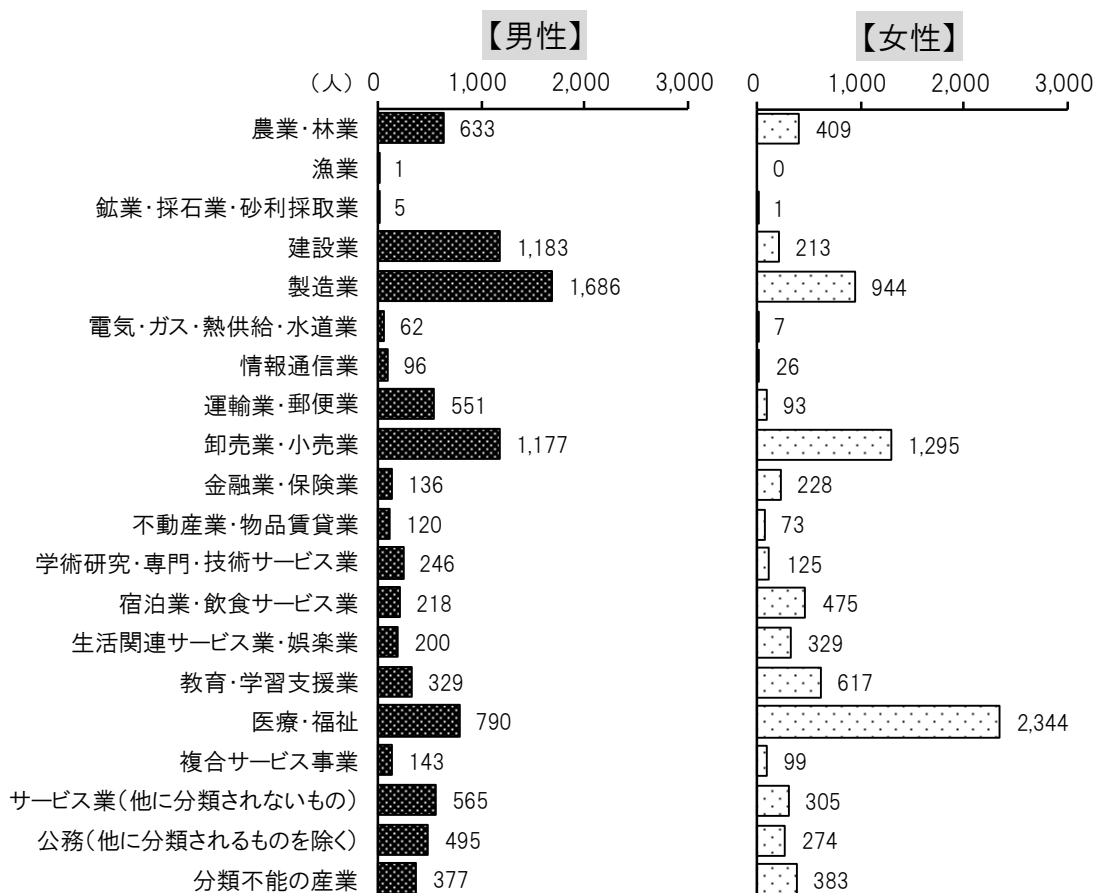
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2(2020)年では第1次産業の割合が6.0%、第2次産業が23.4%、第3次産業が66.2%となっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「製造業」「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】



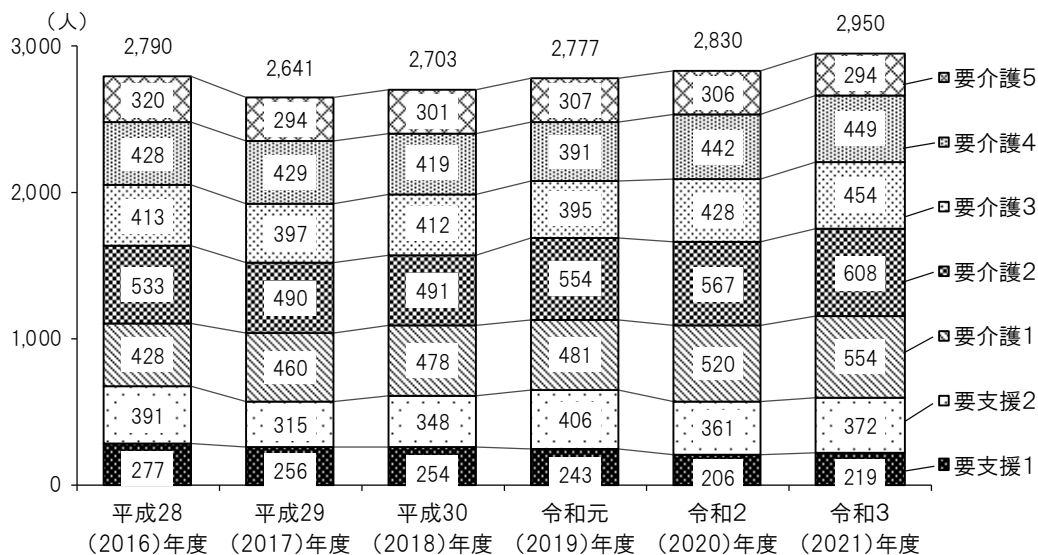
資料: 国勢調査(令和2(2020)年)

2 高齢者の現状

(1) 要介護等認定者数

本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和3（2021）年度では2,950人となっています。要介護度別でみると、要介護2が最も多く、次いで要介護1が続いています。

【 要介護等認定者数の推移 】



資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末日現在）

(2) 吉野川市地域包括支援センターにおける相談の状況

吉野川市地域包括支援センターにおける相談件数をみると、長期的には減少で推移しており、令和3（2021）年度は304件となっています。

【 吉野川市地域包括支援センターにおける相談件数の推移 】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
相談件数(件)	471	577	282	344	308	304

資料：庁内資料（各年度3月末日現在）

(3) 日常生活自立支援事業の利用状況

日常生活自立支援事業の利用者数は、令和3（2021）年度では31人、相談件数は3,140件となっており、利用者数は緩やかな増加傾向にあります。

【 日常生活自立支援事業の利用状況 】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
利用者数(人)	20	18	25	24	28	31
相談件数(件)	1,072	2,024	2,426	3,414	2,431	3,140

資料：日常生活自立支援事業実施状況報告書（各年度3月末日現在）

(4) 認知症高齢者の状況

市内における認知症高齢者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和3（2021）年度では2,477人、認知症の割合は16.6%となっています。

【 認知症高齢者の状況 】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
認知症高齢者数 ^{※1} (人)	1,961	1,944	1,954	2,336	2,471	2,477
認知症割合 ^{※2} (%)	13.5	13.2	13.2	15.7	16.5	16.6

※1:認知症高齢者の日常生活自立度別人数(2号認定者も含む。)

※2:65歳以上人口に占める割合

資料:庁内資料(各年度3月末日現在)

【 高齢者の状況 】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
総人口(人)	42,128	41,592	41,139	40,470	39,912	39,247
65歳以上人口(人)	14,567	14,673	14,793	14,856	14,949	14,930
高齢化率(%)	34.6	35.3	36.0	36.7	37.5	38.0

資料:住民基本台帳(各年度3月末日現在)

(5) 認知症サポーター養成者数

認知症サポーター養成者数は減少傾向にあり、令和3（2021）年度では138人となっています。

【 認知症サポーター養成者数の推移 】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
認知症サポーター養成者数 (人)	594	663	518	370	148	138

資料:庁内資料(各年度3月末日現在)

(6) 高齢者見守りネットワーク登録事業所数

高齢者見守りネットワーク登録事業所数は、おおむね横ばいで推移しており、令和3（2021）年度は58か所となっています。

【 高齢者見守りネットワーク登録事業所数の推移 】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
登録事業所数(か所)	45	59	59	60	61	58

資料:庁内資料(各年度3月末日現在)

(7) 老人クラブ会員数

老人クラブの会員数は、緩やかな減少傾向にあり、令和4(2022)年度では1,949人、会員登録率は11.0%となっています。

【 老人クラブ会員数の推移 】

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
会員数(人)	2,239	2,149	2,165	2,113	2,007	1,949
会員登録率(%)	12.5	12.0	12.0	11.8	11.2	11.0

資料:吉野川市社会福祉協議会(各年度4月1日現在)

(8) 高齢者虐待に関する相談件数

高齢者虐待に関する相談件数は、近年は減少傾向にあり、令和3(2021)年度は4件となっています。

【 高齢者虐待に関する相談状況 】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
相談件数(件)	9	16	16	11	10	4

資料:庁内資料(各年度3月末日現在)

(9) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況をみると、令和3(2021)年度では助成件数が6件、市長申立件数が4件となっています。

【 成年後見制度の利用状況 】

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
助成件数(件)	3	4	2	8	12	6
市長申立件数(件)	4	5	7	5	2	4

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
後見(人)	4	3	6	6	3	5
保佐(人)	1	-	-	2	2	2
補助(人)	-	-	-	-	-	1
任意後見(人)	-	-	-	-	-	-

資料:庁内資料(各年度3月末日現在)

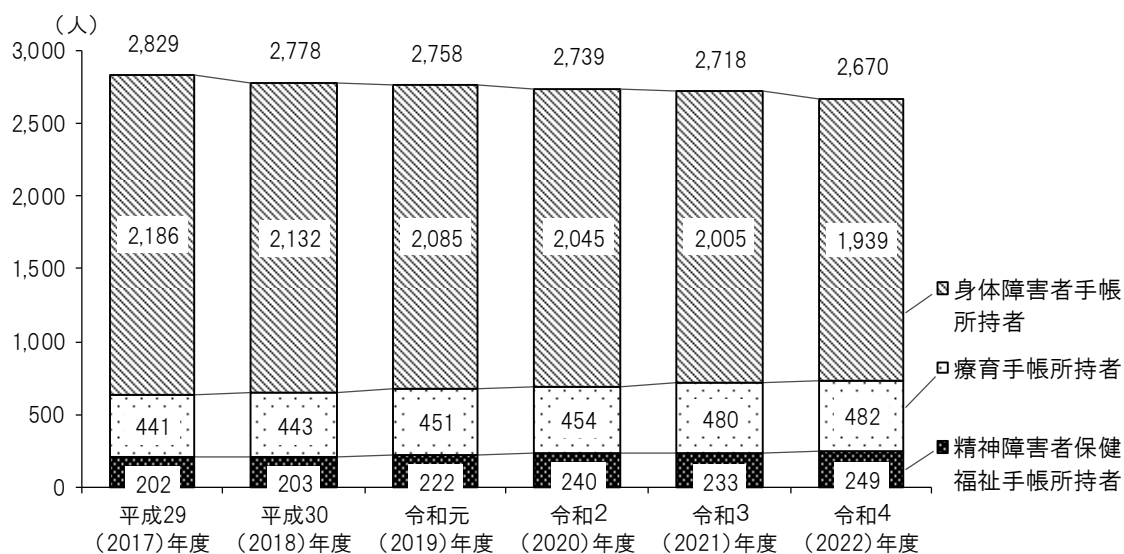
3 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳所持者の状況

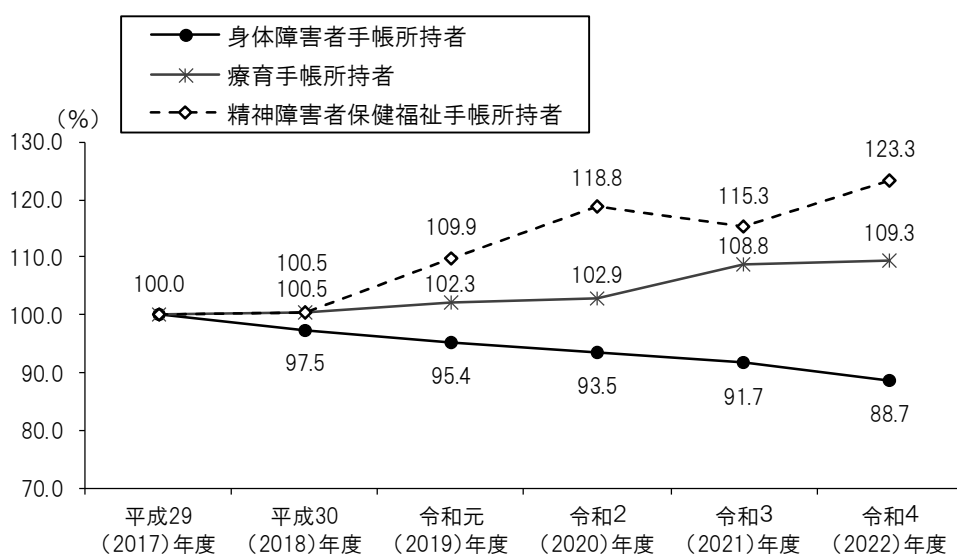
本市の障がい者手帳所持者数は、緩やかな減少で推移しており、令和4（2022）年度では2,670人となっています。

手帳の種類別で見ると、令和4（2022）年度は「身体障害者手帳所持者」が1,939人と最も多く、全体の約7割（72.6%）を占めています。「療育手帳所持者」は482人（全体に占める構成比18.1%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は249人（同9.3%）となっています。平成29（2017）年度からの推移では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」の増加や「身体障害者手帳所持者」の減少が目立っています。

【 障がい者手帳所持者数の推移 】



【 障がい者手帳所持者数の増減率 】



注：増減率は平成29(2017)年度を100とした場合の各年の割合を示している。

資料：庁内資料(各年度4月1日現在)

(2) 自立支援医療費受給者の状況

精神通院医療の受給者数は増加傾向にあり、令和3（2021）年度では678人となっています。また、更生医療の受給者数は、近年は緩やかな減少で推移しています。

【 自立支援医療費受給者の状況 】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
更生医療(人)	40	44	51	58	55	52
育成医療(人)	10	14	9	4	2	3
精神通院医療(人)	489	527	553	586	625	678

資料: 庁内資料(各年度4月1日現在)

(3) 特別支援学級の状況

特別支援学級の在籍者数は、緩やかな増加傾向にあり、小学校で136人、中学校で50人となっています。

【 特別支援学級の状況 】

		平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
小学校	学級数	33	30	30	33	31	35
	児童数(人)	94	102	119	127	127	136
中学校	学級数	9	12	11	14	14	14
	生徒数(人)	31	36	33	44	43	50

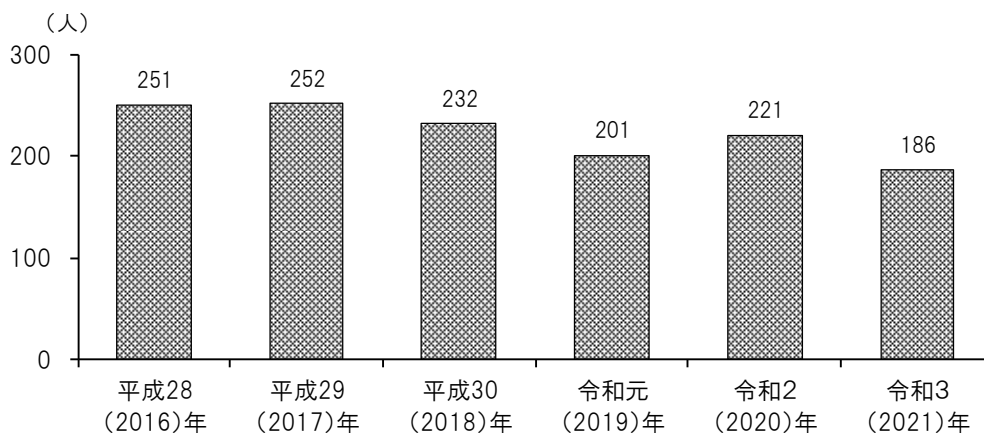
資料: 学校基本調査(各年度5月1日現在)

4 子育て支援の状況

(1) 出生数

本市の出生数は、長期的には減少で推移しており、令和3（2021）年では186人となっています。

【 出生数の推移 】



資料：人口動態統計

(2) 子育て支援施設の利用状況

① 保育所の状況

市内には、保育所が2か所（公立、私立各1か所）あり、公立の入所児童数は、緩やかな減少で推移しており、令和4（2022）年度では公立で40人、私立で42人となっています。充足率は、公立で約6割、私立で8割台となっています。

【 保育所の状況 】

		平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
公立	施設数(か所)	4	2	1	1	1	1
	利用定員数(人)	255	130	70	70	70	70
	児童数(人)	220	132	60	56	49	40
	充足率(%)	86.3	101.5	85.7	80.0	70.0	57.1
私立	施設数(か所)	4	2	2	1	1	1
	利用定員数(人)	370	150	150	50	50	50
	児童数(人)	392	152	149	39	40	42
	充足率(%)	105.9	101.3	99.3	78.0	80.0	84.0

資料：市内資料(各年度4月1日現在)

② 認定こども園の状況

市内には、認定こども園が7か所（公立3か所、私立4か所）あり、入園児童数は、近年は緩やかな減少傾向にあり、令和4（2022）年度では公立で406人、私立で580人となっています。充足率は、公立で約8割、私立で9割台となっています。

【 認定こども園の状況 】

		平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
公立	施設数(か所)	1	2	3	3	3	3
	利用定員数(人)	200	320	495	495	495	495
	児童数(人)	181	286	409	423	415	406
	充足率(%)	90.5	89.4	82.6	85.5	83.8	82.0
私立	施設数(か所)	1	3	3	4	4	4
	利用定員数(人)	150	435	435	610	595	595
	児童数(人)	149	456	494	642	597	580
	充足率(%)	99.3	104.8	113.6	105.2	100.3	97.5

資料：庁内資料(各年度4月1日現在)

(3) 小中学校児童・生徒数

市内の小中学校児童数は、緩やかな減少傾向にあり、令和4（2022）年は1,648人となっています。中学校生徒数は減少傾向にありましたが、令和3（2021）年に増加に転じ、令和4（2022）年は801人となっています。

【 小中学校児童・生徒数の推移 】

	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
小学校児童数(人)	1,840	1,811	1,789	1,703	1,684	1,648
中学校生徒数(人)	841	830	789	785	793	801

資料：学校基本調査(各年5月1日現在)

(4) 子育て支援の状況

① 子育て支援サービスの実施状況

子育て支援センターの延べ利用者数は、近年は減少傾向にあり、令和3（2021）年度では16,505人となっています。また、ファミリー・サポート・センターの登録会員数は緩やかに減少しており、97人となっています。

【 子育て支援サービスの実施状況 】

		平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
子育て支援センター	施設数	2	2	5	6	8	8
	延べ利用者数(人)	28,336	22,920	24,072	21,379	21,230	16,505
ファミリー・サポート・センター	登録会員数(人)	231	241	215	215	201	97
	利用件数(件)	132	35	42	50	58	1

資料：庁内資料(各年度3月末日現在)

② 放課後児童クラブの実施状況

放課後児童クラブは16か所で実施しています。登録児童数は増減を繰り返しながら推移しており、令和4（2022）年では624人となっています。

【 放課後児童クラブの実施状況 】

		平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
放課後児童クラブ	実施か所数(か所)	15	14	15	17	17	16
	登録児童数(人)	576	588	611	590	649	624

資料：庁内資料(各年4月1日現在)

③ 児童館の利用状況

児童館の利用状況をみると、鴨島児童館の利用者数が最も多く、新型コロナウイルス感染症発生前の平成31（2019）年では12,763人、全館合計で24,000人程度となっています。

【 利用者数の推移 】

(単位：人)

	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
鴨島児童館	13,194	13,518	13,557	12,763	8,671	7,935
鴨島南児童館	11,279	9,770	5,893	6,194	4,008	3,290
近久児童館*	6,634	7,749	-	-	-	-
八坂児童館	5,895	5,677	4,519	4,918	2,571	2,367
合計	37,002	36,714	23,969	23,875	15,250	13,592

※ 近久児童館は令和4(2022)年3月末日で廃館
資料：庁内資料(各年3月末日現在)

④ 病児・病後児保育事業の利用状況

病児・病後児保育事業の延べ利用者数をみると、新型コロナウイルス感染症発生前の平成31（2019）年では合計で670人となっています。

【利用者数（延べ人数）の推移】

（単位：人）

	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
さくらんぼ	137	212	152	190	26	35
ひだまり	318	383	335	480	65	76
合計	455	595	487	670	91	111

資料：庁内資料（各年3月末日現在）

5 地域の状況

（1）自治会数

本市では、令和4（2022）年で361の自治会があります。

【自治会数の推移】

	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
自治会数	368	365	362	361	360	361

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

（2）自主防災組織数

本市では、令和4（2022）年で56の自主防災組織があります。

【自主防災組織数の推移】

	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
自主防災組織数	56	56	56	56	56	56

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

（3）避難行動要支援者数

避難行動要支援者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和4（2022）年では4,093人となっています。

【避難行動要支援者数の推移】

	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
避難行動要支援者数(人)	4,073	4,385	4,340	4,244	4,383	4,093

資料：避難行動要支援者登録数（各年4月1日現在）

（４）吉野川市社会福祉協議会会員数等

吉野川市社会福祉協議会の一般会員数は減少傾向にあり、令和４（2022）年は7,578世帯、加入率は42.2%となっています。

【吉野川市社会福祉協議会会員数等の推移】

	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
一般会員数(世帯)	8,865	8,431	8,072	7,967	7,810	7,578
加入率(%)	49.3	46.8	44.8	44.2	43.4	42.2
特別会員数(法人数)	39	38	39	38	38	35

資料:会費入金実績(各年3月末日現在)

（５）ボランティア活動の状況

ボランティアセンターへの登録状況をみると、令和４（2022）年は46団体が登録しており、前年に比べ増加しています。

【ボランティア活動の状況】

	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
個人(人)	4	12	6	9	0	1
団体(団体)	32	33	32	37	34	46

資料:吉野川市社会福祉協議会ボランティアセンター登録者数(各年4月1日現在)

（６）民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況

本市の民生委員・児童委員は107人、主任児童委員は9人となっています。

【民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況】

	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
民生委員・児童委員(人)	106	106	106	107	106	107
主任児童委員(人)	9	9	9	9	9	9

資料:庁内資料(各年4月1日現在)

6 福祉的課題を抱えている人の状況

(1) 生活保護世帯数

本市の生活保護世帯数及び保護人員は、近年、緩やかな減少傾向にあり、令和4(2022)年は545世帯、保護人員は703人となっています。

【生活保護世帯数・保護人員の推移】

	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
受給世帯数(世帯)	562	569	578	574	558	545
保護人員(人)	736	759	767	745	719	703

注: 保護停止中を除く。

資料: 被保護者調査(各年4月末日現在)

(2) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数は、緩やかな減少傾向にあり、令和4(2022)年では321人、その子どもの数も減少傾向にあり466人となっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】

	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
児童扶養手当受給者数(人)	383	376	349	334	337	321
18歳以下の子どもの数(人)	562	553	515	480	481	466

注: 全部停止者を含む。

資料: 庁内資料(各年4月1日現在)

7 自殺者数の状況

(1) 自殺者数

本市の自殺者数は、10人未満で推移しており、令和3(2021)年では4人となっています。また、本市の自殺死亡率[※]は、全国や徳島県をおおむね下回って推移しています。

【自殺者数の推移】

		平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
吉野川市	自殺者数(人)	5	4	9	5	4
	自殺死亡率	11.78	9.56	21.77	12.26	9.95
全国	自殺者数(人)	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820
	自殺死亡率	16.52	16.18	15.67	16.44	16.44
徳島県	自殺者数(人)	117	87	111	109	105
	自殺死亡率	15.31	11.49	14.79	14.68	14.28

※ 自殺死亡率とは、自殺者数を当該地方公共団体の人口で除して、これを10万人当たりの数値に換算したものを。

資料: 厚生労働省自殺対策推進室

第3章 第2期計画における取組内容と課題

本市では、第2期計画に基づいて実行している施策や事業について、その進捗状況を整理し、点検を行うことによって課題を抽出し、今後の取組に反映させることとしています。ここでは、第2期計画の事業の取組状況を踏まえた今後の課題を整理しました。

【基本目標1】各分野横断的な共通課題への対応

施策1-1 見守り活動の体制づくり

【これまでの主な取組内容】

- 地域において、民生委員・児童委員がひとり暮らし高齢者等の見守り、身近な相談役、専門機関へのつなぎ役として活動を行いました。
- 民生委員・児童委員の活動及び地区社協による小地域福祉ネットワークづくり推進事業、老人クラブによる友愛訪問活動において、互いに連携を図りながら地域の見守り活動を実施し、令和3（2021）年度では、推進委員 173 人、協力員 209 人、対象者 1,065 人、活動延べ回数は約5万 8,000 回の実績となっています。
- 吉野川市社会福祉協議会の川島地区・山川地区地域福祉活動計画実行委員会では、登下校時の見守り・声掛け活動を定期的実施するとともに、吉野川市立小学校では、保護者や地域住民の協力による毎日の登下校の見守り活動を実施しています。
- 個人や地域で自主的に介護予防活動等が行えるよう、地域介護予防活動支援事業（介護予防サポーター・認知症サポーター養成）を推進するとともに、サポーターを対象とした育成講座を実施しました。令和3（2021）年度では、講座の参加人数は減少しましたが、例年1回当たり20人程度参加しています。
- 地域に暮らす高齢者の異変に早期に気づき、支援できるよう民間事業所と連携して「高齢者見守りネットワーク推進事業」を展開し、認知症が疑われる高齢者については、認知症支援推進員が関係機関と連携しながら支援しました。
- 在宅のひとり暮らし高齢者及び身体障がい者等を対象として、緊急時に迅速な対応を図ることができるよう「高齢者緊急通報装置貸与事業」を実施しています。ひとり暮らし高齢者等の増加を見据え、申請要件を緩和し、令和3（2021）年度では50人あまりが利用しています。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者等の見守り活動については、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」と表記します。）の影響により、活動が制限されました。また民生委員・児童委員の高齢化に伴い、活動の負担感、任期途中での退任者の増加などによる担い手不足への対応が必要です。
- 小地域福祉ネットワークづくり推進事業等においても、推進委員や協力員が高齢化しているため、今後の担い手の確保が課題となっています。
- 登下校時の見守り・声掛け活動については、参加者の固定化やスクールバスの運行による状況の変化を踏まえた事業の継続が課題となっています。
- 子どもの見守り活動については、通学路の安全管理のため、道路管理担当、警察等の関係機関との合同点検についても継続して実施することが必要です。
- 地域介護予防活動支援事業（介護予防サポーター・認知症サポーター養成）については、コロナの影響もあり、介護予防サポーター育成講座の受講者が年々減少しています。また受講者の年齢が高く、若い世代の受講者が少なくなっており、今後、介護予防教室において、市と地域、サポーターが連携し、活動の輪を広げていける取組が必要です。
- 高齢者見守りネットワーク推進事業については、高齢者が孤立しやすい傾向にあるため、関係機関との連携を強化し、円滑な見守り活動の充実に努める必要があります。
- 高齢者緊急通報装置貸与事業については、申請者の近隣に居住する協力員が見つからないという問題点を解消していく必要があります。

施策1-2 生活困窮者対策・自殺予防

【これまでの主な取組内容】

- 就職や住まい、家計管理などの困りごとや不安を抱えている人を対象に「生活困窮者自立相談支援事業」を実施し、自立促進を図っています。
- 離職で生活に困窮して住居を失った人や住居を失うおそれの高い人に、家賃相当の給付金を有期で支給し、安定した就職活動ができるよう支援しています。コロナの拡大を受け、対象者の拡大や求職要件を緩和したことから、令和2（2020）年度の申請者が6件と増加しましたが、ハローワークと連携し、4件が就労開始となりました。
- 低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯の自立と生活の安定を図るため、民生委員・児童委員や関係機関と連携して、資金貸付と相談・支援を行う「生活福祉資金貸付事業」を実施しています。
- 経済的理由で就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に就学援助費を交付し、義務教育の円滑な実施に努めています。令和3（2021）年度は285人に交付しました。
- 「健康よしのがわ21計画」に自殺死亡率を減少させる目標を掲載するとともに、各種健診や保健事業の場で自殺対策に関する情報を提供し、自殺予防を推進しました。
- うつ病や心の悩みを抱えている人や家族を対象に、心の相談を随時実施するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図っています。
- 日常生活上の様々な悩みに正確かつ迅速な対応ができるよう、関係部局・機関と連携して適切な制度やサービスの提供を行い、心の健康づくりを進めています。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 生活困窮者自立相談支援事業については、生活困窮者が早期に適切な支援が受けられるよう、広報やパンフレットの配布等で制度や窓口等の情報の更なる周知が必要です。
- 生活困窮者住居確保給付金事業については、令和4（2022）年度から委託した吉野川市社会福祉協議会と連携して、安定した住居と就労の確保に向けた支援を行う必要があります。
- 生活福祉資金貸付事業については、制度利用が自立につながらず、債務のみが残るようなケースに対する支援をどのように取り組んでいくかが課題となっています。
- 就学援助費扶助事業については、物価等の上昇や教育環境の変化による財政的負担の増加が懸念されています。また市の広報誌やホームページ、各学校を通して周知を進めていますが、更なる周知が必要です。
- 自殺予防の推進については、自殺の要因が経済的生活困難や社会生活の困難、健康問題など様々な要因が重なり複雑になっていることが多いため、多くの職種や関係団体が連携して取り組む必要があります。
- 心の相談については、多くの職種や関係団体と連携し、うつ病や心の悩みを抱えている人や家族を支援することが必要です。

施策 1-3 制度の狭間への対応

【 これまでの主な取組内容 】

- 生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置など生活支援体制整備の充実・強化を図るとともに、生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加に向けて、ボランティアの生活支援や介護予防の担い手の養成や発掘を行いました。令和3（2021）年度は第1層協議体で2回、第2層協議体（5か所）で62回開催しています。
- 吉野川市地域包括支援センターの業務の負担軽減のため、在宅介護支援センターと連携して相談支援機関の充実を図るとともに、気軽に相談できる総合相談窓口を設置し、高齢者を取り巻く保健・医療・福祉・介護に関する様々な相談を受けました。
- 4地区民生委員・児童委員協議会や吉野川市老人クラブ連合会、吉野川市身体障害者連合会、吉野川市手をつなぐ育成会の事務局など地域福祉活動を行う団体等の運営を支援するとともに、多岐にわたる生活課題を解決するため、綿密な連携を図っています。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 生活支援体制整備事業については、積極的に地域住民が参加して活動が広められるよう、第2層協議体についての更なる周知が必要です。
- 吉野川市地域包括支援センター等の既存の相談支援機関との連携強化については、今後の高齢化の進展を見据え、地域包括支援センターの体制強化や質の高い介護予防マネジメントが求められていることが課題となっています。
- 地域福祉団体等との連携の強化については、地域福祉団体等を支援することで、福祉ニーズの早期発見や課題解決を図る効果が期待されますが、団体等の自立を阻害しないよう、過度の干渉を避ける必要があります。

施策1-4 就労支援

【これまでの主な取組内容】

- 就職や住まい、家計管理などの困りごとや不安を抱えている人を対象に「生活困窮者自立相談支援事業」を実施し、自立促進を図っています。
- 児童扶養手当受給者を対象に、個々の状況に応じたプログラムを作成し、ハローワークと連携しながら就労支援に努めるとともに、就労に結びつくような資格取得促進に取り組みました。
- ハローワークと共催して年1回、「就職マッチングフェア」と合わせて「ふれあい就職面談会」を開催し、障がい者の法定雇用率の達成、雇用促進を図っています。平成30（2018）年度～令和3（2021）年度までに212人が面談会に参加しました。
- 男女の人権が尊重される社会づくりを目指し、女性の職業生活における活躍の推進についての行動計画や支援措置を吉野川市男女共同参画基本計画に包含して策定し、市のホームページに掲載しました。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 生活困窮者自立相談支援事業については、生活困窮者が早期に適切な支援を受けられるよう、広報やパンフレットの配布等で制度や窓口等の情報の更なる周知が必要です。
- ひとり親家庭の就労状況と母子・父子自立支援プログラム策定事業については、就労できず生活困難に陥るひとり親家庭が増え、就労しても長続きしない人も少なくありません。ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練給付金事業を促進するとともに、個々の状況に応じた長期的な支援が必要となっています。
- 就職マッチングフェア&ふれあい就職面接会においては、求職者が集まる企業に偏りがあり、求人数に対して、一部の企業の充足率が低いといった問題への対応が課題となっています。
- 女性活躍推進法の規定に基づく推進計画の策定においては、男女が共同して家事や育児、介護などを担う社会の仕組みが十分に整備されていないことや男女の固定的な役割意識があるため、研修や講演会等の機会をつくる必要があります。

施策 1-5 住まいの支援

【 これまでの主な取組内容 】

- 要支援・要介護認定者が在宅でより安全な生活が送れるよう、小規模な住宅改修に対して住宅改修費を支援しています。令和3（2021）年度は、205 件に支給されました。
- 在宅の重度身体障がい者等を対象に、日常生活に支障のある段差等の改修に要する費用を支援しています。平成30（2018）年度以降毎年1 件に給付、令和3年（2021）年度は0 件でした。
- 日常生活で何らかの介助を要する高齢者や重度身体障がい者のいる所得税非課税世帯を対象に、トイレ・風呂等の改造時の支援を行っています。平成30（2018）年度は2 件、令和元（2019）年度、令和2（2020）年度は0 件、令和3（2021）年度は1 件でした。
- 離職で生活に困窮して住居を失った人や住居を失うおそれの高い人に、家賃相当の給付金を有期で支給し、安定した就職活動ができるよう支援しています。コロナの拡大を受け、対象者の拡大や求職要件を緩和したことから、令和2（2020）年度の申請者が6 件と増加しましたが、ハローワークと連携し、4 件が就労開始となりました。
- 耐震診断を実施し、耐震性が不足すると判定された木造住宅が耐震化工事を行う場合、その費用の一部を支援し、地震時の住宅倒壊等による人的被害の軽減を図っています。令和4（2022）年度の実績は耐震診断22 件、耐震改修13 件です。
- シルバーハウジング入居高齢者が安心して日常生活を送れるよう、生活援助員を派遣し、24 時間態勢で高齢者の安否確認や生活相談の支援を実施しました。令和3（2021）年度の入居戸数は4 戸となっています。
- 子育て世代の支援や移住・定住の促進などのため、40 歳未満の若者の住宅取得を支援する「吉野川市来て観て住んで事業」を令和元（2019）年度まで展開しました。令和2（2020）年度以降は「しあわせ住まいづくり支援事業」で引き続き支援しています。令和2（2020）年度、令和3（2021）年度の実績は、新築126 件、購入11 件となっています。
- 若者世代の定住促進を図るため、令和元（2019）年度まで、婚姻届後2 年以内の新婚世帯に家賃の一部を支援する「吉野川市新婚世帯家賃補助事業」を展開しました。平成30（2018）年度から令和元（2019）年度の実績は、92 世帯となっています。
- 企業誘致や定住促進を図るため、市内に新設や増設、移設する事業所に勤務し、転勤等で市内の民間賃貸住宅に居住することになった人の家賃を支援しています。令和4（2022）年度は1 件補助予定です。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 介護保険・住宅改修費の支給サービスについては、利用者が制度を知らずに工事を終わらせ、支給できないことがあるため、更なる周知に努める必要があります。
- 日常生活用具給付等事業による住宅改修への支援や高齢者・重度身体障がい者住宅改造助成事業については、需要の拡大に対する予算の確保が課題となっています。
- 生活困窮者住居確保給付金事業については、令和4（2022）年度から委託した吉野川市社会福祉協議会と連携して、安定した住居と就労の確保に向けた支援を行う必要があります。
- 吉野川市木造住宅耐震化促進事業については、耐震診断の費用が無料であるにも関わらず、希望者が減少傾向にあることや耐震改修の補助額以上に改修費用がかかるため、改修できる人が限られているため、その対応が課題となっています。
- 高齢者等住宅等安心確保事業については、24時間態勢による生活援助員の負担の軽減が課題となっています。
- しあわせ住まいづくり支援事業については、事業期間が令和6（2024）年度までで、次期計画期間途中で終了となります。若者世代の子育て支援、移住・定住等への支援が必要であるため、事業継続も含めた方向性の検討が必要です。
- 転入世帯家賃補助事業については、相談はあるものの条件に合わず、実績につながった件数が少なかったため、その対応が課題となっています。

施策1-6 権利擁護の推進・虐待への対応

【これまでの主な取組内容】

- 「高齢者虐待防止ネットワーク事業」を推進し、高齢者虐待事案や虐待のおそれのある事案について、吉野川市地域包括支援センターと連携して状況の改善に努めました。
- 社会福祉課内に障がい者の虐待防止センターを設置しています。時間外の夜間休日は委託事業所に通報・届出受理することで24時間態勢を確保するとともに、一時保護のための居室も確保しています。令和3(2021)年度の届出は2件でした。
- 判断能力が不十分で、日常生活を営むことに支障がある高齢者や知的障がい者、精神障がい者の福祉サービス利用に関する相談・助言・申請手続き等を援助する「日常生活自立支援事業」を推進しています。
- 認知症高齢者など判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障があり、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な人を対象に「成年後見制度利用支援事業」を実施し、尊厳を持ってその人らしい生活を送ることができるよう支援しています。令和3(2021)年度は申立4件、報酬助成6件でした。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 高齢者虐待防止ネットワーク事業については、潜在的なケースを含め事案を把握するため、関係機関との連携の強化や相談窓口の周知を図る必要があります。
- 障がい者虐待防止センターにおいては、障がい者虐待の内容や相談先の周知徹底と、虐待通報が入った場合に対応する専門的人員の確保が必要です。
- 日常生活自立支援事業については、本人のキーパーソンがいないことによる支援内容の複雑化、多様化への対応が課題となっています。
- 成年後見制度利用支援事業については、市長申立を含め広報等が十分でないことや市長申立以外のケースのその後の把握ができていないこと、支援体制、連携体制ができていないことで必要なサービスの利用ができないことへの対応が課題となっています。また、市長申立を適切に実施するためには、マニュアル等の共有が必要です。

施策 1-7 福祉拠点の整備と移動手段の確保

【 これまでの主な取組内容 】

- 高齢者等の各種相談や健康の増進、教養の向上などの場を提供する「老人福祉センター・老人憩の家整備事業」を推進しています。令和3（2021）年度の利用延べ人数は老人福祉センター（4施設）8,029人、老人憩の家（9施設）3,564人でした。
- 「地域子育て支援拠点施設事業」を展開し、保護者間の交流や悩み等を解消するなどの子育て支援を進めています。令和4（2022）年度からは、ちびっこプラザを徳島県勤労者福祉ネットワークに委託し、運営体制の強化を図るとともに、行事予定を増やすなど各拠点施設の提供サービスの向上を図りました。
- 「放課後児童健全育成事業」では多くの児童を受け入れられるよう、放課後児童クラブを16クラブに拡充し、児童の健全育成を図っています。令和4（2022）年度現在、登録人数は624人となっています。またコロナ禍でも安定的に開所できるように、環境改善に努めました。
- 児童館は令和4（2022）年度現在、市内に3か所設置されており、子育て施設運営にノウハウを有する民間事業者が運営し、子どもの健康増進と健やかな育成を図っています。
- 地域の公民館・文化施設を利用し、健康づくりについての講座を実施しています。平成30（2018）～令和4（2022）年度における健康づくり講座の開催数は、文化研修センターで計1,200回、公民館では165回となっています。
- 「道路整備事業」では市道整備にあたり、誰もが歩きやすい道づくりについて検討し、ユニバーサルデザインに基づく道路の維持補修に取り組みました。また通行者の安全・安心を確保するため、平成30（2018）～令和4（2022）年度（令和4（2022）年度は10月11日現在）に道路補修（主に舗装）を351件行っています。
- 美郷地区等の住民の交通手段の確保を図るため、JR阿波山川駅を起点としたバスを1日8便、宮倉回りと天神回りの2ルートで循環運行しています。令和3（2021）年度の利用者数は1,069人でした。また美郷地区では、自家用車を所有していないなどの条件を満たす人に対し、タクシー補助の支援をしています。令和4（2022）年度の利用許可数は12人でした。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 老人福祉センター・老人憩の家整備事業については、施設の老朽化への対応が課題となっています。また、住民への周知に努め、利用者の増加を図る必要があります。
- 地域子育て支援拠点事業については、コロナの影響もあり、来館者の減少や子育て世帯の認知度が低いことへの対応が課題となっています。また、認定こども園等関係機関と連携し、地域子育て支援拠点事業としての情報提供機能を更に強化する必要があります。
- 放課後児童健全育成事業については、放課後児童クラブの入所希望が今後も増えることが想定されるため、入所ニーズに応える定員枠を確保する必要があります。また、子どもが安心して過ごせるよう、感染症対策等ハード・ソフト面の更なる充実も必要です。
- 児童館の運営については、コロナの影響もあり、来館者の減少や子育て世帯の認知度が低いことへの対応が課題となっています。感染症対策を強化し、安心して利用できる環境づくりをはじめ、市の広報誌やホームページ等を活用した情報発信に努める必要があります。
- 活動拠点の整備については、コロナの影響もあり、健康づくりについての講座参加者の減少や人と交流する機会の減少への対応が課題となっています。
- 道路整備事業については、費用や用地などの問題があり、抜本的改修時でなければ完全に歩きやすい道を作ることが難しいことへの対応が課題となっています。
- 代替バス事業については、美郷地区の人口減少、高齢化、また、利用したい場所にバス停がないことなどによる利用者の減少への対応が課題となっています。
- 福祉タクシー事業については、利用範囲が美郷地区に限定されるため、病院等が地区外にあることによる利用のしにくさへの対応が課題となっています。

施策1-8 防災・防犯対策の推進

【これまでの主な取組内容】

- 円滑かつ迅速に避難支援や救助・安否確認を行うため、避難行動要支援者名簿を整備し、災害時に自力で避難することが困難な人の情報を消防署や自主防災組織等に提供し、情報共有を図っています。令和3（2021）年度の名簿登録者数は4,383人となっています。
- 講師の派遣や訓練補助などを実施し、自主防災組織の活動を支援しています。
- 令和2（2020）年3月に吉野川市地域防災計画を改訂し、地域の防災力を高めるとともに、災害予防・災害発生時の被害の軽減に努めています。
- 毎年、吉野川市防災訓練を実施し、災害対応能力の向上に努めています。
- 今後の災害発生時に備えて、一般の避難所での生活が困難な特別の配慮が必要な人を対象とする福祉避難所の運営支援体制を強化しています。福祉避難所協定締結施設は令和4（2022）年4月現在16か所となっています。
- 「吉野川市防災・情報メール」では、地震や台風等の災害情報その他イベントの情報を配信しています。コロナ禍においては感染症対策情報などを迅速に発信するよう努め、市民の安心安全につながりました。令和3（2021）年3月末、登録者数は2,887件となっています。
- 「災害ボランティア講座」を開催し、災害時にボランティアとして活動してくれる市民を育成しています。令和元（2019）～令和3（2021）年度はコロナ拡大防止のため中止となりましたが、令和4（2022）年度は実施し、27人が参加しています。
- コロナ禍のため、近年は実施できませんでしたが、災害ボランティアセンターの設置に備え、毎年職員の訓練を実施しています。訓練には市民にも参加してもらい、防災意識を高める役割も果たしています。
- 児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難場所等ともなる市内小・中学校の校舎、体育館の耐震化を進め、全ての耐震化が完了しました。
- 地震時等に倒壊のおそれがある、老朽化した危険な状態の空き家の除却工事を行う「吉野川市老朽危険空き家等除却支援事業」を実施し、地域の防災性の向上を図っています。令和4（2022）年度は22件実施しました。
- 防犯灯の新設・修繕、老朽化した蛍光灯タイプの防犯灯をLED仕様に交換を行い、安心・安全な環境の整備を進めています。防犯灯の新設数は、令和3（2021）年度は28か所となっています。
- 消費生活センターを設置し、特殊詐欺・悪質商法等の消費生活相談やトラブルの解消に向け支援するとともに、被害を未然に防ぐための啓発活動を行っています。令和3（2021）年度の相談件数は、151件でした。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 避難行動要支援者支援の充実については、真に避難支援を要する人を把握し、災害時の避難支援等の実効性を高めるため、個別避難計画を策定していく必要があります。
- 自主防災組織の育成への支援、防災訓練の実施については、コロナ禍で、大規模な訓練や地域での訓練の実施が困難となっています。避難行動要支援者名簿を活用した訓練が少ないことへの対応が課題となっています。コロナ対策や感染状況などを鑑みながら、訓練や訓練支援を行う必要があります。
- 福祉避難所の設置については、妊産婦や乳幼児の受け入れ可能な福祉避難所の確保が課題です。要配慮者が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所協定締結施設を増やすことが必要です。
- 「吉野川市防災・情報メール」については、令和3（2021）年度からYahoo！防災アプリを通じた情報発信を開始しましたが、他のSNSツールと並行した多メディア情報発信が必要です。また、広報誌などで周知し登録者数の増加に努める必要があります。
- 学校施設の耐震化については、全て完了し安全性が確保されたものの、施設の老朽化により、児童生徒や避難者が快適に過ごせる環境が十分に整っていないため、空調設備の更新など、誰もが安心、安全で快適に過ごせる環境の整備が必要です。
- 吉野川市老朽危険空き家等除却支援事業については、補助額以上に解体費用がかかるため、空き家所有者が解体したくても費用の工面ができない、補助条件に合わない空き家解体の相談・苦情が年々増加していることへの対応が課題となっています。

施策1-9 人権対策

【これまでの主な取組内容】

- あらゆる人権侵害をなくすため、人権施策推進計画に基づき、人権啓発事業の充実や講演会活動、情報発信に努めています。年4回の人権講座や年3回のLGBTQコミュニティスペース、市人権教育研究大会（1月）、月1回のLGBTQ電話相談などを実施しました。
- 男女共同参画基本計画に基づき、市民一人一人の人権が尊重され、男女がいきいきと心豊かに生活できる社会を目指し啓発事業を推進しています。県内外で開催される集会や研修会等への参加、年1回の人権講座を実施しました。
- 障がい者差別に関する相談等の情報共有や差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会を設置しています。令和2（2020）年度は開催されませんでした。平成30（2018）年度以降、毎年1回開催されています。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 人権対策推進計画の推進については、講演会などへの参加者が固定されている傾向があります。多くの人に参加してもらえよう、広報や学習スタイルを工夫し、より多くの市民に対する人権啓発を推進する必要があります。
- 男女共同参画基本計画の推進については、固定的な性別役割分担意識などの意識改革を図れるよう、家庭や学校、地域等様々な場での学習機会の充実が必要です。
- 障害者差別解消支援地域協議会の設置については、効果的かつ円滑に対応できるネットワークとしての役割を果たせるよう、地域協議会への多様な関係者の参画や定期的な協議会の開催とともに、専門的な知識を持つ相談担当の人材育成が必要です。

【 基本目標 2 】 包括的な支援体制の整備推進

施策 2-1 総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実

【 これまでの主な取組内容 】

- 福祉関連部局間で綿密に情報を共有し、多岐にわたる生活課題に協働で解決していく体制づくりを進めています。
- 「包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（地域福祉専門職による情報交換）」では、介護支援専門員の業務遂行に関する情報提供・意見交換・支援体制づくりに努めました。年1回の介護支援専門員研修会や介護支援専門員連絡会、2か月に1回、包括ネットワーク会議を実施するほか、令和3（2021）年度からは、年1回権利擁護についての研修を開催してスキルアップを図るとともに、介護支援専門員のネットワーク構築に取り組んでいます。
- 地域ケア会議を開催し、個別事例の検討から、不足しているサービスや高齢者の抱える問題などの地域の課題を把握し、課題解決に向けた具体的な対応策や支援策の協議・検討を行いました。令和3（2021）年度は、地域ケア個別会議の個別事例を22回、自立支援型・包括ネットワーク会議を12回、地域ケア推進会議を1回開催しています。
- 吉野川市・阿波市が共同で設置した「東部第2サブ圏域障がい者自立支援協議会」で毎月1回会議を開催し、地域の関係機関やサービス提供事業所、当事者団体等と地域課題や支援体制の整備について協議しました。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業については、支援困難事例への対応やケアマネジャーだけでは解決できない問題の増加とともに、コロナにより、本来の業務を超える対応を求められています。また研修会や連絡会へ不参加のケアマネジャーへの情報提供や今後の連携が課題となっています。吉野川市地域包括支援センターと協議しながら、包括的・継続的ケアマネジメントが行えるよう連携の強化に努める必要があります。
- 地域ケア会議については、個別事例の検討に加え、多職種協働によるケアマネジメント支援や地域課題の把握を行い、地域の資源開発やネットワーク構築につなげる必要があります。
- 東部第2サブ圏域障がい者自立支援協議会については、コロナの感染拡大により、予定どおり会議を開催できない時期がありました。今後はオンライン会議の開催についての検討も必要です。

施策 2-2 地域における身近な相談機能の充実

【 これまでの主な取組内容 】

- 地域の身近な相談役となっている民生委員・児童委員が集まる毎月1回の定例会に係職員が出席し、情報を提供するとともに、民生委員・児童委員との連携を図りました。
- 吉野川市社会福祉協議会が鴨島、山川、川島、美郷地区の4か所で相談窓口を開設し、日常生活の中で持つ悩みや心配ごとの相談を受けていました。また年度初めに運営委員会、年2回相談員研修会を開催するとともに、市の広報誌や全戸配布するチラシを活用して、広報啓発事業を推進しました。
- 高齢者等が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を続けられるように支援するとともに、気軽に相談できる「総合相談窓口」を設置し、保健・医療・福祉・介護に関する様々な相談を受けました。
- 民生委員・児童委員の活動及び地区社協による小地域福祉ネットワークづくり推進事業、老人クラブによる友愛訪問活動において、互いに連携を図りながら地域の見守り活動を実施し、令和3（2021）年度では、推進委員 173 人、協力員 209 人、対象者 1,065 人、活動延べ回数は約5万 8,000 回の実績となっています。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 民生委員・児童委員の相談支援事業については、コロナ禍になってから定例会が開催できなかった時期があったため、情報提供や情報交換の機会の確保が課題となりました。
- 心配ごと相談事業については、相談に訪れる人が少ないことから、相談所の利用者が増えるような体制をつくることが課題となっています。
- 総合相談支援事業については、高齢者の抱える問題が複雑化し、相談件数が増加傾向にあることから、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を適正に配置させることが必要です。
- 小地域福祉ネットワークづくり推進事業等においては、推進委員や協力員が高齢化しているため、今後の担い手の確保が課題となっています。

【基本目標3】地域福祉の意識づくりと人づくり（自助・互助）

施策3-1 地域全体で支えあう意識の醸成

【これまでの主な取組内容】

- 吉野川市社会福祉協議会と吉野川市老人クラブ連合会に「高齢者の生きがいと健康づくり事業」を委託し、高齢者が社会参加をして生きがいを持つことのできる環境整備や、社会的孤立感の解消への支援を進めました。令和3（2021）年度の利用者は2,272人となっています。
- 吉野川市老人クラブ連合会に「高齢者閉じこもり予防事業」を委託し、高齢者が自宅に閉じこもらず社会参加できるきっかけづくりの場として、ふれあいの場を各地区老人クラブ連合会で提供し、外出を支援しました。
- ボランティアリーダーや地域福祉・家族介護の担い手の育成を図るため、中学生を対象に介護基礎研修を実施しています。年1回、4～5日の日程で、今後につながるような体験的な活動や消防署との連携を図った研修となっています。参加人数は14～30人程度です。
- 毎年開催する社会福祉大会において、当年度取り組む福祉目標を明確にすることで、住民や福祉関係者がこれからの社会福祉について理解を深め、ネットワークの輪を広げていくきっかけをつくっています。また長年福祉活動に携わった方々の表彰式を行っています。
- 各地区社会福祉協議会は、認定こども園や小学校等の行事へ参加するとともに、園児、児童を主催行事へ招待し、世代間交流に取り組んでいます。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 高齢者の生きがいと健康づくり事業、高齢者閉じこもり予防事業については、コロナ禍により、活動やふれあいの場の提供が難しくなっていることへの対応が課題となっています。
- 介護基礎研修については、夏休みの限られた時間での実施になるため、内容や参加者が限られる、コロナの影響で介護施設での実習が中止されているということへの対応が課題となっています。
- 社会福祉大会については、参加者の増員を図ることが課題となっています。子どもから高齢者まで多くの住民に参加してもらえる企画づくりを推進するとともに、コロナ対策を行いながらの実施についても検討が必要です。
- 世代間交流の促進については、コロナの影響により行事の中止が相次いだこと、施設の統廃合等で活動圏内に施設がなくなった所への対応が課題となっています。

施策3-2 健康づくり・介護予防の充実

【これまでの主な取組内容】

- 健康づくりの基礎知識を習得し、食生活改善推進員（ヘルスマイト）として、地域での健康づくりを実践できる人材を育成する食生活改善推進員養成講座を開催しています。コロナの影響で令和2（2020）年度からは開催できませんでしたが、平成30（2018）年度の講座参加実数は9人でした。
- 地域で自主的に活動を行う44団体に対して、2か月に1回、健康チェックや介護予防プログラム（介護予防体操・栄養改善講座・口腔ケア教室・認知症予防教室）を実施し、介護予防に取り組んでいます。令和3（2021）年度は45か所で172回開催、延べ1,257人が参加しました。
- 地域で自主活動を実施しているグループに、1年間、定期的に理学療法士が関わり、正しい運動方法を学んでもらっています。令和2（2020）年度はコロナのため中止となりましたが、毎年開催し、令和3（2021）年度は4か所で40回開催し、396人が参加しています。
- 「介護予防普及啓発事業」として、高齢者の健康づくりや認知症の予防等をテーマとした講演会や、日常的な運動の習慣づけと機能向上を図るための筋力アップ教室を実施しました。
- 乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図るため、「子どもはぐくみ医療」を実施しています。令和3（2021）年10月以降は、対象年齢を拡大し18歳に達する年度末までの乳幼児等を対象に医療費を支援しています。
- 妊産婦や乳幼児、子どもを持つ保護者の方の健康を支援するため、母子健康手帳の交付、妊婦一般健康診査、マタニティ教室、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健康診査、フッ素塗布事業、予防接種事業などを実施しています。令和3（2021）年度乳幼児健診受診率は4か月健診97%、9か月健診98%、1歳6か月健診98%、3歳健診96.8%でした。
- 各種がん検診の受診率向上を図るため、「がん検診等受診券」や別冊パンフレット「がん検診等のお知らせ」にて受診を勧奨するとともに、集団検診の休日実施や特定検診と同日実施など、受診しやすい体制を整備しています。また未受診者や一次検診要精密判定の者への個別の受診勧奨も実施しています。令和3（2021）年度の受診率は胃6.4%、肺9.0%、大腸11.0%、乳16.6%、子宮15.1%となっています。
- 国民健康保険加入者の40歳から74歳の被保険者・被扶養者を対象に特定健康診査を実施し、受診者の結果に基づいた保健指導や、特定保健指導及び重症化予防対象者への個別支援を行っています。また未受診者には、訪問・電話・手紙等での健診受診勧奨や情報提供事業等を実施しています。さらに、糖尿病性腎症等の生活習慣病重症化予防の取組として、二次健診（尿蛋白定量検査、推定1日塩分摂取量等）を実施し、医療機関と連携した支援を行っています。令和2（2020）年度の特定検診受診率は38.7%、特定保健指導実施率は86.4%でした。

- 歯の健康の保持増進を図るため、40歳から70歳までの、節目の年齢の人を対象に、歯周疾患検診を実施しています。受診を促進するため、「がん検診等受診券」の個別通知や別冊パンフレット「がん検診等のお知らせ」の自治会加入者への配布を行いました。令和3（2021）年度の受診者数は60人となっています。
- 個人や地域で自主的に介護予防活動等が行えるよう、地域介護予防活動支援事業（介護予防サポーター・認知症サポーター養成）を推進するとともに、サポーターを対象とした育成講座を実施しました。令和3（2021）年度では、講座の参加人数は減少しましたが、例年1回当たり20人程度参加しています。
- 医療と介護の双方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築、推進に向けて、医療介護連携部会・在宅医療連携部会を2か月に1回、在宅医療介護連携推進協議会を年3回開催しています。
- 認知症になっても住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、吉野川市地域包括支援センターに「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化しています。また認知症地域支援推進員を配置し、医療、介護の連携強化を図るための支援体制の構築と認知症ケアの向上を図っています。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 食生活改善推進員養成講座については、コロナの影響により、令和2（2020）年度から開催できませんでした。令和5（2023）年度より2年に1回開催するため、感染対策を徹底して開催する必要があります。
- 介護予防教室については、参加者の高齢化や減少、コロナのため、存続が難しくなっている場所もでてきています。感染対策のほか、介護予防の推進に係るボランティア等の人材育成を図るための研修や地域への支援を継続し、未実施の地域へのグループ化を図る取組が必要です。
- 地域リハビリテーション活動支援事業については、参加者の高齢化により積極的に自主活動を進めていくことが難しくなっています。グループの状況に合わせて、メニューを工夫しながら運動プログラムを実施できるよう進めていく必要があります。
- 介護予防普及啓発事業については、教室後の自宅での取組に十分生かされていない状況です。市民に負担が少なく継続して実施でき、介護予防につながる様々なメニューを工夫することが必要です。
- 子どもはぐくみ医療においては「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」を使用する学校でのけが等による医療費を、誤ってはぐくみ医療を使用するケースや併用するケースがよく見受けられます。学校等への更なる周知に努める必要があります。
- 母子保健事業については、妊娠糖尿病等や生活習慣病を合併した妊婦の増加や未熟児出生の割合の多さがみられます。妊娠から子育て期まで切れ目なく支援するとともに、産後うつ等の支援として産後ケアが必要です。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 各種がん検診の受診勧奨においては、令和2（2020）年度よりコロナ予防の観点から、受診可能人数を制限したことや住民の受診控えなどの影響もあり、がん検診受診率は低い状態が続いています。受診率向上を図るため、コロナ対策を行いながら、受診しやすい体制を整えるとともに、個別通知等による周知や関係機関との連携を強化する必要があります。
- 特定健康診査、特定保健指導においては、コロナの影響で健診受診勧奨や個別支援が思うようにできないことや二次健診受診者数の減少がありました。感染対策の徹底や受診勧奨・支援方法を工夫する必要があります。また、情報提供事業（みなし健診）は、事業主（職場）健診の結果提供数が少ないため、市の広報誌やホームページ等を活用した周知が必要です。
- 歯周疾患検診においては、コロナの影響により、歯科医療機関への受診をためらう人が増加しています。パンフレット等を活用した検診の周知や歯周疾患検診対象の住民と接する際に受診勧奨を行うなど、受診率の向上に努める必要があります。
- 地域介護予防活動支援事業（介護予防サポーター・認知症サポーター養成）については、コロナの影響もあり、介護予防サポーター育成講座の受講者が年々減少しています。また、受講者の年齢が高く若い世代の受講者が少ないことへの対応をはじめ、今後、介護予防教室において、市と地域、サポーターが連携し、活動の輪を広げるための取組が必要です。
- 在宅医療・介護連携事業については、コロナの影響により、各部会の延期や研修会の中止を余儀なくされたため、各部会や協議会をWebで開催し、研修会も令和4（2022）年度よりWebで開催しています。今後、対面開催とは違うメリット・デメリットに対する対応策も必要です。
- 「認知症施策等総合推進事業」については、認知症初期集中支援チームの存在が地域に定着していくよう、周知していく必要があります。

【 基本目標 4 】 地域福祉を担う団体の支援（共助）

施策 4-1 サービス事業者やNPO活動の育成

【 これまでの主な取組内容 】

- 民生委員・児童委員の資質向上を図るため、毎月1回の定例会で市からの情報提供や資料提供を行うとともに、研修会を実施しています。
- 4地区民生委員・児童委員協議会や吉野川市老人クラブ連合会、吉野川市身体障害者連合会、吉野川市手をつなぐ育成会の事務局に活動に対する助言や情報提供、連絡調整、運営費などの支援を行っています。
- ボランティアリーダーや地域福祉・家族介護の担い手の育成を図るため、中学生を対象に介護基礎研修を実施しています。年1回、4～5日の日程で、今後につながるような体験的な活動や消防署との連携を図った研修となっています。参加人数は14～30人程度です。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 民生委員・児童委員の資質向上については、コロナ禍で定例会を開催できない時期があったことや研修会等が中止となったことへの対応が課題となっています。
- 地域福祉関係団体運営支援事業については、団体の円滑な運営や活動の活性化を図れるとともに、福祉ニーズの早期発見や課題解決を図る効果が期待されますが、団体等の自立を阻害しないよう、過度の干渉を避ける必要があります。
- 介護基礎研修については、夏休みの限られた時間での実施になるため、内容や参加者が限られる、コロナの影響で介護施設での実習が中止されているということへの対応が課題となっています。

施策4-2 ボランティア活動の活性化

【これまでの主な取組内容】

- 吉野川市社会福祉協議会本所にボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア（個人・団体）登録台帳の整備と管理、活動受け入れ体制の整備と連絡調整などボランティア活動に関する相談業務や情報提供を行っています。
- 市内小・中学校からの依頼を受けて社協職員やボランティアが出向き、車椅子体験や防災・災害講座などの「福祉教育講座」を実施しています。
- 市内の中学生や高校生、大学生など若い年齢層を対象に、夏休み期間中にボランティアを体験する「サマーチャレンジボランティアワーク」を実施し、ボランティア意識の醸成と生徒同士の交流を深めてもらっています。
- 「災害ボランティア講座」を開催し、災害時にボランティアとして活動してくれる市民を育成しています。令和元（2019）～令和3（2021）年度はコロナ拡大防止のため中止となりましたが、令和4（2022）年度は実施し、27人が参加しています。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- ボランティアセンター機能の充実については、ボランティアメンバーの高齢化やコロナ禍による活動の縮小への対応が課題となっています。
- 福祉教育講座の開催については、指定されるプログラムの偏りや1校で複数日実施する場合があります。また、一度に多数のプログラムを実施することもあるので、スタッフとして関わる職員の数の確保が必要です。
- サマーチャレンジボランティアワークの実施については、大学生ボランティアと中学生・高校生の夏休みが同時期ではないため、中学生・高校生に視点を置くと大学生が当初から参加することが困難となっています。また、単発で参加する学生が多いため、毎回同様の趣旨説明並びに運営方法を説明する必要があることへの対応も課題となっています。

施策4-3 各種福祉団体の情報発信の支援

【これまでの主な取組内容】

- 月1回第2水曜日の自治会回覧を活用して、各種福祉団体等の広報誌等の配布に協力しています。
- 市の広報誌やインターネット配信等様々な媒体を通して、福祉に関する情報や市が取り組む施策、事業の情報を提供しています。また市民が必要な情報を探しやすいよう、市のホームページをリニューアルするとともに、ホームページと連動が可能なアプリの導入に取り組んでいます。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 広報活動の推進においては、新たに導入するアプリが事前登録を必要とするため、市のホームページや広報誌などで市民への周知を図り、登録者数の増加に努める必要があります。

【 基本目標 5 】 地域福祉の情報提供と各種サービスの充実（公助）

施策 5-1 適切かつ広範な情報提供体制の整備充実

【 これまでの主な取組内容 】

- 旧4町村地域ごとの自治会や地区民児協、婦人団体等の代表者からなる地域審議会、地方創生の実現に向けて、各種団体等から意見聴取等を行う地方創生推進協議会を設置し、市民の声を市政に反映できるよう取り組んでいます。
- 高齢者や障がい者などが、分かりやすく情報を得られるよう、表示方法や記載方法、伝達方法などの充実に努めています。ホームページのリニューアルに伴い、アクセシビリティ試験を実施し、ホームページ記事を検証しました。令和3（2021）年度の閲覧数は月平均 27,653 件、1 日平均約 900 件となっています。
- 市の広報誌やインターネット配信等様々な媒体を通して、福祉に関する情報や市が取り組む施策、事業の情報を提供しています。また市民が必要な情報を探しやすいよう、市のホームページをリニューアルするとともに、ホームページと連動が可能なアプリの導入に取り組んでいます。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- アクセシビリティに配慮した情報の発信については、個々の職員が伝えることを意識してホームページ記事を作成する必要があります。
- 広報活動の推進については、新たに導入するアプリが事前登録を必要とするため、市のホームページや広報誌などで市民への周知を図り、登録者数の増加に努める必要があります。

施策5-2 良質で多様なサービス供給の仕組みづくり

【これまでの主な取組内容】

- 地域住民が安心して生活できるよう、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」などの各施策に取り組み、地域密着型の福祉サービスの充実を図っています。
- 「在宅介護支援センター運営事業」では、ひとり暮らしの高齢者の生活状況を把握し、在宅での生活が継続できるよう支援しました。令和3（2021）年度は、在宅介護支援センター5か所で356件の相談を受けています。
- 要支援認定を受けている人や「基本チェックリスト」該当者（事業対象者）を対象に、一人一人の生活支援ニーズに合い、自立支援に役立つ多様なサービスを提供しています。
- 医療と介護の双方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築、推進に向けて、医療介護連携部会・在宅医療連携部会を2か月に1回、在宅医療介護連携推進協議会を年3回開催しています。
- 認知症になっても住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、吉野川市地域包括支援センターに「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化しています。また認知症地域支援推進員を配置し、医療、介護の連携強化を図るための支援体制の構築と認知症ケアの向上を図っています。
- 障がいのある人が能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、「地域生活支援事業」で支援するとともに、居宅や施設で必要なサービスを受けられるよう、「介護給付」と「訓練等給付」のある「自立支援給付事業」で支援しています。
- 「ファミリー・サポート・センター」を運営し、地域で安心して子育てと仕事の両立が図れるよう支援しています。令和2（2020）年度に、より多くの方がアクセスしやすいよう「ちびっこプラザ」に移転し、令和4（2022）年度からは、徳島県勤労者福祉ネットワークに委託して運営体制の強化を図っています。
- 1歳から小学6年生までの子どもが病期中又は病気回復期に、市内2か所の医療機関で一時的に預かる「病児・病後児保育事業」を展開しています。コロナ禍においても、子育て世帯の病児保育ニーズにこたえるため、継続的に開所するように努めました。

これまでの取組状況を踏まえた課題の整理

- 在宅介護支援センター運営事業については、要介護高齢者等や、その家族の保健福祉の向上を図るため、吉野川市地域包括支援センターと連携を強化する必要があります。
- 介護予防・生活支援サービス事業については、対象者の実情に合わせた多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるよう、サービスの充実や地域の関係者との連携の強化が必要です。
- 在宅医療・介護連携事業については、コロナの影響により、各部会の延期や研修会の中止を余儀なくされたため、各部会や協議会をWebで開催し、研修会も令和4（2022）年度よりWebで開催しています。今後、対面開催とは違うメリット・デメリットに対する対応策も必要です。
- 「認知症施策等総合推進事業」については、認知症初期集中支援チームの存在が地域に定着していくよう、周知していく必要があります。
- 地域生活支援事業や自立支援給付事業については、市民の要望に応じた支援制度の確立や不足している社会資源の確保、事業経費に対応するための予算確保が課題となっています。
- ファミリー・サポート・センターにおいては、提供会員・依頼会員共に登録数が少なく、依頼会員の利用件数も少ないことが課題となっています。市の広報誌やホームページ等を活用した情報発信などで周知を図り、登録数アップにつなげる必要があります。
- 病児・病後児保育事業については、コロナの影響による利用者の減少や子育て世帯の認知度の低さへの対応が課題となっています。感染症対策の強化や事業の情報発信に努めることが必要です。

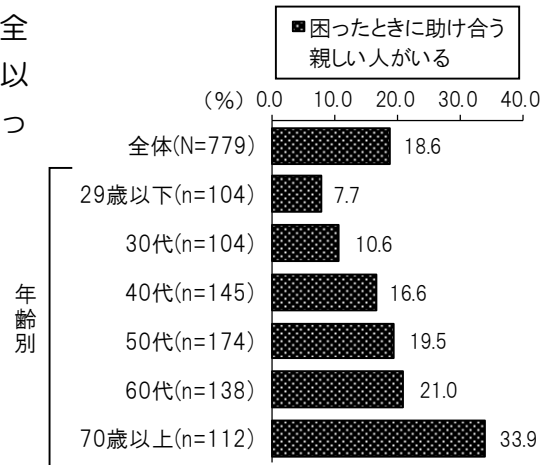
第4章 調査結果等から読み取れる本市の課題

[1] 地域福祉の意識づくり

【 アンケート結果 】

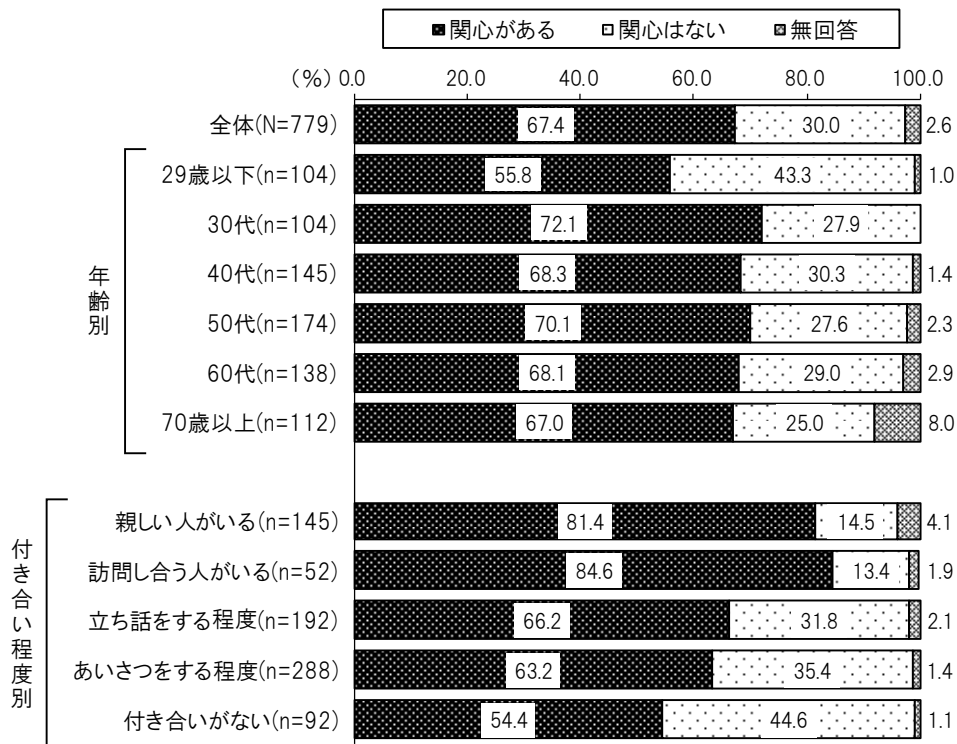
○ 隣近所との付き合いの程度において「困ったときに助け合う親しい人がいる」という回答については、全体の約2割で、年齢別でみると70歳以上では3割以上を占めていますが、29歳以下では1割未満となっております。年齢による差が顕著にみられます。

【 近所付き合いの程度 】

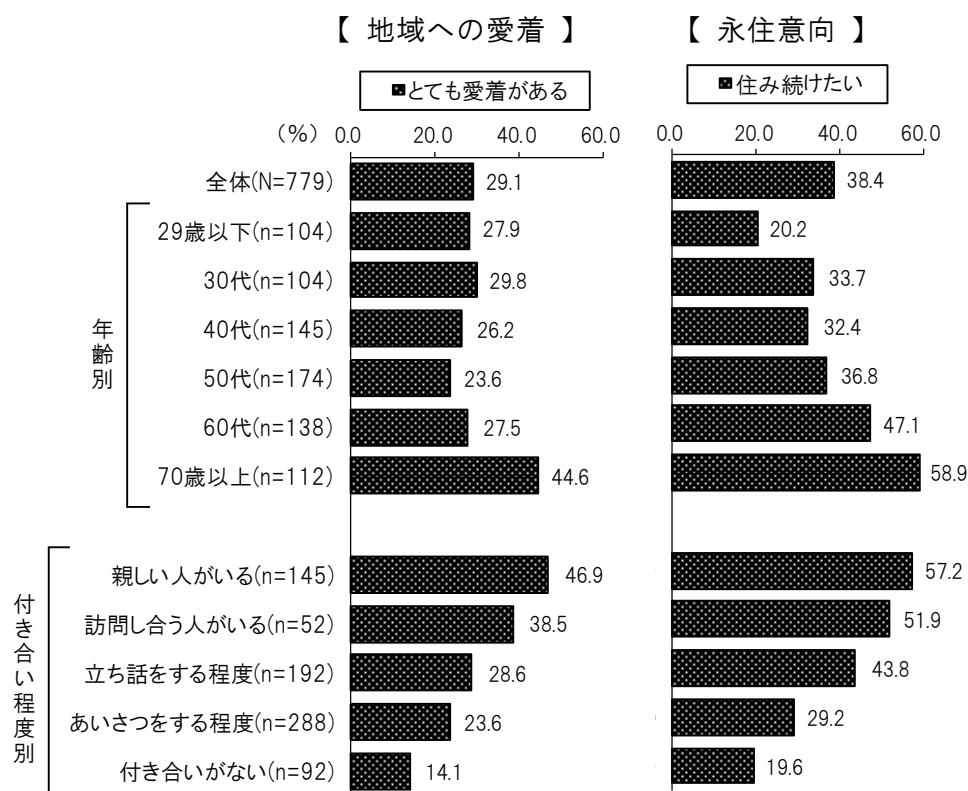


○ 地域の福祉課題に対する関心度をみると、全体では7割近くが「関心がある」と回答していますが、29歳以下の若い年齢層では「関心はない」の割合が、ほかの年齢層を大きく上回っています。

【 地域の福祉課題への関心度 】



- 地域への愛着度をみると、全体の約8割が「愛着がある」と回答しており、そのうち約3割が「とても愛着がある」と回答しています。特に隣近所との付き合いが親密な人ほど高い傾向にあります。
- 今住んでいる地域に対する永住意向については「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を合計して約7割となっており、そのうち約4割が「住み続けたい」と回答しています。特に地域への愛着度が高い人や隣近所との付き合いが親密な人ほど高い傾向にあります。



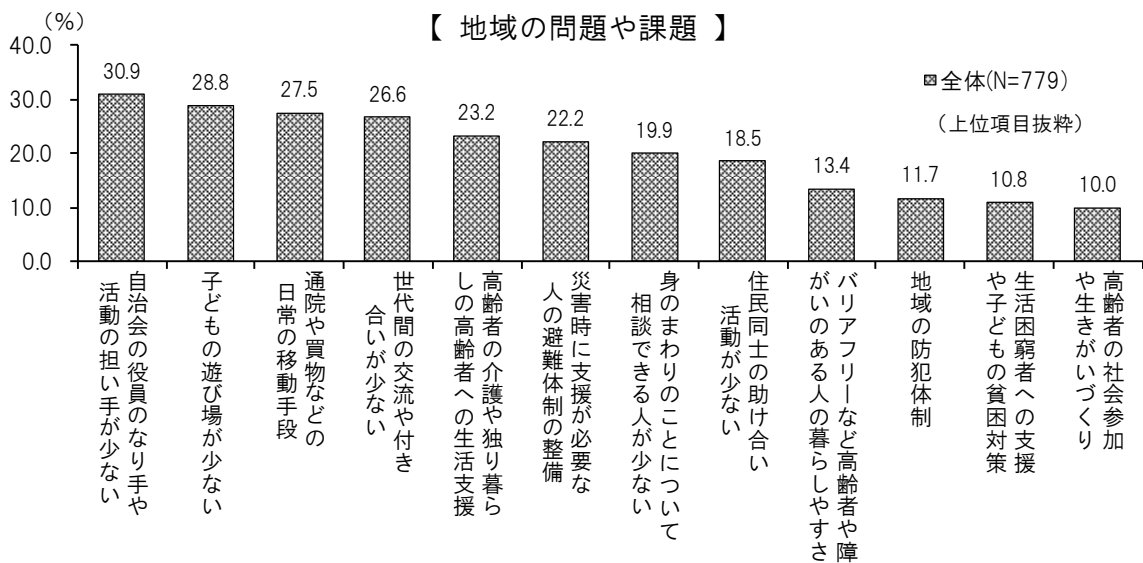
【 課題の整理 】

- 隣近所との付き合いの程度と地域への愛着度や永住意向には、それぞれ相関関係がうかがえます。全ての市民が地域福祉に関心を持ち、住民同士で支え合い、助け合いの意識を醸成していくことが重要です。若い年齢層でも、日頃の挨拶から「困ったときに助け合える関係」に発展させていくための意識啓発が必要です。
- 年齢が高い層では、隣近所とのつながりは、ある程度構築されているとみることができますが、若い年齢層に対しては、地域福祉の意義をSNS等のデジタルツールも活用しながら情報を発信し、意識を高めるきっかけづくりを整えていく必要があります。
- また、子どもの頃から、地域への愛着を高める学習機会の充実をはじめ、福祉に対する意識の醸成を図るため、学びの場の充実が必要です。

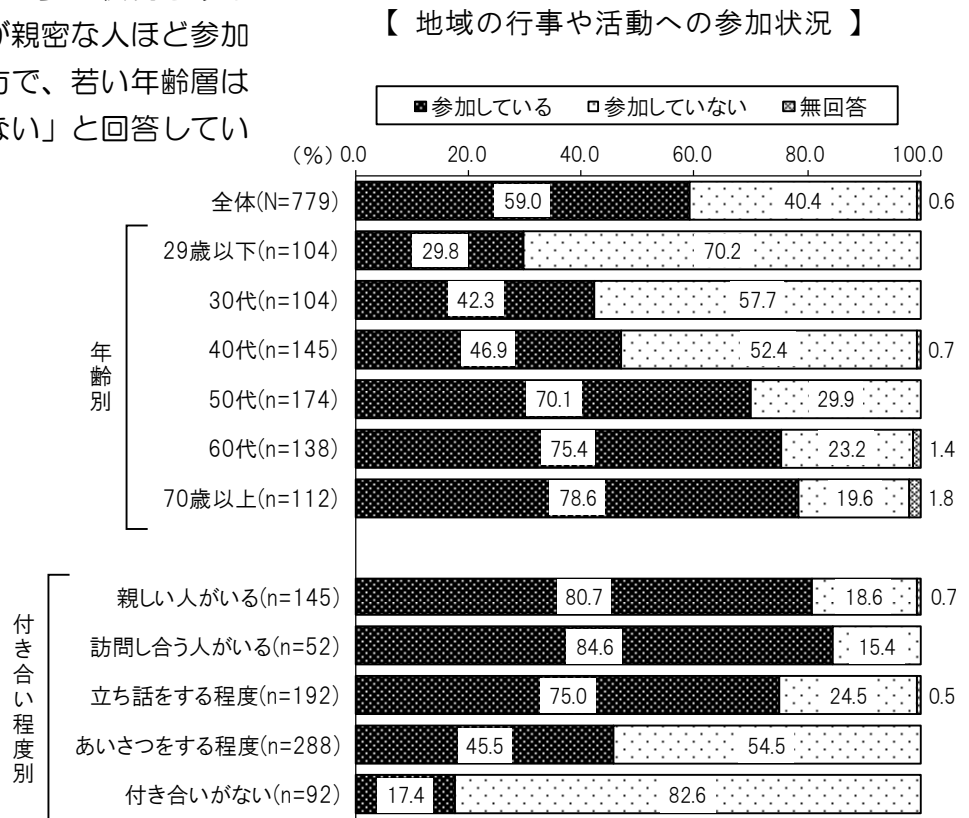
[2] 福祉の担い手の確保

【 アンケート結果 】

○ 地域の問題や課題については「自治会の役員のなり手や活動の担い手が少ない」が3割の回答で最も高く、次いで「子どもの遊び場が少ない」「通院や買物などの日常の移動手段」「世代間の交流や付き合いが少ない」「高齢者の介護や独り暮らしの高齢者への生活支援」の順となっており、特に担い手の不足は大きな問題として認識されています。



○ 地域の行事や活動への参加状況を見ると、付き合いの程度が親密な人ほど参加している人が多い一方で、若い年齢層は7割が「参加していない」と回答しています。



【 関係団体調査による意見やアイデア※ 】

- 障がい者手帳の交付を申請される人が、市の窓口で障がい者支援活動があることを知り、その活動などに参加していただければ、団体としても活気と活動力が増し、新しいリーダーの育成も可能になる。（市の窓口で、そのような活動があることを申請される方に伝える。）

※ 文章は回答者の意図を変えない範囲で、要約している場合があります。（以下同様）

【 課題の整理 】

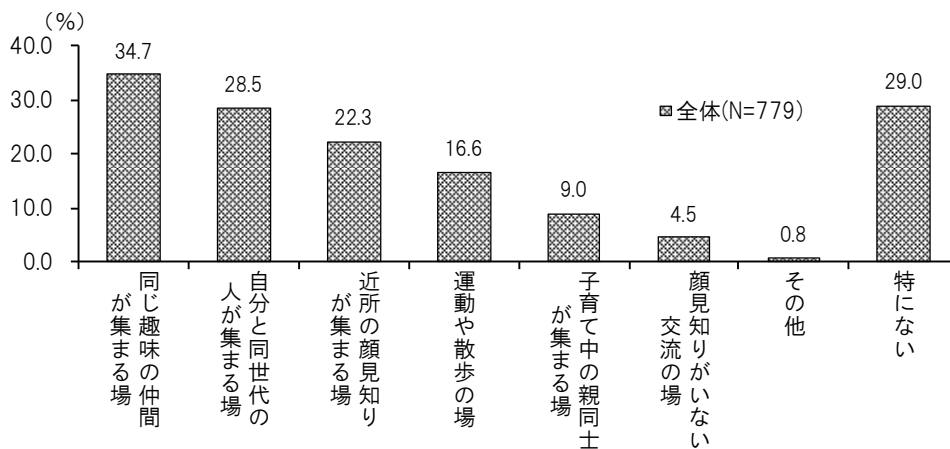
- 地域福祉を推進するためには、その活動を担う人材の確保が必要です。自治会の役員のなり手、担い手が少ないことは大きな問題として認識されています。本市の高齢化率は、既に人口の約4割に達しており、今後の少子高齢化の更なる進行を見据えて、人材育成に向けた取組の強化が必要です。
 - これからは、若い年齢層に対する福祉活動への参加の促進をはじめ、元気な高齢者の活躍を促進するなど、地域活動を担う人材を確保し、地域福祉をより活発に推進していく体制づくりが必要です。
-

[3] 支え合いのつながりづくりと拠点づくり

【 アンケート結果 】

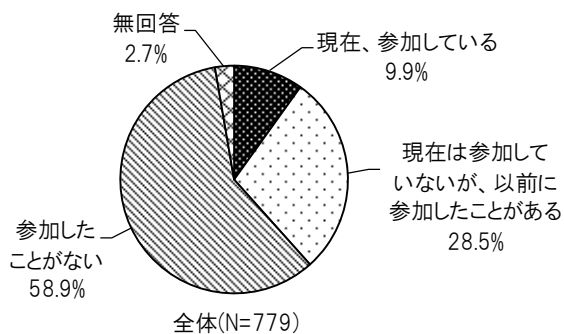
○ 参加しやすいと感じる交流の場については「同じ趣味の仲間が集まる場」の割合が最も高く、次いで「自分と同世代の人が集まる場」が続きますが、いずれも若い年齢層で高くなっており、逆に「近所の顔見知りが集まる場」や「運動や散歩の場」については年齢が上がるほど高い傾向にあります。また「子育て中の親同士が集まる場」については30～40代の子育て世代で高くなっています。

【 参加しやすいと感じる交流の場 】

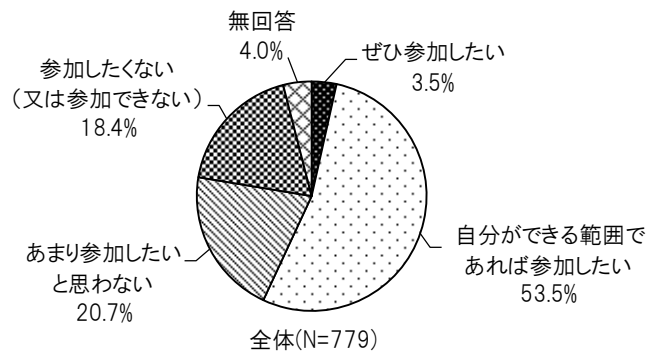


○ ボランティア活動について「現在、参加している」人は1割程度ですが、年齢が上がるほど現在も参加している人が多く、現在参加している人は隣近所との付き合いが親密な人、福祉課題への関心度が高い人で多くなっています。また、今後の参加意向については、合計で約6割が「参加したい」と回答しており、特に以前ボランティアに参加した経験がある人ほど、今後の参加意向も高くなっています。

【 ボランティア活動への参加状況 】



【 ボランティア活動への参加意向 】



【 関係団体調査による意見やアイデア 】

- クラブやサークルに参加しなくても、ふらっと立ち寄れる場所、ひとり暮らしの人や子育て中の人などが集い、お茶を飲みながら話ができるような、いつでも、誰でも自由に集える場所をつくってはどうか。

【 課題の整理 】

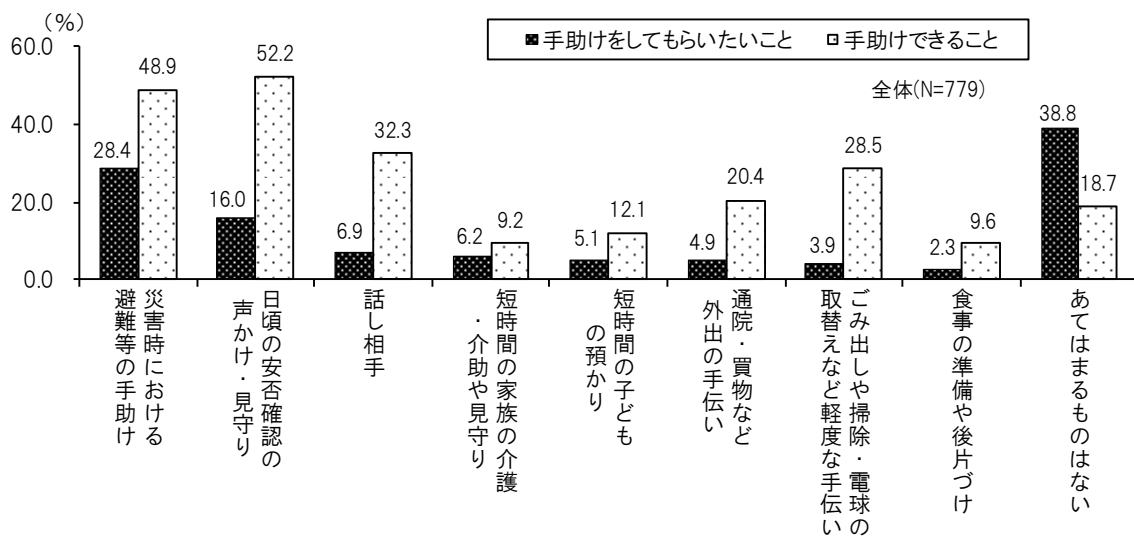
- 若い年齢層をはじめ、子育て中の保護者や高齢者を介護する家族にも配慮した、誰もが気軽に参加できる地域活動の企画や雰囲気づくりが必要です。また、地域活動に関する情報提供の充実や住民同士による声掛けなどの取組により、地域活動に参加していない人への参加を促進していく必要があります。
 - 以前ボランティアに参加した経験がある人ほど、今後の参加意向も高いという「リピート効果」がうかがえます。ボランティア参加経験者による、幅広い世代に対する呼び掛けや経験談の発信など、吉野川市社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動を活発にしていくための継続的な取組が必要です。
 - 学校など、学びの場を活用して、児童・生徒への地域福祉を学ぶ機会の充実をはじめ、地域との関わりやボランティア活動への興味・関心を高める機会の充実が必要です。
-

[4] 多様な生活支援の充実

【 アンケート結果 】

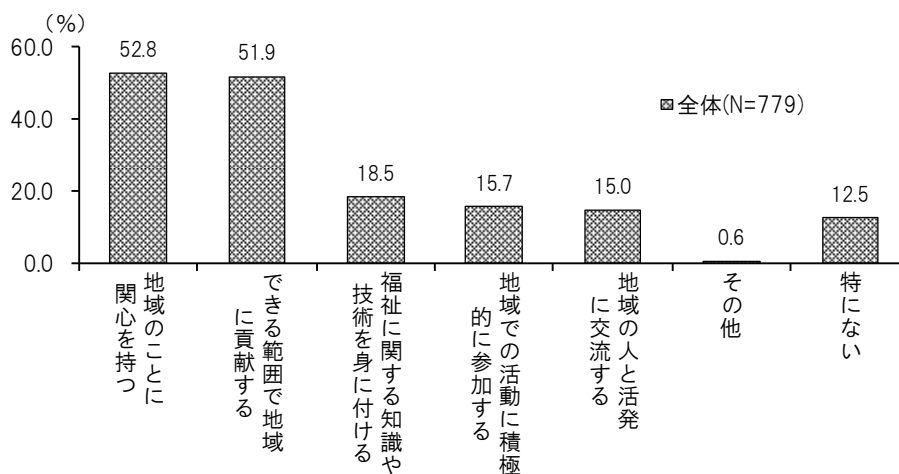
- 地域の問題や課題（前掲）については「通院や買物などの日常の移動手段」が上位に回答されています。
- 手助けしてもらいたいことと手助けできることをみると、特に「日頃の安否確認」などをはじめ、全ての項目で「手助けできること」が「手助けしてほしいこと」を上回っており、隣近所との付き合いが親密な人ほど手助けできることへの回答が多くなっています。

【 手助けについて 】



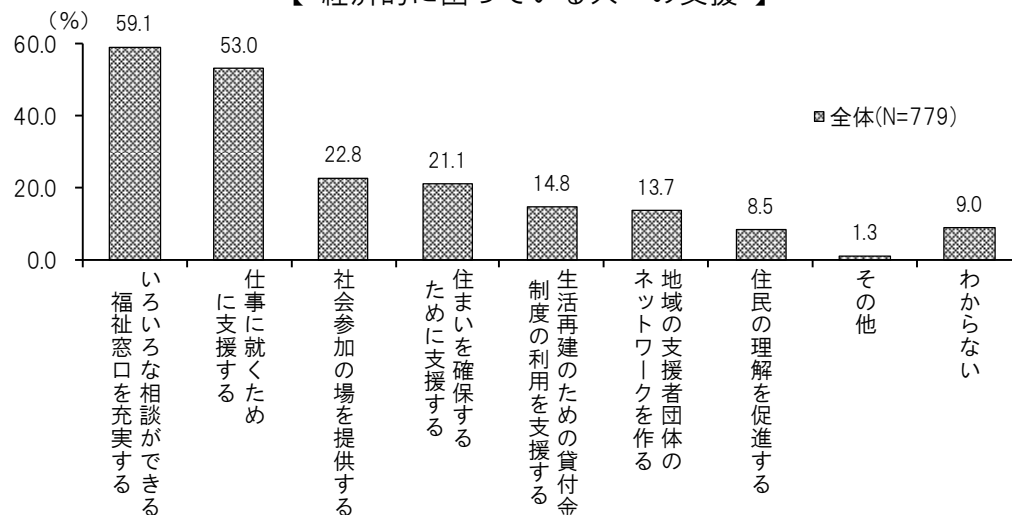
- 地域福祉を推進するためにできることについてみると「地域のことに興味を持つ」に次いで「できる範囲で地域に貢献する」が、それぞれ半数を超えて高くなっています。

【 地域福祉を推進するためにできること 】

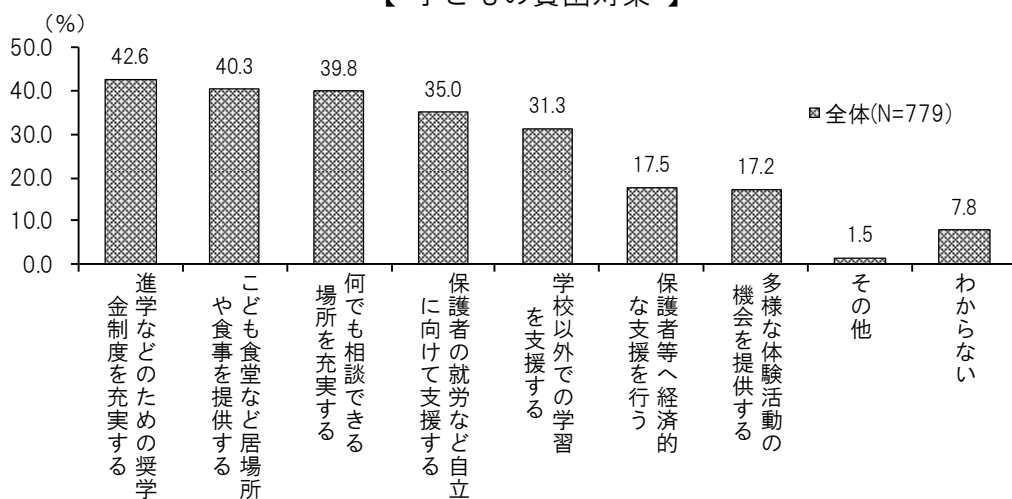


- 経済的に困っている人への支援については「いろいろな相談ができる福祉窓口を充実する」の割合が最も高く、次いで「仕事に就くために支援する」「社会参加の場を提供する」「住まいを確保するために支援する」の順となっています。
- 子どもの貧困対策については「進学などのための奨学金制度を充実する」の割合が最も高く、次いで「こども食堂など居場所や食事を提供する」「何でも相談できる場所を充実する」などの順となっています。子どもの貧困対策も含めて、経済的に困っている人への支援としては、幅広い相談に対応できる窓口に対するニーズの高さがうかがえます。

【 経済的に困っている人への支援 】



【 子どもの貧困対策 】



【 関係団体調査による意見やアイデア 】

○ 安否確認や訪問時に、困っていることやしてほしいことなどを聞く。

【 課題の整理 】

- できる範囲で地域に貢献したいという気持ちを持った人は多く、支援を必要としている人と、支援ができる人とのマッチングを図る仕組みづくりが必要です。
 - 生活に困窮している人を含め、子育て世代から高齢者まで幅広い世代において、困りごとを抱えた人に早期に気づき、支援につなげる効果的な取組の検討が必要です。
 - 通院や買い物など移動手段については、地域差などを把握した上で、住民同士による送迎の仕組みづくりや移動販売事業者の誘致など、インフォーマルサービス[※]の促進を見据えた検討が必要です。
-

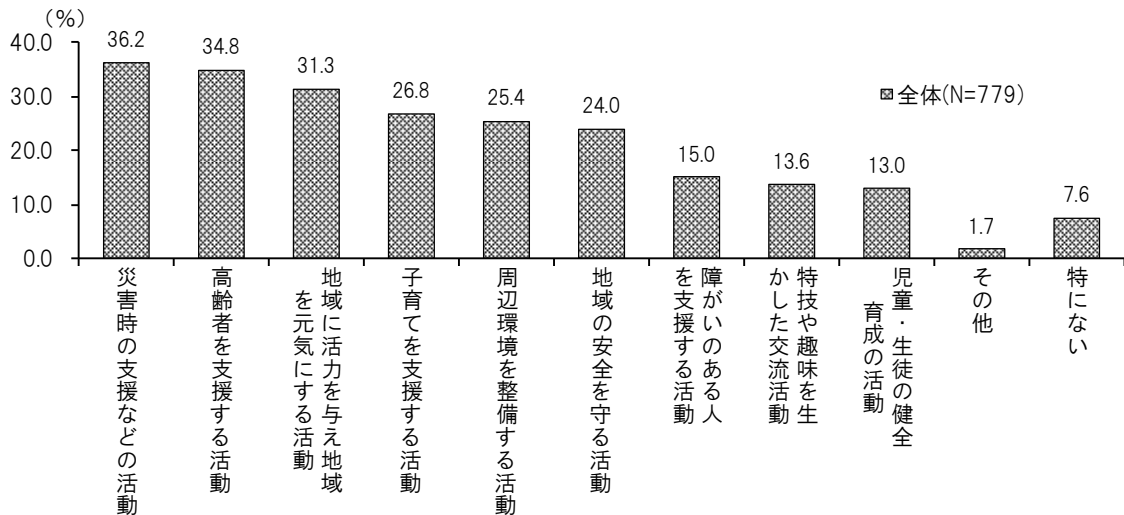
※【インフォーマルサービス】住民同士による、公的な福祉サービス以外の制度に基づかない非公式な地域の支え合い活動や支援のこと。例えば、日頃からの挨拶や声掛け活動、ボランティア活動、公民館等での交流活動、自主防災組織等による災害時の支援などが挙げられる。

[5] 多様な主体による福祉のネットワークづくり

【 アンケート結果 】

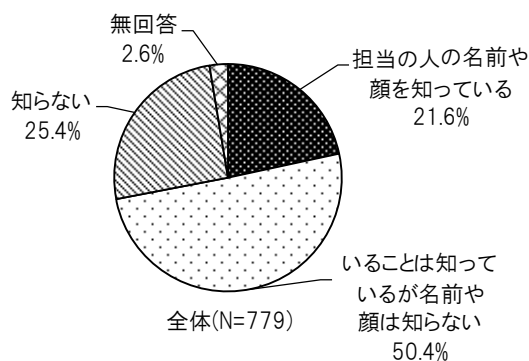
○ 今後、重要だと思う地域活動については「災害時の支援などの活動」をはじめ「高齢者を支援する活動」「地域に活力を与え地域を元気にする活動」などが求められています。

【 今後、重要だと思う地域活動 】

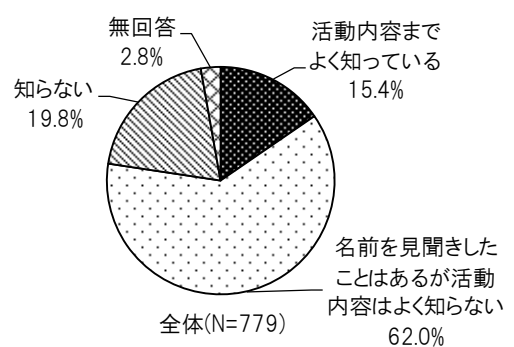


○ 民生委員・児童委員について「担当の人の名前や顔を知っている」と回答した人は約2割で、吉野川市社会福祉協議会の認知については「活動内容までよく知っている」と回答した人は15%程度となっています。民生委員・児童委員、吉野川市社会福祉協議会共に、年齢が上がるほど、また隣近所との付き合いが親密な人ほど高い傾向にあります。

【 民生委員・児童委員の認知 】



【 吉野川市社会福祉協議会の認知 】



【 関係団体調査による意見やアイデア 】

- 支え合える地域に向けて、日常的なつながりや地域コミュニティの構築、地区社会福祉協議会の充実など、地域の全ての人が連携できる環境づくりを進める。

【 課題の整理 】

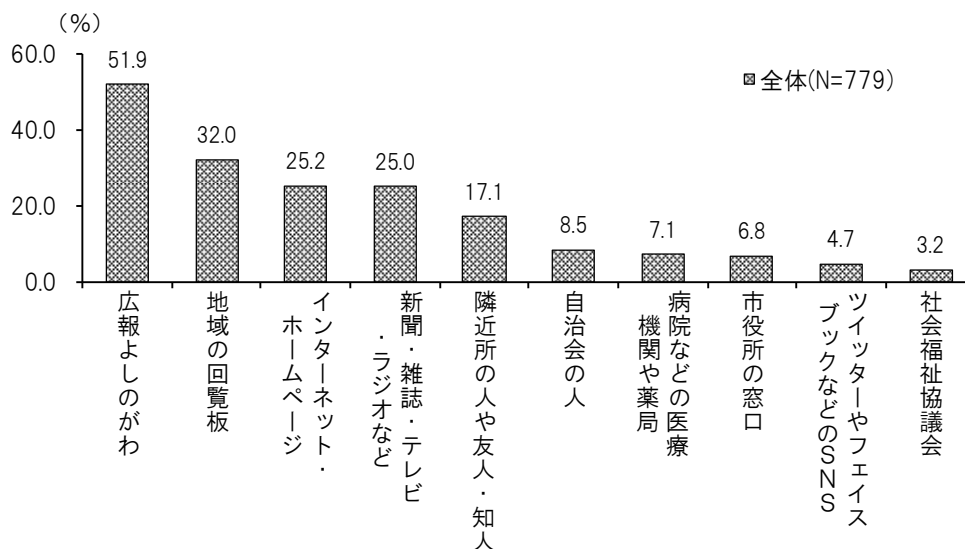
- 地域に活力を与え地域を元気にするためには、住民同士のつながり意識を強め、支え合い活動を活発にするとともに、福祉関係団体同士が連携し、それぞれの地域でより効果的な福祉施策を展開していく必要があります。住民や関係団体同士とのネットワーク化を図り、地域福祉を推進していく必要があります。
 - 何らかの支援を必要とする人にとって、地域における見守り活動は重要な取組です。地域住民や民生委員・児童委員による見守り活動、保健師による訪問活動のほか、地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワークづくりなど、相互に連携を図りながら、より効果的な福祉の取組を推進していく必要があります。
 - そのためには、民生委員・児童委員や吉野川市社会福祉協議会の周知をはじめ、取組についての情報を発信し、より多くの市民が興味、関心を持って活動に協力できる体制づくりが必要です。また、福祉活動を推進するNPO法人や関係団体などが、より効果的に、広域的な取組の展開が可能となるよう、ネットワークづくりの促進が必要です。
-

[6] 安心できる福祉サービスの提供

【 アンケート結果 】

- 必要な福祉サービスの情報入手手段としては、若い年齢層ではインターネットやホームページ、SNSが多いのに対して、年齢が上がるほど広報誌や回覧板が主流となり、ここでも年齢差が顕著にみられます。

【 必要な福祉サービスの情報入手手段 】



【 関係団体調査による意見やアイデア 】

- 支援を必要とする人が、必要な福祉サービスを適切に利用できる環境を整えるとともに、福祉サービスの量的、質的な確保を図ることが必要である。
- 福祉サービスを考えるとき、家族への支援という視点を持つことも必要である。

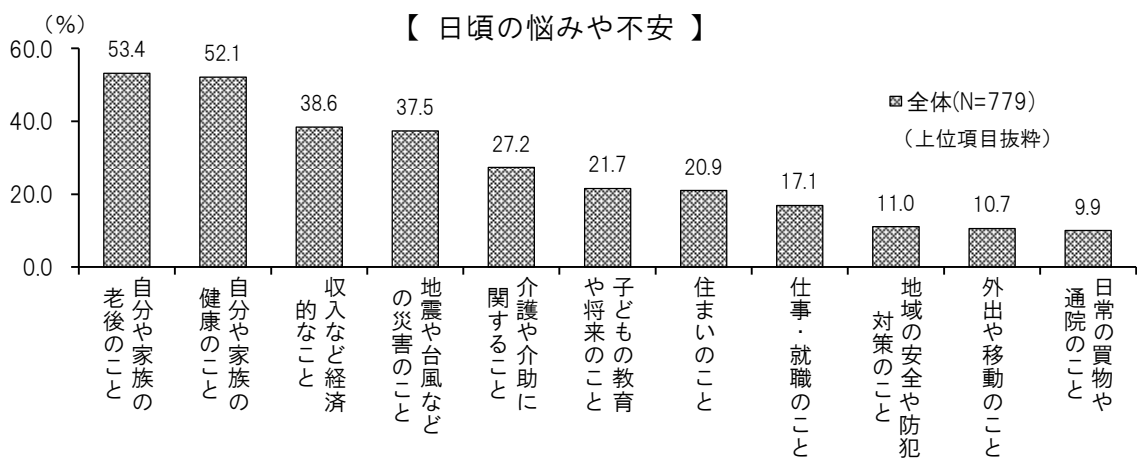
【 課題の整理 】

- 福祉サービスは、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援に関するサービスをはじめ、生活困窮者自立支援制度など様々な分野にわたっています。関係機関との連携を強化し、多様なニーズに応じて適切なサービスへとつなぐ支援が必要です。

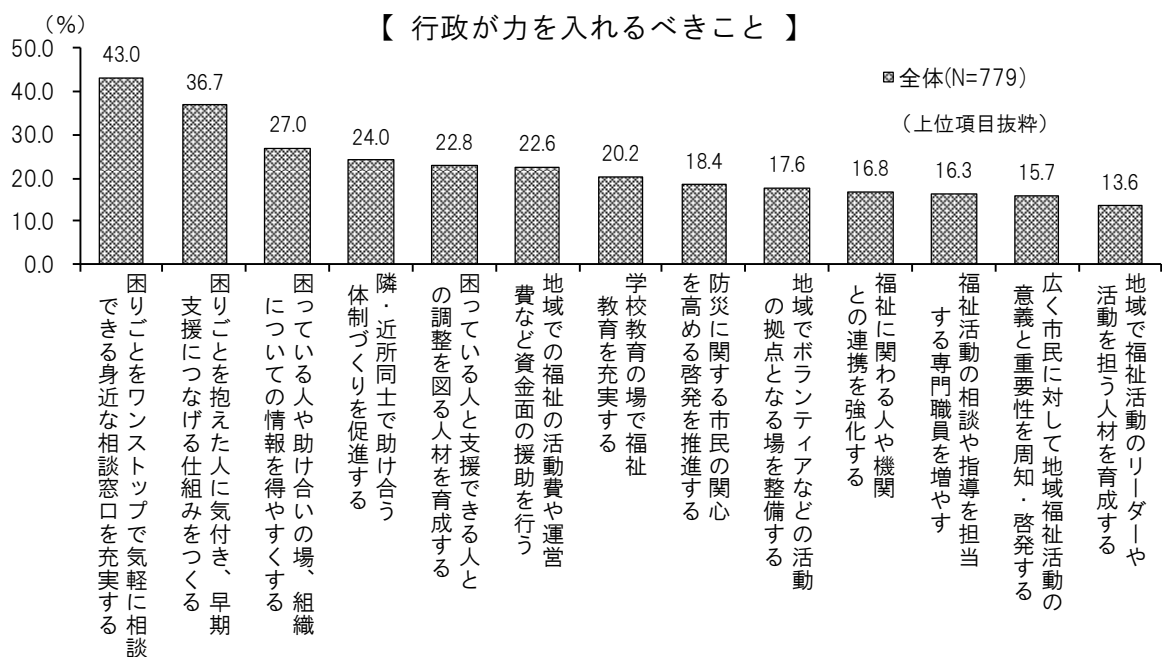
【7】 より身近で包括的な相談支援体制づくり

【 アンケート結果 】

○ 日頃の悩みや不安については「自分や家族の老後のこと」や「自分や家族の健康のこと」を筆頭に、特に30～40代の子育て世代では「子どもの教育や将来のこと」、20～30代の若い世代では「仕事・就職のこと」、年齢が上がるほど「外出や移動のこと」「日常の買物や通院のこと」に対する不安がそれぞれ多く、世代による違いがみられます。一方、困ったときの相談先については「家族や親せき」「隣近所や友人・知人」で大半を占め、公的機関等に相談している人は非常に少ない状況です。

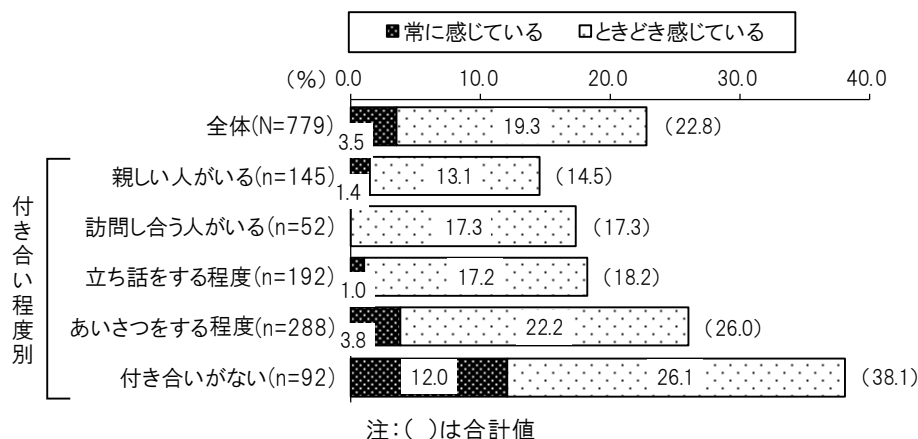


○ 行政が力を入れるべきことについては「困りごとをワンストップで気軽に相談できる身近な相談窓口を充実する」への回答が最も高く、次いで「困りごとを抱えた人に気づき、早期支援につなげる仕組みをつくる」などが続き、利便性の高い相談窓口と対象者を早期に発見する仕組みに対するニーズの高さがうかがえます。



- 日常生活において孤立を感じる人は「常に」と「ときどき」を合わせて約2割となっており、隣近所との付き合いが薄い人ほど、その割合が高い傾向にあります。
- ゲートキーパー※1について「内容までよく知っている」人は5%程度と少ない状況です。

【 孤立感について 】



※1 【ゲートキーパー】 自殺のサインに気付き、適切な対応(声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)をとることができる人のこと。

【 関係団体調査による意見やアイデア 】

- 社会的孤立や制度の狭間の課題を抱える人や世帯に対し、地域ぐるみで支援するような地域の仕組みづくりが必要である。
- コロナ禍でひきこもりが多くなり、認知症の人も増える可能性がある状況なので、ひきこもり予防として、会場に地域の高齢者が集まって体操やお茶会、食事会を実施していきたい。

【 課題の整理 】

- 一人一人が抱える困りごとや悩みは、近年、複雑化、多様化しており、単一の制度や部門では解決できないケースも増えています。そのため、できるだけ気軽に、また身近なところで、ワンストップであらゆる相談にも対応できるとともに、専門的な相談にもつながることができる体制づくりが必要です。
- 日頃、困りごとを身近な人へ相談する人は多いものの、公的な相談機関を利用する人は少ない状況です。相談機関や窓口を市民に周知することが必要です。
- 特に隣近所との付き合いが薄い人は孤立しがちであることから、困りごとや悩みを、独りで抱え込むことがないよう、アウトリーチ※2による支援も含めて、地域における見守り活動の更なる促進を図る必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな福祉的課題についても、関係機関との連携による相談支援が必要です。

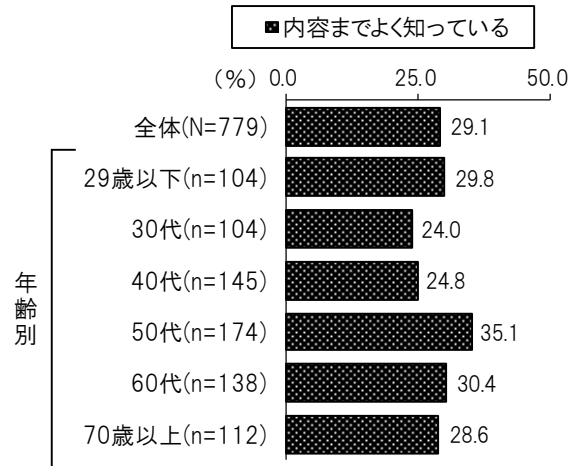
※2 【アウトリーチ】 困難を抱え、支援が必要であるにもかかわらず相談窓口へ足を運ぶことができない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働き掛けて、訪問等を通じて必要な支援につなげるプロセスのこと。

[8] 一人一人の権利を守る取組の推進

【 アンケート結果 】

○ 成年後見制度を「内容までよく知っている」割合は、およそ3～4人に1人ですが、親に介護が必要になってくる50代で最も高くなっています。

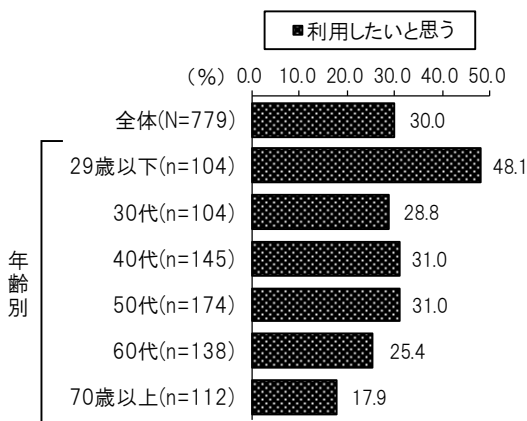
【 成年後見制度の認知 】



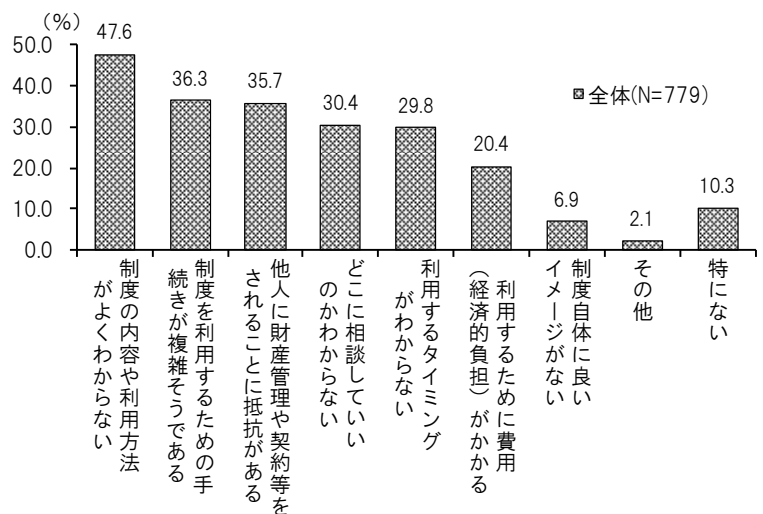
○ 成年後見制度の利用意向については「わからない」が過半数を占めているものの、利用ニーズは3割みられました。

○ 成年後見制度に対するイメージは「制度の内容や利用方法がよくわからない」を筆頭に「制度を利用するための手続きが複雑そうである」「他人に財産管理や契約等をされることに抵抗がある」「どこに相談していいのかわからない」などが多く回答されています。

【 成年後見制度の利用意向 】



【 成年後見制度に対するイメージ 】



【 関係団体調査による意見やアイデア 】

- 誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送る権利を守れるよう、権利擁護体制の充実に努めることが必要である。

【 課題の整理 】

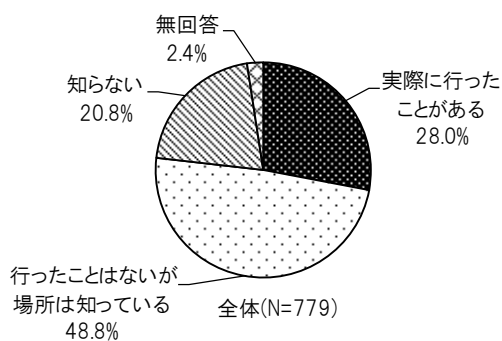
- 今後、高齢化は継続的な進行が見込まれることから、それに伴う高齢者の独り暮らし世帯や認知症の増加などを見据え、対象となる人の早期発見をはじめ、権利擁護に関する総合的な取組の推進が必要です。
 - そのため、制度の内容について分かりやすい情報提供や周知をはじめ、吉野川市社会福祉協議会と連携し、制度の適切な利用の促進が必要です。
-

[9] 災害に備える取組の推進

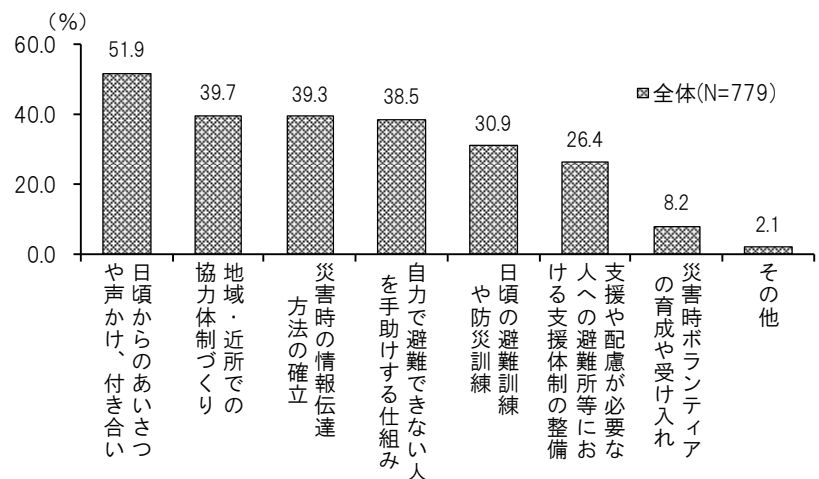
【 アンケート結果 】

- 災害時の避難場所に「実際に行ったことがある」人は約3割、「行ったことはないが場所は知っている」を合わせて8割近くが場所を知っています。しかし、約2割は「知らない」と回答しています。また、災害時に自分一人で避難できる人は9割以上を占めていますが、常に孤立を感じている人はその割合が低くなっています。
- 災害など緊急時の備えとして重要だと思うことについては「日頃からのあいさつや声かけ、付き合い」をはじめ「地域・近所での協力体制づくり」「災害時の情報伝達方法の確立」「自力で避難できない人を手助けする仕組み」が続きます。

【 避難場所の認知 】



【 緊急時の備えとして重要なこと 】



【 課題の整理 】

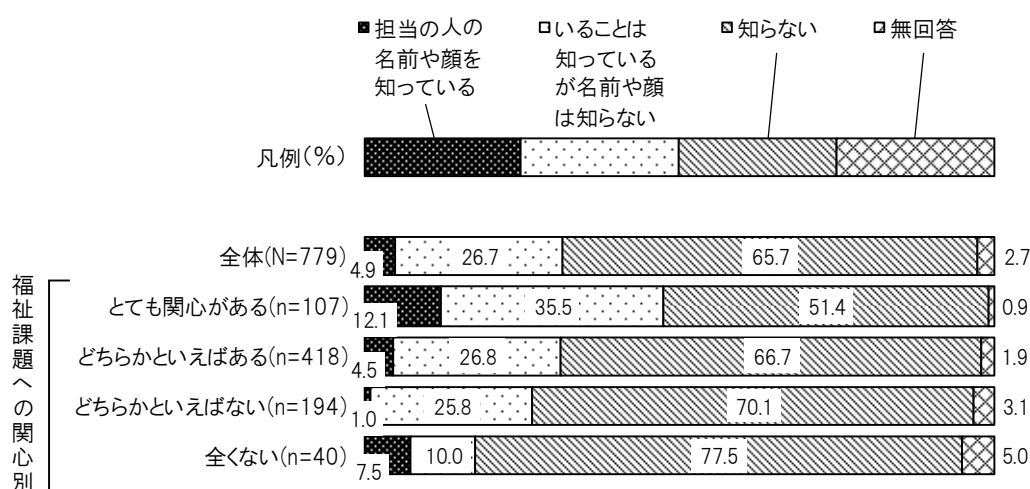
- 隣近所との付き合いの親密さは、災害時の避難行動にも影響します。日常の見守り活動を促進し、地域で日頃から災害発生時の対応を話し合い、共有できる体制づくりが必要です。
- 自力で避難できない人を手助けする仕組みについては、避難行動要支援者名簿への登録の促進や地域での情報共有など、個人情報の取り扱いに留意しながら活用できる仕組みづくりの検討が必要です。

[10] 安全で安心な生活環境づくり

【 アンケート結果 】

- 今後、重要だと思ふ地域活動（再掲）については「地域の安全を守る活動（防犯パトロール、子どもの見守りなど）」が、およそ4人に1人の割合で求められています。
- 保護司を具体的に知っている人の割合は5%未満と低い状況ですが、福祉課題に関心が高い人ほどその割合も高く、また、近所付き合いが親密な人やボランティア参加経験者でも高くなっています。

【 保護司の認知 】



【 課題の整理 】

- 防犯や交通安全など、安全で安心な生活環境づくりが求められています。「再犯防止推進計画」はその一環として、罪や非行を犯した人に対する更生支援を図るための重要な取組であり、今後の適切な運用が必要です。
- 再犯防止対策の推進にあたっては、市民の理解を促進する取組が必要であるとともに、保護司との連携や保護司の育成が必要です。

第5章 計画の基本的な考え方

[1] 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、第2期計画において「みんなの絆と地域の力で育む 心豊かな吉野川市」を基本理念として掲げ、誰もが幸せを実感できる地域づくりに向けて、住民同士のつながりを深め、支え合える関係づくりをはじめ多様な取組を推進してきました。しかし、少子高齢化の進行や世帯規模の縮小傾向などを背景とする地域活動の担い手の高齢化、人材の不足をはじめ、複雑化、複合化した課題を抱え地域で支援を必要とする人など、地域で解決すべき福祉課題は依然として山積しています。

このような地域の福祉課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民が相互に助け合い、地域の関係団体及び行政が連携し、協働して地域福祉を推進していく必要があります。

本計画においては、第2期計画の基本理念を継続しながらも、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するとともに、これまでの地域福祉の取組における課題の整理を踏まえ、より安心して暮らすことができるまちづくりに向けた様々な取組を推進します。

【基本理念】

みんなの絆と地域の力で育む 心豊かな吉野川市

2 基本目標

第2期計画においては、5つの基本目標に基づき、それぞれに施策を掲げ、地域福祉に係る取組を推進してきました。本計画では、福祉のまちづくりの方向である「基本理念」の実現に向けて、国、県の動きや本市における社会的背景の変化、新たな課題等を踏まえ、改めて4項目の「基本目標」を定めます。「基本目標」に基づいて、11項目の「施策の方向」を定め、個別の取組を推進します。

個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

[2] 施策体系

基本理念

みんなの絆と地域の力で育む 心豊かな吉野川市

【基本目標】

施策の方向

【基本目標1】地域の絆を深めるまちづくり

施策の方向1 地域で支え合う意識の醸成
施策の方向2 福祉の担い手づくり
施策の方向3 交流の拠点づくりとボランティア活動の促進

【基本目標2】多様な支援が充実したまちづくり

施策の方向4 暮らしを支える助け合いの仕組みづくり
施策の方向5 地域活動を活性化する福祉のネットワークづくり
施策の方向6 良質で多様な福祉サービスの利用促進

【基本目標3】きめ細かな相談で安心できるまちづくり

施策の方向7 包括的な相談支援体制の整備
(重層的支援体制整備事業)
施策の方向8 権利擁護の推進

【基本目標4】誰もが安全に暮らせるまちづくり

施策の方向9 人にやさしいまちづくり
施策の方向10 防災対策の推進
施策の方向11 防犯対策の推進

第6章 地域福祉の推進

【基本目標1】地域の絆を深めるまちづくり

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- 近所の人との挨拶や声掛けを通して、交流を深めましょう！
- 地域と共に学校づくりを進める「コミュニティ・スクール」など、地域福祉に関する活動に参加してみましょう！
- 「自分にできることをできる範囲で」の精神で、ボランティアに参加してみましょう！

●● 互助（地域みんなで協力して取り組むこと） ●●

- 月一回、ひとり暮らし高齢者に配食サービスを続け、地域で見守ります。
- 地域住民が参加しやすく協働しやすい自治会の在り方について考えます。
- 誰もが参加しやすい地域行事を開催し、世代間の交流を深めます。
- 公民館や図書館などを活用し、住民の「交流の場」「集える場」をつくります。
- 一人からでも参加できる活動をはじめ、若い人や退職後すぐの人など、これまで参加していない人でも参加しやすい環境づくりをみんなで考えます。

●● 公助（行政が取り組むこと） ●●

- 施策の方向1 地域で支え合う意識の醸成
- 施策の方向2 福祉の担い手づくり
- 施策の方向3 交流の拠点づくりとボランティア活動の促進

●● 公助（具体的な取組） ●●

施策の方向1 地域で支え合う意識の醸成

市民の地域福祉への関心や意識を高めるため、市の広報誌やホームページ、SNS、回覧板等を活用し、幅広い年齢層に情報を発信するとともに、誰にでも分かりやすく、手に入れやすい情報発信に努めます。

主な取組	取組内容	主な担当課
広報活動の推進	○ 市の広報誌やホームページ、新聞、ケーブルテレビ、SNS等を活用し、市が取り組む施策や事業をはじめ、地域の福祉に関する活動や福祉活動団体に関する情報を発信するとともに、市民に地域福祉への関心を高めるための啓発を推進します。	市長公室 社会福祉課
各種団体の情報発信	○ 自治会の回覧において、各種福祉団体による広報誌等の定期的な配布に協力し、市民の福祉への意識を高める機会の充実を図ります。	生活あんしん課
アクセシビリティに配慮した情報の発信	○ 市のホームページにおける記事の作成など、高齢者や障がいのある人でも、分かりやすく多様な情報を得ることができるよう、適切な配慮に努めます。	市長公室

施策の方向2 福祉の担い手づくり

福祉について、知識や理解を深める機会の充実や人材育成に向けた取組を推進するとともに、地域で福祉の担い手となるリーダーや担い手を育成します。また、地域住民の経験と能力を地域福祉の活動に生かすため、福祉の担い手の育成と発掘に努めます。

主な取組	取組内容	主な担当課
児童・生徒を対象とした福祉教育プログラムの開催	○ 小・中学校からの依頼に応じて、授業において車椅子体験や高齢者疑似体験などの福祉教育プログラムを設定し、児童・生徒が福祉についてより多く触れる機会をつくります。プログラムの開催を通じて、児童・生徒の福祉への理解を深め、地域福祉活動やボランティアへの参加意識の向上につなげます。	社会福祉協議会
中学生を対象とした介護基礎研修の実施	○ 中学生を対象に、夏休みの期間などを活用して、社会福祉や介護の基礎知識、介護技術に関する研修の場を設け、ボランティアリーダーとして、また地域福祉や家族介護の担い手としての育成を図ります。実施にあたっては、介護施設や消防署等の関係機関と連携を図り推進します。	学校教育課 教育研究所
食生活改善推進員養成講座	○ 栄養や病態の基礎知識を学習し、健康づくりの知識を深め、終了後は食生活改善推進員（ヘルスマイト）として、地域での健康づくりを実践できる人材を育成します。	健康推進課
地域介護予防活動支援事業の推進	○ 介護予防サポーターや認知症サポーターなど、個人や地域で介護予防活動を推進するリーダーとして活躍するための、知識や技術を習得する研修会を開催し、若い世代をはじめ幅広い年齢層への参加を呼び掛けます。 ○ 過去に養成したサポーターを対象にフォローアップ研修やアドバイスを行います。 ○ 介護予防教室等において、本市と地域、サポーターが連携し、活動の輪を広げていけるよう支援します。	長寿いきがい課
民生委員・児童委員の資質向上	○ 民生委員・児童委員の資質向上に向けて、定期的に定例会を開催し、研修や情報提供及び情報交換の場を充実するとともに、徳島県民生委員児童委員協議会が主催する研修会への参加を促進します。	社会福祉課

施策の方向3 交流の拠点づくりとボランティア活動の促進

誰もが気軽に集える交流の場を充実し、世代間交流や仲間づくり、健康づくり、介護予防などの活発な活動の展開を促進します。またボランティアセンターの機能やボランティア体験機会の充実を図り、ボランティア活動への参加意識の向上や参加の促進を図ります。

主な取組	取組内容	主な担当課
世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区の社会福祉協議会による、自主的な事業として、認定こども園や小学校等の行事への参加や園児、児童を行事に招待するなど、世代間の交流に取り組みます。 	社会福祉協議会
社会福祉大会の開催による福祉意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「市民プラザふれ愛フェスティバル」において社会福祉大会を開催し、市民や福祉関係者が集い、これからの社会福祉についての理解を深めるとともに、福祉のネットワークの輪を広げていくきっかけをつくります。 ○ 大会の開催にあたっては、子どもから高齢者まで、幅広い世代の参加を促進します。 ○ 長年、福祉の向上に貢献した市民を表彰し、今後の活動意欲の醸成を図ります。 	社会福祉協議会
ボランティアセンター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 吉野川市社会福祉協議会の本所に設置されているボランティアセンターにおいて、ボランティアの登録をはじめ、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動に関する相談業務や活動の調整、情報提供を行います。 ○ 各種施設等からのボランティアの要請を受け、ボランティアを派遣することで、ボランティア活動に対する理解を深め、ボランティアへの参加意識の向上につなげます。 	社会福祉協議会
ボランティア体験機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の中学生や高校生、大学生など若い年齢層を対象に、夏休みの期間などを活用して、ボランティアを体験する機会（サマーチャレンジボランティアワーク）を提供し、若い世代のボランティア活動に対する理解を深め、ボランティアへの参加意識の向上につなげます。 ○ ボランティア体験を通じて他校の生徒間での交流を深め、多様なボランティア活動に参加を促進するとともに、今後の自主的なボランティアグループの発足を促進します。 	社会福祉協議会

主な取組	取組内容	主な担当課
市民講座等を通じた交流の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の公民館や文化施設を活用し、健康づくりについての講座や各種市民講座を実施し、市民の健全な文化の発展と福祉の向上を図るとともに、市民の交流の場としての活用に努めます。 	生涯学習課
高齢者への交流の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人福祉センター及び老人憩の家において、高齢者の各種相談に応じることや健康の増進、教養の向上、またレクリエーションや談話、交流の場を提供し、高齢者の心身の健康の増進を図ります。 ○ 高齢者を対象とした介護予防教室や地域リハビリテーション活動支援事業、介護予防普及啓発事業等を通して、フレイルの予防をはじめ、高齢者同士が交流を楽しみながら健康の増進を図ることができる取組を推進します。 	長寿いきがい課
子育て世代の交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て支援センター（ちびっこプラザ）をはじめ、市内の地域子育て支援拠点において、保護者同士の交流を促進し、子育てに対する不安や悩みの解消に努めます。 ○ 市の広報誌やホームページ等を活用し、地域子育て支援拠点事業の情報発信に努めるとともに、子育て世帯への周知を図ります。 ○ 市内の保育所や認定こども園と連携し、未就園児の入園相談など、情報提供機能の強化に努めます。 	子育て支援課

【基本目標2】多様な支援が充実したまちづくり

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- 困ったときや知りたいことがあるときは、家族や身近な人、行政の相談員に気軽に聞いてみましょう！
- 福祉サービスに関心を持ち、情報を集めましょう！
- 近所や地域の人と交流を深め、困ったときは助け合う「お互いさま」の精神を持ちましょう！

●● 互助（地域みんなで協力して取り組むこと） ●●

- 「地域回覧板」「地域連絡帳」のような、身近な地域の情報を発信するとともに、地域の人とコミュニケーションを深めるツールを作成するなど、地域の人が情報を共有し、暮らしを支える助け合いの仕組みを考えます。
- 地域活動を通して、民生委員・児童委員や吉野川市地域包括支援センターをはじめとする相談窓口の周知を図るとともに、地域が連携して相談に対応します。
- 「地域支え合いの会」の活動の充実を図ります。

●● 公助（行政が取り組むこと） ●●

- 施策の方向4 暮らしを支える助け合いの仕組みづくり
- 施策の方向5 地域活動を活性化する福祉のネットワークづくり
- 施策の方向6 良質で多様な福祉サービスの利用促進

●● 公助（具体的な取組） ●●

施策の方向4 暮らしを支える助け合いの仕組みづくり

ふだんから近所で声を掛け合い、仲間づくりや地域との関わりを持つ身近な機会でもある地域活動への参加を促進するとともに、誰もが参加しやすい地域活動を促進します。

主な取組	取組内容	主な担当課
地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員や吉野川市社会福祉協議会、自治会等の地域の活動団体が連携し、ひとり暮らし高齢者への見守り支援をはじめ、地域の様々な活動について市民への周知を図るとともに、参加を促進します。 ○ 民生委員・児童委員の高齢化や活動の負担感による担い手不足の解消に向けて、市民や自治会等と協働しやすい環境づくりに努めるとともに、市民主体の活動を支援します。 	社会福祉課
小地域福祉ネットワークづくり推進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員をはじめ、地区社会福祉協議会による「小地域福祉ネットワークづくり推進事業」を担う推進委員や協力員が、老人クラブの「友愛訪問活動」を担う友愛訪問員と連携し、地域の見守り活動を推進します。 	社会福祉課 社会福祉協議会
高齢者の見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業所や認知症支援推進員、関係機関と連携し、地域に暮らす高齢者の異変に早期に気づき、支援につなぐ体制を構築するとともに、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で高齢者を見守り、支え合う仕組みづくりを促進します。 ○ 慢性的な疾患等により、常時見守りが必要なひとり暮らし高齢者等に対して緊急通報装置を貸与し、急病や災害時等の緊急時、迅速に適切な対応を図ります。 ○ 医療と介護の双方を必要とする高齢者を対象に、医療と介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療、介護を提供する体制を構築します。 	長寿いきがい課
子どもの見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の小学校に通う子どもが、安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係団体と連携して、登下校の通学路や地域での見守り活動を促進し、安全を確保するとともに、地域全体で子どもの安全を見守る意識の醸成を図ります。 ○ 地域福祉活動計画に基づき、登校時に、見守り、あいさつ運動を実施します。 	学校教育課 社会福祉協議会

施策の方向5 地域活動を活性化する福祉のネットワークづくり

地域の福祉活動を推進するため活動している多様な団体等や多職種との連携を強化し、市民の福祉ニーズの早期発見、多岐にわたる地域の生活課題の解決、支援の充実に取り組みます。

主な取組	取組内容	主な担当課
地域包括支援センターを中心とした高齢者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 吉野川市地域包括支援センターにおける相談支援をはじめ、認知症の人への支援、医療・介護連携の推進、地域ケア会議の充実、在宅介護支援センターと連携した支援など、高齢者が必要とするサービスに適切につなぐことができるよう、支援の充実に努めます。 	長寿いきがい課 社会福祉協議会
地域福祉団体等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域福祉関係団体運営支援事業」により、地域福祉活動を行う団体等における事務局業務等の運営を支援するとともに、活動に関する必要な支援や連絡、調整、助言、運営費の助成や情報提供を行い、市民の福祉ニーズの早期発見、多岐にわたる生活課題の解決を支援します。 	社会福祉課 社会福祉協議会
生活支援体制整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援コーディネーターと連携し、地域の協議体（課題を検討する場）において、民間企業や社会福祉法人、NPO法人やボランティア団体等が独自に行っている生活支援サービスを提供する仕組みを構築し、支援者及び利用者の拡大及び取組の充実に努めます。 	長寿いきがい課 社会福祉協議会
地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進します。 ○ 地域ケア会議（地域ケア推進会議、地域ケア個別会議）の推進をはじめ、多職種が連携しながら地域の課題解決に取り組むとともに、ケアマネジャーの負担感を解消し、協働しやすい環境づくりに努めます。 	長寿いきがい課 社会福祉協議会
障がいのある人への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市と阿波市が共同で設置している「東部第2サブ圏域障がい者自立支援協議会」において、地域における障がいのある人への支援体制に関する情報を共有するとともに、サービス提供事業所や当事者団体等関係機関と連携し、障がいのある人への生活支援を推進します。 	社会福祉課

施策の方向6 良質で多様な福祉サービスの利用促進

高齢者や障がいのある人、子育て世代など誰もが地域で安心して生活できるよう、各種福祉計画に基づき、福祉サービスの充実を図るとともに、一人一人の状況やニーズに応じて、適切なサービス支援へとつなぎます。

主な取組	取組内容	主な担当課
各種福祉計画に基づく施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」等に基づく施策の展開により、誰もが安心して生活できるよう、地域に密着した福祉サービスの充実を図ります。 	関係各課
高齢者への包括的な介護及び保健事業と介護予防の一体的実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の生きがいと健康づくりへの支援をはじめ、閉じこもりの予防、各種の介護予防・生活支援サービス事業の推進、在宅介護等総合的な相談への対応、また認知症状の方やその家族への支援など、包括的、継続的な在宅医療、介護サービス等を展開します。 ○ 国保データベース（KDB）システム等を活用し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、生活習慣病の重症化予防及び健康寿命の延伸を図ります。 	国保年金課 健康推進課 長寿いきがい課
障がいのある人への自立と生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、日常生活用具の給付や移動支援などの地域生活支援事業をはじめ、障がい福祉サービスの適切な提供、就労支援等の社会参加への支援、住まいの確保など、障がいのある人が、自立した日常生活を送ることができるよう支援します。 	社会福祉課

主な取組	取組内容	主な担当課
総合的な子育て支援施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援サービスの適切な提供をはじめ、放課後児童健全育成事業や子どもはぐくみ医療、母子保健事業など、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりを推進します。 ○ 子育て世代包括支援センターでは、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握し、相談対応や関係機関との連携を図り、切れ目のない支援を行います。 ○ 子ども家庭総合支援拠点において、子どもの発達段階や家庭の状況に応じて必要な支援を継続して実施するとともに、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまで継続的に支援します。 	健康推進課 子育て支援課
市民の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「健康よしのがわ21計画」に基づき、市民を対象とした生活習慣病の予防施策をはじめ、栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒・喫煙、歯・口腔衛生、こころの健康など、市民の健康の増進を図るための多様な取組を推進します。 	健康推進課
高齢者等住宅等安心確保事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県営住宅にある高齢者専用住宅に入居している高齢者を対象に、生活援助員の派遣や24時間態勢での緊急通報体制の確保、様々な相談への対応など、関係機関と連携して、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう支援します。 	長寿いきがい課

【基本目標3】 きめ細かな相談で安心できるまちづくり

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- 自分の住んでいる地域にある相談窓口について、情報を集めましょう！
- 成年後見制度や虐待の防止などに関する情報を集め、知識を深めましょう！
- 重層的支援体制整備事業について学び、自分にできそうなことがあれば参加してみましよう！
- 支援を必要としている人が、何を求めているのか、どのようなことが助けになるのか、ふだんから考えてみましょう！

●● 互助（地域みんなで協力して取り組むこと） ●●

- 関係機関と連携して、重層的支援体制整備事業に積極的に取り組みます。
- アウトリーチによる支援ができるよう、相談員研修に参加します。
- 身近で相談を受けたら話を聞き、必要に応じて相談機関につなげます。
- 権利擁護の制度などについて、積極的に情報を提供します。

●● 公助（行政が取り組むこと） ●●

施策の方向7 包括的な相談支援体制の整備（重層的支援体制整備事業）
施策の方向8 権利擁護の推進

●● 公助（具体的な取組） ●●

施策の方向7 包括的な相談支援体制の整備（重層的支援体制整備事業）

地域住民の複合化、複雑化した生活課題に対する相談支援を一体的に実施し、関係機関の協働による断らない包括的な総合相談支援体制を整備するとともに、参加支援や地域づくりに向けた取組など、重層的支援体制整備事業を推進します。

主な取組	取組内容	主な担当課
多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者福祉や介護、障がい者福祉、子育て支援、生活困窮に関して、複合化、複雑化した地域の生活課題に対する相談支援を一体的に実施し、本人や世帯の状況にかかわらず、断らない包括的な相談支援体制の構築を推進するとともに、庁内関係課や医療、福祉等関係機関との分野横断的な連携の強化を図ります。 	社会福祉課 社会福祉協議会 関係各課
生活困窮者自立支援施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「生活困窮者自立支援制度」に基づき、生活困窮者自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、住居確保給付金の支給など、包括的な支援を行いながら、自立の促進を図ります。 ○ 生活福祉資金貸付事業や就学援助費扶助事業を活用し、生活に困っている人に対して、支援を行います。 ○ 生活困窮者自立支援に係る相談窓口や制度の内容等について、市の広報誌やホームページによる周知をはじめ、吉野川市社会福祉協議会や学校等の関係機関と連携して周知を図り、必要な人への制度の利用を促進します。 ○ 吉野川市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、生活困窮者の把握に努め、アウトリーチを含めた支援の在り方を検討します。 	社会福祉課 学校教育課 社会福祉協議会
自殺対策の推進とこころの相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「吉野川市自殺対策計画（令和2年度～令和11年度）」に基づき、高齢者、生活困窮者、無職者・失業者に関わる対策に重点を置きながら、地域におけるネットワークの強化や自殺対策を支える人材の育成、生きることの促進要因への支援など、具体的な自殺対策を推進します。 ○ うつ病や心の悩みを抱えている人に対して、相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関につなぎます。 	健康推進課

主な取組	取組内容	主な担当課
ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ひとり親家庭の就労状況と母子・父子自立支援プログラム策定事業」を実施し、児童扶養手当受給者に対する個別面談をはじめ、個々の状況に応じた支援メニューを組み合わせたプログラムを策定し、ハローワークと連携して就労支援を行います。また、継続的にフォローすることで自立の促進を図ります。 	子ども相談室
総合相談支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「総合相談窓口」において、高齢者の健康や介護に関する相談に対応するとともに、福祉サービス等の適切な利用につなぎます。 ○ 支援を必要とする高齢者の早期発見に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、継続的な支援を図ります。 	長寿いきがい課 社会福祉協議会
民生委員・児童委員による相談支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における身近な相談先として、民生委員・児童委員による相談支援事業を推進するとともに、関係機関と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握やニーズに応じた生活支援に努めます。 ○ 事業の推進にあたっては、定例会を開催し、民生委員・児童委員の研修や情報交換の機会を確保します。 	社会福祉課
心配ごと相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内に設置された相談窓口において、市民の日常生活の悩みや困りごとの相談に対応します。 ○ 相談窓口や相談日程等についての情報を、市の広報誌や吉野川市社会福祉協議会の広報等で周知するとともに、相談対応の地域間の格差の是正に努めます。 	社会福祉協議会

施策の方向 8 権利擁護の推進

関係機関と連携し、暴力や虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。また「吉野川市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、関係機関と連携して総合的な権利擁護事業を推進するとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。

主な取組	取組内容	主な担当課
虐待防止施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障がいのある人等に対する虐待への対応について、関係機関との連携により早期発見、早期解決に向けた支援に取り組みます。また、相談から被害者の安全の確保、自立支援までの総合的な支援を推進します。 ○ 「高齢者虐待防止ネットワーク事業」を推進し、高齢者の虐待防止や虐待を受けた高齢者の適切な保護及び養護者への指導、支援を迅速に行うため、吉野川市地域包括支援センター等の関係機関と連携し、状況の改善に努めます。 ○ 「障がい者虐待防止センター」の取組として、24時間態勢の通報・届出受理の確保体制や一時保護のための支援を行います。 	長寿いきがい課 社会福祉課 社会福祉協議会
認知症施策等総合推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、吉野川市地域包括支援センター内にある「認知症初期集中支援チーム」において、早期診断、早期対応に向けた支援を推進するとともに、初期の支援を包括的、集中的に行い、自立した生活に向けた支援を推進します。 	長寿いきがい課 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症状や障がい等により、福祉サービスの選択や金銭管理などが困難な人を対象に、地域において自立した生活が送れるよう「日常生活自立支援事業」に基づき、福祉サービスの利用等について支援します。 ○ 複雑化、多様化する支援内容への対応を見据えながら、定期的に支援計画の検証を行い、より効果的、効率的な支援に努めます。 ○ 事業の推進にあたっては、徳島県社会福祉協議会との連絡、調整や情報交換の機会の充実に努めます。 	社会福祉協議会

主な取組	取組内容	主な担当課
成年後見制度の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 判断能力が不十分となり、日常生活や財産の管理等に支援が必要になった人のための支援制度である「成年後見制度」について、市の広報誌やホームページを活用し、普及に向けた啓発を図るとともに、利用の促進に努めます。 ○ 制度の利用の促進にあたっては「吉野川市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、関係機関との連携を強化した施策を推進します。 	<p>長寿いきがい課 社会福祉課 社会福祉協議会</p>
人権対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「吉野川市人権施策推進計画」に基づき、高齢者や障がいのある人の人権をはじめ、同和問題、LGBTQ（性的少数者）など、様々な分野における人権課題について、幅広い年齢層に正しい理解を促進するとともに、多様性を認め合う啓発活動を推進します。 ○ 「吉野川市男女共同参画基本計画」に基づき、家庭や地域、職場等における男女間格差の解消に向けた取組を推進するとともに「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動等を推進します。 ○ 「障害者差別解消支援地域協議会」において、障がいのある人への差別に関する事例の情報を共有し、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に推進します。協議会の開催にあたっては、定期的な開催や多様な関係者の参画をはじめ、専門的な知識を持つ相談員の育成に努めます。 	<p>人権課 社会福祉課</p>

【基本目標4】誰もが安全に暮らせるまちづくり

●● 自助（市民一人一人が取り組むこと） ●●

- 自然災害などの非常時に備え、避難場所・避難所の情報を集めるとともに、水や食料の備蓄など、家庭でできる対策を進めましょう！
- 犯罪から身を守ることを一人一人心掛けましょう！
- 自治会活動や自主防災組織などに積極的に参加し、地域の安全・安心づくりに協力しましょう！

●● 互助（地域みんなで協力して取り組むこと） ●●

- 防災や防犯について、自治会でできる活動を考えます。
- 行政と連携して避難行動要支援者名簿の作成や更新を進めます。
- 自治会や自主防災組織など、地域の様々な団体が協力して、地域の安全、安心づくりに努めます。
- 地域住民を対象に、定期的に防災対策や防犯対策についての取組を説明し、情報を提供するとともに、地域活動への参加を促進します。
- 防災訓練など、誰もが安全に暮らせるまちづくりに向けた地域活動を継続して行います。

●● 公助（行政が取り組むこと） ●●

- 施策の方向9 人にやさしいまちづくり
- 施策の方向10 防災対策の推進
- 施策の方向11 防犯対策の推進

●● 公助（具体的な取組） ●●

施策の方向9 人にやさしいまちづくり

ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備を促進するとともに、道路等のバリアフリー化の推進や移動手段の確保など、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

主な取組	取組内容	主な担当課
公共施設のユニバーサルデザイン化の推進	○ 人口減少、高齢化による市民ニーズの変化や時代の要請等に的確に対応し、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入、その他市民が必要としている機能付加等により、施設の機能の向上を図ります。	管財システム課
道路整備事業の推進	○ 市道の整備にあたっては、高齢者や障がいのある人に配慮した構造となるよう、市の条例で基準を定め、誰もが歩きやすい道づくりに向けてバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づく道路の維持、補修を行います。	建設課
移動手段の確保	○ JR阿波山川駅を起点として、美郷地区を中心にバスを循環運行し、市民の移動手段の確保を図ります。 ○ 高齢者や障がいのある人の社会参加を促進するため、美郷地区内におけるタクシー利用料金を助成する「福祉タクシー事業」を推進し、移動のための経済的負担の軽減を図ります。 ○ 「高齢者等外出支援タクシー料金助成事業」を試験的に実施し、今後も増加が見込まれる交通弱者となる方々の外出支援を含めた公共交通の在り方の検討材料とします。	生活あんしん課 美郷支所

施策の方向 10 防災対策の推進

日頃から、住民同士の顔の見える関係づくりを促進するとともに、避難行動要支援者への支援体制の構築をはじめ、地域住民や関係機関、行政が協働して計画的な地域の防災体制の強化を図るとともに、迅速な災害情報の発信に努めます。

主な取組	取組内容	主な担当課
避難行動要支援者の避難行動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障がいのある人など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な「避難行動要支援者」に対して、個別避難計画を作成し、福祉関係者や市民、自主防災組織等による支援体制の確立に努めます。 ○ 関係機関と連携し「避難行動要支援者名簿」の更新と登録を促進するとともに、自主防災組織等に対して、要支援者の所在等を周知し、日頃から災害に備える体制を整備します。 	社会福祉課
防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「吉野川市地域防災計画」に基づき、総合的かつ計画的な災害対策を推進するとともに、地域の防災力を高めます。また、地域の防災対策や避難所等の周知をはじめ、自治会や自主防災組織への支援体制の構築や人材の育成等、住民と協働して計画的な防災体制の強化に取り組みます。 ○ 災害時に、配慮の必要な人が安心して避難生活できるよう、福祉避難所を確保するとともに、妊産婦や乳幼児も受け入れ可能な避難所の確保に努めます。 ○ 「吉野川市防災・情報メール」の運用により、事前に登録されたメールアドレスに災害情報等を発信するとともに、防災情報アプリ等、他のSNSツールとの連携により、迅速で効果的な情報発信に努めます。 	防災対策課 市長公室 社会福祉課 社会福祉協議会
災害時のボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における「災害ボランティアセンター」の設置をはじめ、市民に災害ボランティアへの参加を呼び掛けるとともに、被災者のニーズに対応したボランティアの派遣やコミュニティ活動等、被災された方への支援体制の構築を図ります。 	社会福祉協議会

主な取組	取組内容	主な担当課
家屋の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「吉野川市老朽危険空き家等除却支援事業」に基づき、地震等災害時に倒壊のおそれがある、老朽化した危険な状態の空き家の除却工事を行う場合、その費用の一部を助成し、地域の防災性の向上を図ります。 ○ 「吉野川市木造住宅耐震化促進事業」に基づき、耐震性が不足すると判定された木造住宅について、耐震化工事の費用の一部を助成し、地震等災害時の被害の軽減を図ります。 	建築営繕室

施策の方向 11 防犯対策の推進

防犯灯の設置や防犯意識の向上など、関係機関と連携した防犯体制の充実による安全なまちづくり活動を推進します。

主な取組	取組内容	主な担当課
防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯灯の設置をはじめ、警察署等関係機関と連携した市民の防犯意識の向上や防犯活動への参加を促進するとともに、青少年や子どもを犯罪の被害から守る活動を促進します。 	生活あんしん課
消費者トラブルの防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 吉野川市消費生活センターにおいて、特殊詐欺や悪質商法等に関する消費生活相談を受け付け、トラブルの解消に向けた支援を行うとともに、被害を未然に防ぐための啓発活動を推進します。 	消費生活センター
再犯防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため「再犯防止推進計画」を策定し、関係機関との連携を図りながら、再犯防止施策を推進します。 	生活あんしん課 人権課 社会福祉課

第7章 吉野川市成年後見制度利用促進基本計画

〔1〕 計画策定の趣旨と位置付け

成年後見制度は、認知症状や知的障がい等があることにより、判断能力が不十分となり、日常生活や財産の管理等に支援が必要な人を社会全体で支え合うための制度です。

高齢化の進行等を背景として、今後、成年後見制度の需要が高まることが見込まれています。

国においては、平成28（2016）年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として、平成29（2017）年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。その後、施策の見直しを踏まえ、令和4（2022）年3月25日には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度を計画期間として、制度の利用促進に関する施策が推進されています。

「成年後見制度利用促進法」の規定においては、市町村に対し「市町村成年後見制度利用促進基本計画」の策定を求めており、さらに「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、市町村は関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域連携ネットワークの構築や中核機関等の計画的な整備を求めています。

本市においても、市民の生活に密接に関わる成年後見制度を積極的に推進するために、本章を「成年後見制度利用促進法」第14条第1項の規定に基づく「吉野川市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、関係機関との連携を図りながら成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護体制の充実を図ることとします。

〔2〕 本市の現状と課題

1 利用状況

本市における認知症高齢者数は、近年、緩やかに増加で推移しており、令和3（2021）年度では2,477人となっています。（再掲）

本市における成年後見制度の利用状況をみると、助成件数は令和元（2019）年度で8件、令和2（2020）年度で12件と増加で推移していましたが、令和3（2021）年度では6件となっています。

また、令和3（2021）年度では、後見^{※1}が5人、保佐^{※2}が2人、補助^{※3}が1人となっており、任意後見^{※4}の利用はありません。

※1【後見】常に判断能力を欠く状況にある人に適用され、成年後見制度の対象者区分(3類型)の中でも、最も重い類型に当たる。後見の場合、家庭裁判所に選ばれた「成年後見人」が「成年被後見人」を法的に支援・保護する。

※2【保佐】日常的な事柄は一人でできても、財産の管理や不動産取引等の重要な法律行為については、援助が必要な人で、3類型の中では中間的な位置付けにある。

※3【補助】判断能力が不十分又は低下してしまった人に適用され、3類型の中では最も軽い類型のこと。補助の場合「補助人」が「被補助人」を法的に支援する。

※4【任意後見】本人が契約の締結等に必要な判断能力を有している間に、将来、判断能力が不十分になったときの後見事務の内容及び任意後見人を、自ら事前の契約によって決めておく制度で、公正証書の作成が必要となる。

【 成年後見制度の利用状況 】

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
助成件数(件)	3	4	2	8	12	6
市長申立件数(件)	4	5	7	5	2	4

	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
後見(人)	4	3	6	6	3	5
保佐(人)	1	-	-	2	2	2
補助(人)	-	-	-	-	-	1
任意後見(人)	-	-	-	-	-	-

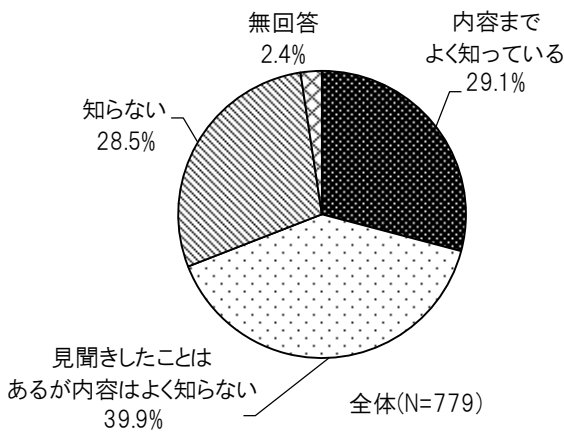
資料:庁内資料(各年度3月末日現在)

2 市民アンケート調査結果

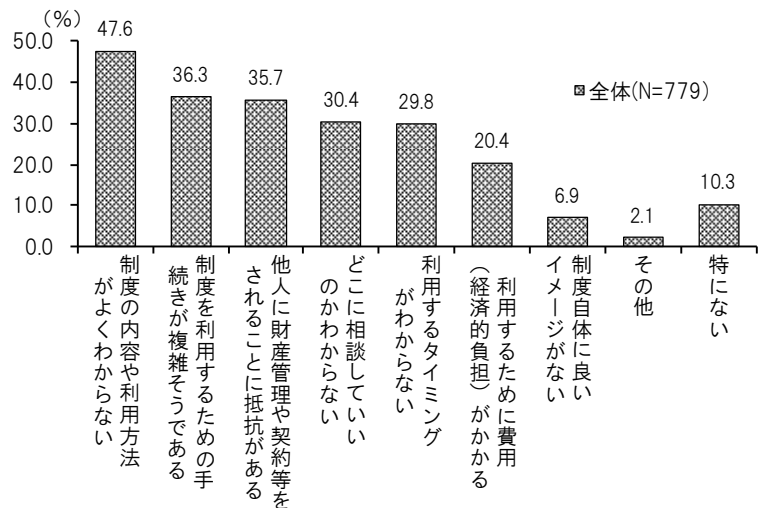
市民アンケート調査では、成年後見制度を「内容までよく知っている」人は 29.1%と、およそ3～4人に1人の割合で、成年後見制度に対しては「制度の内容や利用方法がよくわからない」というイメージが最も多く回答されています。(再掲)

今後、本市における高齢化の継続的な進行やそれに伴う認知症高齢者の増加などを見据え、制度の更なる周知が必要であるとともに、総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、成年後見制度の適切な利用促進が必要です。

【 成年後見制度の認知状況 】



【 成年後見制度に対するイメージ (再掲) 】



3 権利擁護の取組状況

本市の権利擁護の取組として、吉野川市社会福祉協議会において、日常生活自立支援事業が実施されています。

事業については、半年ごとに個別支援計画の評価を行い、契約者の状況に応じた支援に努めていますが、近年は支援内容が複雑化、多様化しており、今後は、よりきめ細かな支援が必要となっています。

吉野川市社会福祉協議会をはじめ、地域の専門職や関係機関との連携をより一層強化し、成年後見制度の利用の促進とともに、権利擁護に関するネットワークの構築や取組を推進していく必要があります。

[3] 計画の期間

「吉野川市成年後見制度利用促進基本計画」の期間は「第3期 吉野川市地域福祉計画」と一体的に策定することから、同一期間である令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

[4] 施策の体系

「吉野川市成年後見制度利用促進基本計画」は、次の体系に基づき施策に取り組みます。

1 成年後見制度の周知と理解の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 成年後見制度の周知・啓発・ 相談窓口の周知・ 職員等に向けた制度の理解促進
2 成年後見制度の利用促進に向けた支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 支援が必要な人の発見体制づくり・ 相談支援体制の整備・ ニーズに応じた支援体制の整備・ 市長申し立ての実施
3 関係機関との連携による適切な運用	<ul style="list-style-type: none">・ 地域連携ネットワークによる個々のニーズへの対応・ 中核機関による地域連携・機能強化

1 成年後見制度の周知と理解の促進

主な取組	取組内容
成年後見制度の周知・啓発	○ 市民の成年後見制度への関心を高め、理解の促進につながるよう、関係機関と連携し、市の広報誌やホームページなど、多様な媒体や機会を活用して周知を図るとともに、制度の適切な利用に関する啓発を推進します。
相談窓口の周知	○ 市の広報誌やホームページなど、多様な媒体や機会を活用して、成年後見制度の利用に関する相談窓口の周知に努めます。
職員等に向けた制度の理解促進	○ 吉野川市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、本市の職員をはじめケアマネジャーや相談支援事業所等を対象とした研修会や講演会の開催に努め、成年後見制度の理解を深めるとともに、個別のニーズを把握し、制度の利用につなぐことができる人材の育成に努めます。

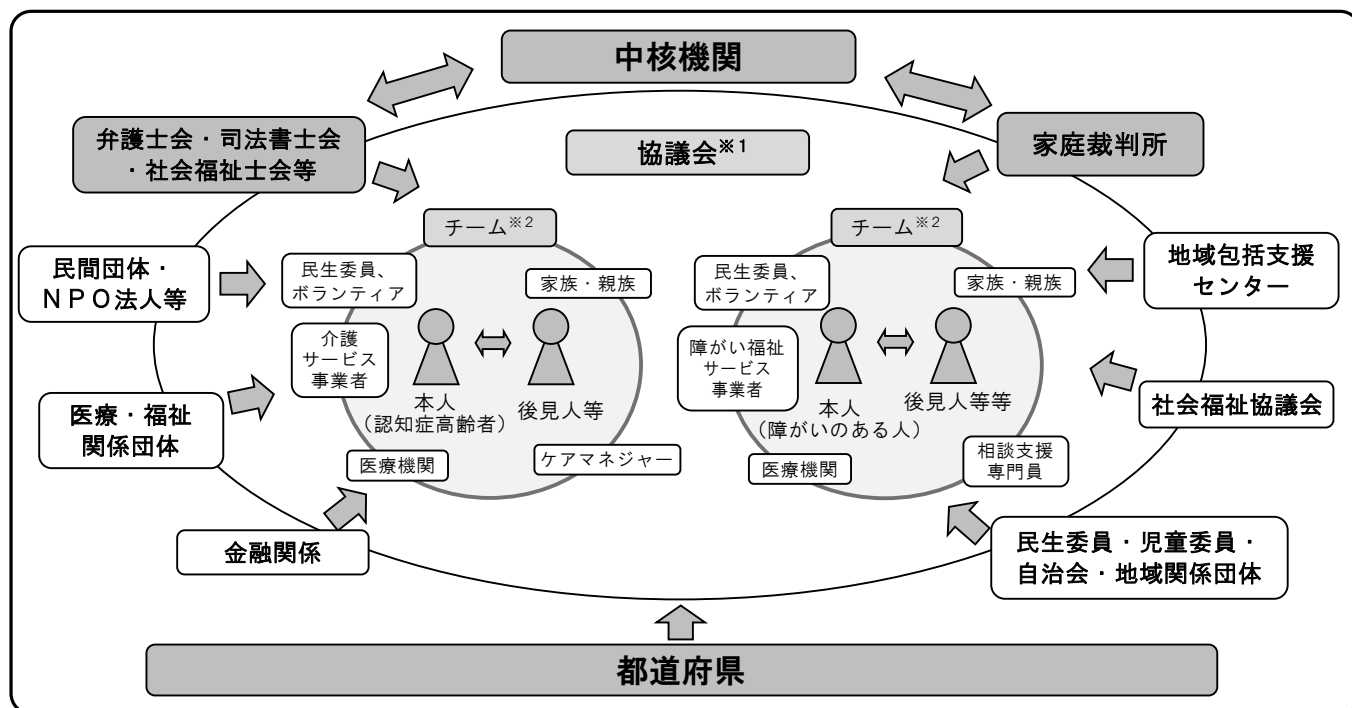
2 成年後見制度の利用促進に向けた支援体制の整備

主な取組	取組内容
支援が必要な人の発見体制づくり	○ 財産管理や必要な福祉サービスの利用手続きなど、権利擁護への支援が必要な人の早期の発見に努めるとともに、速やかに必要な支援につなぐことができる体制の整備に努めます。 ○ 地域住民や家族からの相談、吉野川市社会福祉協議会やケアマネジャー、民生委員・児童委員からの相談など、体制の整備にあたっては、関係機関と連携した早期発見の仕組みづくりに努めます。
相談支援体制の整備	○ 支援が必要な人やその家族等が、成年後見制度の利用について身近な地域で気軽に相談できるよう、吉野川市社会福祉協議会の相談窓口をはじめ関係機関と連携し、相談窓口の充実を図ります。
ニーズに応じた支援体制の整備	○ 本人の状況確認と個別のニーズを把握しながら、丁寧な制度の説明とともに、きめ細かな支援に努め、本人の意思や心身の状態、生活の状況等を踏まえた制度の運用を図ります。
市長申し立ての実施	○ 成年後見制度の利用が必要な状況であり、身近に申し立てる親族がない場合に、成年後見市長申し立てを実施します。

3 関係機関との連携による適切な運用

主な取組	取組内容
地域連携ネットワークによる個々のニーズへの対応	○ 地域連携ネットワークの構築を図り、権利擁護の支援が必要な人に対し、早期に必要な支援につなぐとともに、専門職、関係機関が連携して、個々のニーズに応じた支援の在り方を協議することができる仕組みをつくります。
中核機関による地域連携・機能強化	○ 地域の福祉や法律の専門職等と連携し、地域における制度の推進役として地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）の設置に向けた取組を推進します。

【 地域連携ネットワークとその中核機関の整備イメージ 】



※1 【協議会】法律・福祉の専門職団体や司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携した合議体のこと。

※2 【チーム】本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が連携して、日常的に本人の見守りや意思、状況等を継続的に把握する組織のこと。

資料：厚生労働省資料より作成

第8章 吉野川市再犯防止推進計画

[1] 計画策定の趣旨と位置付け

全国における刑法犯の認知件数及び検挙者数は、近年、減少傾向にある一方、刑法犯検挙者に占める再犯者率[※]は50%前後で大きな変動なく推移しています。安全で安心して生活できる地域社会を実現するためには「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

国においては、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、平成29(2017)年12月には「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。また、令和元(2019)年12月には、国の犯罪対策閣僚会議において「再犯防止推進計画加速化プラン」が決定され、国の「再犯防止推進計画」に基づいて実施している再犯防止施策のうち、満期釈放者対策の充実・強化をはじめ、地方公共団体との連携の強化、民間協力者の活動の促進という3つの課題に対応した取組を、重点的に推進することとしています。さらに、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までを計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」が策定されます。

一方、徳島県においては、令和2(2020)年3月に「徳島県再犯防止推進計画」を策定し、国の計画における基本方針を踏まえて、多様化が進む社会において犯罪をした人が孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するための取組を推進しています。

本市においても、国及び徳島県の再犯防止推進計画並びにこれまでの行政や関係団体等の取組における課題を踏まえ、本章に更生支援の取組をまとめ「再犯防止推進法」第8条第1項の規定に基づく「吉野川市再犯防止推進計画」として位置付け、犯罪をした人の円滑な社会復帰を支援するとともに、犯罪が起りにくい地域づくりを推進します。

※【再犯者率】刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率のこと。再犯者とは、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者のこと。

【 参考／国の「再犯防止推進計画」における基本方針と重点課題 】

【 5つの基本方針 】

- 1 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進すること。
- 2 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施すること。
- 3 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施すること。
- 4 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施すること。
- 5 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成すること。

資料：法務省「再犯防止推進計画」(平成 29(2017)年 12 月)より作成

【 参考／「徳島県再犯防止推進計画」における重点課題と施策 】

1 国・民間団体等との連携強化のための取組

- ・ 国・民間団体等との連携強化

2 就労・住居の確保のための取組

- ・ 就労の確保
- ・ 住居の確保

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

- ・ 高齢者及び障害者に対する支援
- ・ 薬物依存症者に対する支援

4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施のための取組

- ・ 非行の防止
- ・ 学校等と連携した修学支援の実施

5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

- ・ ストーカー加害者に対する指導等
- ・ 暴力団員の社会復帰に向けた指導等
- ・ 性犯罪をした者に対する指導等
- ・ DV加害者に対する指導等

6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

- ・ 民間協力者の活動の推進
- ・ 広報・啓発活動の推進

[2] 計画の期間及び対象者

「吉野川市再犯防止推進計画」の期間は「第3期 吉野川市地域福祉計画」と一体的に策定することから、同一期間である令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

なお、計画の対象者は、第一義的には「再犯防止推進法」第2条第1項に規定する「犯罪・非行をした人」であり、また、その家族や犯罪・非行をした人の立ち直りに関わる人、犯罪・非行をした人を取り巻く社会の全ての構成員とします。

[3] 再犯防止施策を取り巻く現状

1 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数の推移をみると、全国及び徳島県、吉野川市ではいずれも減少傾向にあります。令和3（2021）年では、徳島県で2,362件、吉野川市では83件となっており、平成29（2017）年からの推移では、3～5割減少しています。

【刑法犯認知件数の推移】

単位(件)	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	増減率 (%)
全国	915,042	817,338	748,559	614,231	568,104	-37.9
徳島県	3,694	3,094	3,111	2,414	2,362	-36.1
吉野川市	166	158	145	123	83	-50.0

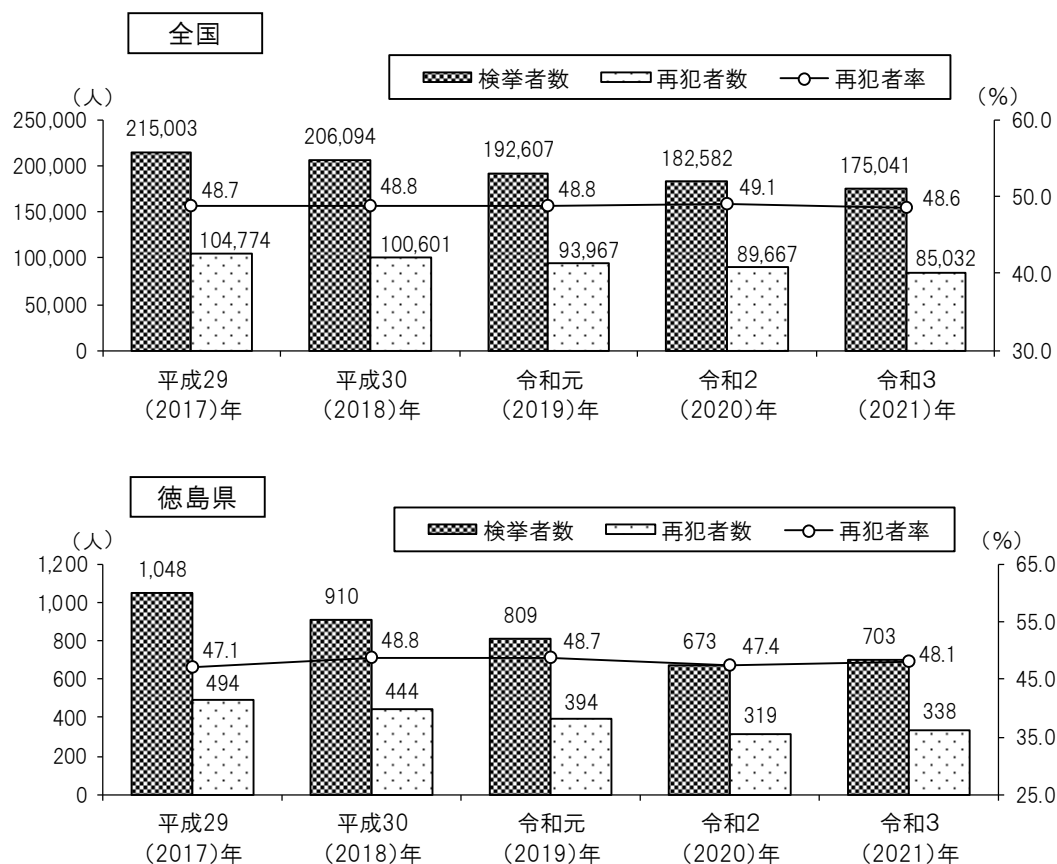
注：増減率は、平成29(2017)年から令和3(2021)年にかけての増減割合

資料：全国及び徳島県は警察庁「令和3年の刑法犯に関する統計資料」より作成、市は警察庁への聴取による。

2 徳島県における再犯の状況

徳島県での検挙者数及び再犯者数は、長期的には減少傾向にあり、再犯者率は5割程度となっています。

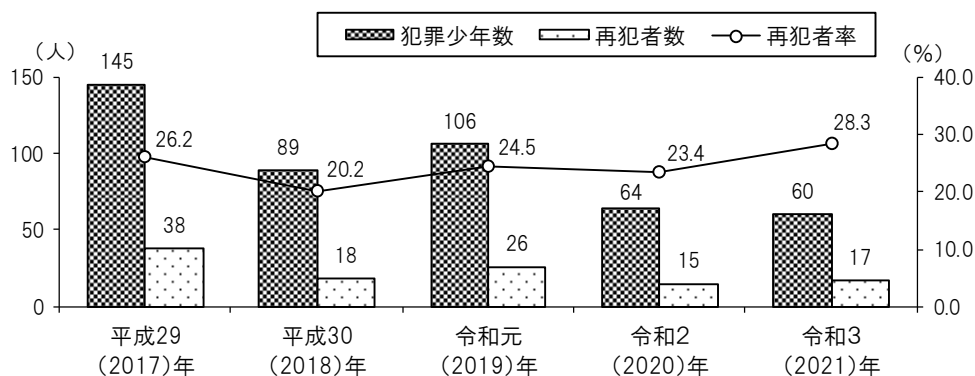
【刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率】



資料: 全国は「再犯防止推進白書」、徳島県は「徳島県再犯防止推進協議会資料」より作成

徳島県における犯罪少年（刑法）の再犯者数・再犯者率は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、令和3（2021）年では再犯者率は28.3%となっています。

【犯罪少年（刑法）の再犯者数・再犯者率（徳島県）】



資料: 「令和3年 徳島県の少年非行」より作成

[4] 施策の展開

再犯を防止するためには、犯罪を未然に防止することはもちろん、立ち直ろうとする人を社会の一員として受け入れ、円滑に社会復帰につなげる必要があります。しかし、犯罪や非行をした人の中には、様々な課題を抱え、自力で更生することが困難な人が多いことも現状です。

本市では、地域社会で生活する上で、犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことがないよう、生活基盤を整え、孤立を防ぐ支援などを通じて、市民が犯罪に巻き込まれることを防止し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

主な取組	取組内容
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪や非行の防止及び犯罪や非行をした人の更生等に関する市民の理解を促進するため、毎年7月に全国的に展開される「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」などに合わせて、市の広報誌やホームページをはじめ、多様な媒体や機会を活用して周知を図るとともに、啓発活動を推進します。
関係機関との連携と協力体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護司が、保護観察対象者と面接するための場所の提供をはじめ、保護司同士の情報交換や懇親の場、保護司活動の拠点となる場の提供などについて、関係機関と連携して必要な支援を検討します。 ○ 徳島保護観察所をはじめ、阿波吉野川地区保護司会（阿波吉野川地区更生保護サポートセンター※¹）、各地区の更生保護女性会※²など、更生保護に係る関係機関、団体が実施する研修会や協議会等に、担当職員が参加し、再犯防止の現状を把握するとともに、関係機関との連携を強化します。
就労への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑務所出所者等の雇用を受け入れる事業者に対し、就労や雇用に関する相談支援をはじめ、情報提供を行っている「高松矯正管区矯正就労支援情報センター（コレワーク四国）※³」との連携体制を構築し、刑務所出所者等の就労を支援します。

※1【更生保護サポートセンター】保護司、保護司会が地域の関係機関や団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点のこと。本市には「阿波吉野川地区更生保護サポートセンター（あわ・吉野川サポートセンター）」が所在する。

※2 鴨島町更生保護女性会、川島更生保護女性会、山川町更生保護女性会

※3【高松矯正管区矯正就労支援情報センター（コレワーク四国）】刑務所出所者等の雇用を検討している事業主に対し、採用手続きの支援等（①雇用情報提供サービス、②採用手続支援サービス、③就労支援相談窓口サービス）を行う法務省の機関のこと。

主な取組	取組内容
出所者等への生活支援と住まいの確保に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑務所出所者等に対し、必要に応じて「生活困窮者自立支援制度」などの支援制度を紹介するなど、社会生活を営む上で必要な支援を行います。 ○ 罪を犯したことにより、身元保証人の確保が困難であることや経済的理由等により、適切な定住先の確保が困難である場合、一定期間家賃相当分の支援を行う「住居確保給付金（家賃）」等の制度の活用を図ります。
保健・医療・福祉サービス等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑務所出所者等において、福祉的な支援が必要な人のために、徳島県地域生活定着支援センター※¹と連携し、公的な福祉サービスを受けるために必要な調整や社会復帰に向けた支援など、地域生活への定着を支援します。 ○ 高齢者や障がいのある人が必要とする福祉サービスにつながるように、吉野川市地域包括支援センターによる相談事業など、必要に応じた支援を行います。 ○ 犯罪被害者やその家族が安心して生活できるよう、医療や福祉など各分野の関係機関と連携し、ニーズに応じた支援に取り組みます。 ○ 関係機関と連携して薬物の乱用防止を目的とした啓発活動に努めるとともに、薬物乱用による弊害に関する健康相談など、徳島県保健所等関係機関との連携を図ります。
非行の未然防止、青少年健全育成、児童虐待やDV防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の小・中学校等と連携して、児童・生徒の状況に応じた相談支援の実施などにより、課題の解決を図り非行の未然防止に努めます。 ○ 児童・生徒への啓発活動や青少年の健全育成を図るため、吉野川市青少年育成補導センターと連携し、家庭や地域の健全な環境づくりに努めます。 ○ 「徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）※²」の専門的な相談支援機能と連携し、犯罪や非行を防止する取組を推進するとともに、学校等と連携し、少年院退院者や保護観察処分少年等に対して復学の調整などを支援します。 ○ 保護観察対象となっている少年の再非行の防止や修学への支援に向けて、保護司や学校、関係機関との連携の強化を図ります。

※1【徳島県地域生活定着支援センター】高齢又は障がい等により福祉的な支援を必要とする矯正施設からの出所者に対し、出所後に福祉サービスが利用できるよう調整するなど、地域の中で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援することを目的とした機関のこと。

※2【徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）】「少年鑑別所法」の規定に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体との連携により、非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援に地域で取り組んでいる機関のこと。（成人の問題にも対応可能。）

【参考／関係機関・団体の所在地及び連絡先】

名 称	所在地	電話番号・FAX
コレワーク四国 (高松矯正管区 矯正就労支援情報センター)	〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎地下1階	☎ :0120-29-5089 FAX:087-802-5556
徳島県地域生活定着支援センター	〒770-0943 徳島市中昭和町1-2	☎ :088-611-0220 FAX:088-624-0332
徳島法務少年支援センター	〒770-0816 徳島市助任本町5-40	☎ :088-652-5606 FAX:088-655-2575
徳島保護観察所	〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎5階	☎ :088-622-4359 FAX:088-655-2654
阿波吉野川地区更生保護サポートセンター (あわ・吉野川サポートセンター)	〒779-3303 吉野川市川島町桑村2827-70 吉野川市交流センター1階	☎ :0883-25-5008 FAX:0883-25-8002

第9章 計画の推進のために

[1] 計画の推進にあたって

1 計画の周知と住民との協働による推進

計画の推進にあたっては、福祉のまちづくりを進める上で中心的な役割を担う住民の主体性を尊重し、住民の参画と協働によって、地域福祉の取組を進める必要があります。そのため、住民に対して、本計画の内容を周知し、地域福祉活動の理解を促進し、その普及に努めるとともに、福祉やボランティアに関する多様な情報の提供を通じて、住民がお互いに支え合う意識の醸成と活動の促進を図ります。

2 庁内の推進体制の強化

本計画は、高齢者や障がいのある人、子育て支援といった福祉部門だけではなく、学校教育や生涯学習、まちづくりなど、庁内の幅広い部署において、分野横断的に地域福祉施策を総合的に推進する必要があります。そのため、関係する庁内部署との連携をより強化した推進体制の整備を図ります。

3 重層的支援体制整備事業の構築に向けた取組の推進

複雑化、複合化した課題を抱える住民に対する支援体制を包括的に整備していく必要があります。そのため、あらゆる福祉分野の相談がワンストップでできる相談体制の確立や関係機関と連携した、地域特性に応じた包括的な支援体制づくりを推進し、誰一人取り残さないという考え方に沿って、必要な環境を整備する「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた取組を推進します。

4 吉野川市社会福祉協議会等関係機関との連携の強化

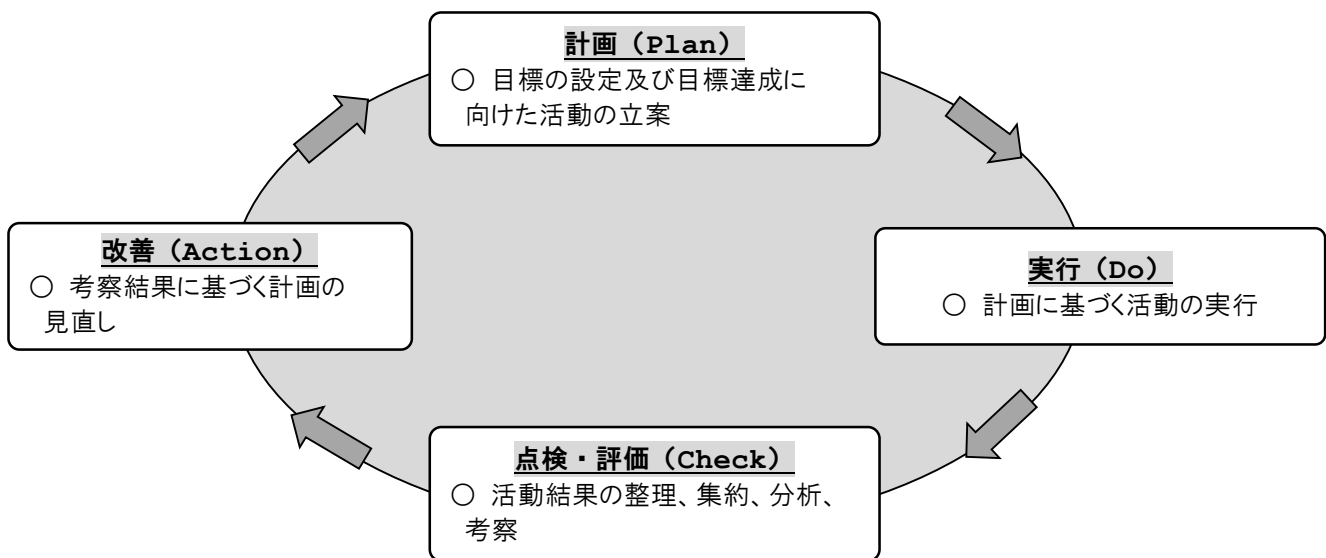
吉野川市社会福祉協議会は、本市のボランティア活動等における中核的な役割を果たしています。そのため、吉野川市社会福祉協議会と密接に連携した福祉活動を推進するとともに、吉野川市社会福祉協議会が策定している「吉野川市地域福祉活動計画」における取組との連携を図ります。また、地域福祉の推進は、地域で協力して取り組むことが基本であるため、本市と福祉サービス提供事業者や関係団体、ボランティア団体等、地域福祉の推進に関わる多様な関係機関との連携やネットワークづくりの促進によって、協働のまちづくりを推進します。

[2] 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況や達成状況を定期的に点検し、それを今後の施策に反映していく「PDCAサイクル」により進行を管理します。

本計画における取組内容の具体的な進行管理にあたっては、各部署で策定している関連計画において、本計画の内容を踏まえた「PDCAサイクル」により、継続的に取組を推進します。

【 PDCAサイクルのプロセスイメージ 】



資料編

1 吉野川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成29年9月4日

告示第77号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定により策定し、又は変更する吉野川市地域福祉計画について、市民及び社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、吉野川市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉を取り巻く現状と課題の調査及び分析に関すること。
- (2) 地域福祉を推進するための施策の展開及び方向性に関すること。
- (3) 吉野川市地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、地域福祉施策に関し見識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、新たに委員が委嘱又は任命された後、最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会において調査し、又は審議した結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成29年9月4日から施行する。

2 吉野川市地域福祉計画策定委員会委員名簿

氏 名	所属役職等	備 考
住友 恭宏	吉野川市民生委員児童委員協議会 会長	
東谷 克子	吉野川市身体障害者連合会 会長	
栞原 奈麻美	吉野川市手をつなぐ育成会 会長	
後藤田 幸子	吉野川市ボランティア連絡協議会 会長	
宮本 陽一	吉野川市社会福祉協議会 事務局長	委員長
由繁 義明	吉野川市老人クラブ連合会 会長	
喜島 寧子	吉野川市婦人団体連合会 会長	
鳩成 正至	吉野川市健康福祉部 部長	副委員長

3 策定経過

期日	項目	内容
令和4（2022）年 9月～11月	アンケート調査等	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート調査の実施 福祉関係団体調査の実施 【福祉関係団体】 吉野川市社会福祉協議会 吉野川市民生委員児童委員協議会 吉野川市身体障害者連合会 吉野川市手をつなぐ育成会 吉野川市ボランティア連絡協議会 吉野川市老人クラブ連合会 吉野川市婦人団体連合会 吉野川市シルバー人材センター
令和5（2023）年 1月27日（金）	第1回 第3期吉野川市 地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 吉野川市福祉のまちづくりアンケート調査結果について 吉野川市地域福祉計画の推進に関する関係団体調査結果について 第3期吉野川市地域福祉計画骨子案について
令和5（2023）年 2月28日（火）	第2回 第3期吉野川市 地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期吉野川市地域福祉計画 素案について
令和5（2023）年 3月6日（月） ～3月20日（月）	パブリックコメント手続	<ul style="list-style-type: none"> 「第3期吉野川市地域福祉計画」素案

第3期 吉野川市地域福祉計画

発 行 / 令和5（2023）年3月

発 行 者 / 吉野川市 健康福祉部 社会福祉課

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1

電 話 （0883）22-2261

FAX （0883）22-2260

E-Mail chiikifukushi@yoshinogawa.i-tokushima.jp
